

# あげお環境白書

平成27年版

(平成26年度報告)

上尾市

|       |                    |    |
|-------|--------------------|----|
| 第1章   | 上尾市の概要             |    |
| 1-1   | 上尾市の歴史             | 6  |
| 1-2   | 上尾市の地理的位置          | 6  |
| 1-3   | 上尾市の気候             | 8  |
| 1-4   | 上尾市の人口・世帯数         | 9  |
| 1-5   | 上尾市の土地利用           | 10 |
| 1-6   | 上尾市の交通             | 10 |
| 1-7   | 上尾市の産業             | 11 |
| 第2章   | 環境をめぐる動向           |    |
| 2-1   | 世界の動向・できごと         | 12 |
| 2-2   | 国内のできごと            | 12 |
| 2-3   | 上尾市のできごと           | 13 |
| 第3章   | 上尾市の環境推進体制         |    |
| 3-1   | 上尾市環境政策推進会議        | 14 |
| 3-2   | 上尾市の環境行政機構         | 14 |
| 3-3   | 所掌事務               | 15 |
| 3-4   | 上尾市環境審議会           | 17 |
| 3-5   | 上尾市環境推進協議会         | 18 |
| 3-6   | 上尾市環境美化推進員         | 20 |
| 第4章   | 第二次上尾市環境基本計画       |    |
| 4-1   | 計画策定の趣旨と位置付け       | 21 |
| 4-2   | 望ましい環境像            | 22 |
| 4-3   | 基本目標と項目別方針         | 23 |
| 4-4   | 施策体系               | 27 |
| 第5章   | 望ましい環境像の実現に向けて     |    |
| 5-1   | やすらぎのあるまちに         | 28 |
| 5-1-1 | 自然を守り育てるまち         | 28 |
|       | 取組方針<1>今ある自然の保護・保全 | 28 |
|       | 取組方針<2>自然とのふれあいの促進 | 29 |
| 5-1-2 | 水辺や緑が身近にあるまち       | 29 |
|       | 取組方針<3>緑化の推進       | 29 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 取組方針< 4 >水辺環境の保全・整備        | 29 |
| 取組方針< 5 >公園の整備             | 30 |
| 取組方針< 6 >農地保全・利用           | 30 |
| 5-2 清らかで安全なまちに             | 31 |
| 5-2-1 公害のないまち              | 31 |
| 取組方針< 7 >大気汚染の防止           | 31 |
| (1) 大気汚染の概要                | 31 |
| (2) 環境基準と評価方法              | 31 |
| (3) 測定結果                   | 35 |
| (4) 光化学スモッグ（光化学オキシダント）、酸性雨 | 36 |
| (5) 大気関係の届け出状況             | 37 |
| (6) 大気汚染に関する苦情件数           | 37 |
| (7) 大気汚染に関する改善対策           | 38 |
| 取組方針< 8 >水質汚濁の防止           | 40 |
| (1) 水質汚濁の概要                | 40 |
| (2) 特定施設等の届出状況             | 40 |
| (3) 水質にかかる環境基準             | 41 |
| (4) 測定項目                   | 43 |
| (5) 上尾市内の河川と水質調査地点         | 45 |
| (6) 測定結果                   | 46 |
| (7) 水質汚濁に関する苦情件数           | 50 |
| (8) 水質汚濁に関する改善対策           | 51 |
| (9) 下水道の整備                 | 51 |
| (10) 合併処理浄化槽の推進            | 52 |
| 事業の概要、補助対象、補助対象者、補助額、補助実績  |    |
| (11) その他の水質保全対策            | 53 |
| 取組方針< 9 >騒音・振動の防止          | 55 |
| (1) 騒音・振動の概要               | 55 |
| (2) 騒音にかかる環境基準             | 57 |
| (3) 騒音にかかる規制基準             | 58 |
| (4) 自動車騒音・振動の防止            | 63 |
| (5) 道路に面する地域の環境基準          | 63 |
| (6) 要請限度                   | 65 |
| (7) 自動車交通騒音・振動の測定結果        | 67 |
| (8) 深夜営業等の騒音規制             | 70 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| (9) 深夜営業騒音に関する事前指導件数      | 72 |
| (10) 騒音に関する苦情件数           | 72 |
| (11) 振動に関する苦情件数           | 72 |
| (12) 新幹線の騒音・振動            | 73 |
| 取組方針< 10 >悪臭の防止           | 74 |
| (1) 悪臭の概要                 | 74 |
| (2) 悪臭にかかる規制基準            | 75 |
| (3) 埼玉県生活環境保全条例による悪臭規制    | 77 |
| (4) 悪臭に関する苦情件数            | 78 |
| (5) 悪臭に関する改善対策            | 78 |
| 取組方針< 11 >地盤沈下の防止         | 79 |
| (1) 地盤沈下の概要               | 79 |
| (2) 揚水対策                  | 81 |
| (3) 地盤沈下・地下揚水に関する苦情件数     | 81 |
| (4) 地盤沈下に関する問い合わせ先        | 82 |
| 取組方針< 12 >地下水・土壌汚染の防止     | 82 |
| 取組方針< 13 >新たな公害の未然防止      | 83 |
| (1) ダイオキシン類による汚染の概要       | 83 |
| (2) 測定結果                  | 84 |
| 5-2-2 美しいまち               | 87 |
| 取組方針< 14 >ごみ散乱対策の強化       | 87 |
| 取組方針< 15 >景観の保全・整備        | 87 |
| 5-3 次世代を思いやるまちに           | 88 |
| 5-3-1 資源を大切にするまち          | 88 |
| 取組方針< 16 >発生抑制を中心とした3Rの推進 | 88 |
| (1) ごみ処理の現状               | 88 |
| (2) ごみ収集実績                | 89 |
| (3) 資源化量                  | 91 |
| (4) ごみ排出量の削減対策            | 92 |
| (5) 生ごみ処理機購入補助            | 93 |
| (6) 西貝塚環境センターにおける売電と余熱利用  | 93 |
| (7) 不法投棄対策                | 94 |
| 取組方針< 17 >省資源・省エネルギーの推進   | 95 |
| (1) 省エネ対策推進奨励金            | 95 |
| (2) エコライフDAY              | 95 |

|   |     |
|---|-----|
| 取組方針< 18 >歩行・自転車利用促進  | 95  |
| (1) 自転車専用レーン等の整備  | 95  |
| 取組方針< 19 >水資源の有効活用  | 96  |
| (1) 雨水貯留タンク補助金  | 96  |
| 5-3-2 環境のために行動するまち  | 96  |
| 取組方針< 20 >環境に関する生涯学習の推進   | 96  |
| (1) 上尾市環境推進大会   | 96  |
| (2) 環境問題学習会   | 97  |
| (3) 観察会   | 97  |
| 取組方針< 21 >環境保全型の施設整備  | 97  |
| 取組方針< 22 >コミュニティ活動の促進   | 97  |
| (1) 民間団体補助金   | 97  |
| 取組方針< 23 >地球市民としての行動  | 98  |
| (1) 上尾市地球温暖化防止実行計画  | 98  |
| 計画策定の趣旨・目的、計画期間、対象範囲・運営手法、<br>対象となる温室効果ガスの種類、総排出量削減に関する目標数値、<br>活動区分別排出状況 |     |
| (2) エコライフDAY  | 102 |
| (3) グリーン購入  | 102 |
| 用語の定義、対象範囲、製品やサービスの判断基準、<br>グリーン購入の推進に当たっての基本的な考えかた、推進方法                  |     |
| (4) その他の環境啓発事業  | 109 |
| あげお市政出前講座、こどもエコクラブ、あげお環境賞   |     |

「あげお環境白書」は、上尾市環境基本条例（平成 9 年 9 月 30 日制定 条例第 25 号）第 10 条に基づき、本市における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策についてまとめた年次報告書です。

## 第 1 章 上尾市の概要

### 1-1 上尾市の歴史

上尾市内にある 400 か所以上の遺跡のうち、最も古い遺跡は今から約 2 万年前の旧石器時代（先土器時代）にまでさかのぼり、大字畔吉の殿山遺跡からは、関西地方の技法で作られた石器である「国府型ナイフ形石器」などが出土しています。また、平方や原市などから貝塚が発見され、縄文時代には、上尾市域まで海が入りこんでいたことを示しています。弥生時代から古墳時代には、大集落跡である尾山台遺跡が営まれ、大和政権との関係をうかがわせる江川山古墳出土の銅鏡なども伝わっています。

平安時代末期になると武蔵国にも武士団が出現し、鎌倉時代には、上尾周辺は源頼朝に仕えた足立氏の勢力下にあり、鎌倉幕府滅亡後は足利尊氏の所領となります。また、当時のものとして板碑が現存しており、現在約 750 基が確認されています。

江戸時代に入ると、上尾は、五街道の一つである中山道に整備された 69 の宿場町のうち、江戸から 5 番目の宿「上尾宿」として知られるようになりました。その一方、平方は荒川を利用した江戸への物資運搬の河岸場として、また原市は市場集落として発展しました。

明治時代に入ると、日本鉄道が上野・高崎間に鉄道を敷設し、明治 16 年（1883 年）の高崎線開通と同時に上尾駅が設置され、中山道とともに市街地形成の基礎になりました。明治末期には近代工業の先駆けとして上尾町や平方町に製糸工場が建てられ、昭和になってからは、機械・金物・食品工場も操業し、工業都市としての下地が作られました。

江戸時代に上尾市域にあった 40 余りの宿村は、明治 22 年（1889 年）と大正 2 年（1913 年）の合併により、上尾町、平方村、原市町、大石村、上平村、大谷村の 6 か町村となりました。その後、昭和 30 年（1955 年）1 月 1 日にこの 6 か町村が合併して「上尾町」に、さらに昭和 33 年（1958 年）7 月 15 日の市制施行により埼玉県内 19 番目の市である「上尾市」となり、現在に至っています。

### 1-2 上尾市の地理的位置

上尾市は、首都東京から約 35km の距離にあり、埼玉県の南東部に位置しています。西境に荒川、東境に綾瀬川・原市沼川、中心部に鴨川・芝川が平行して流れており、市西部の荒川沿岸地区には変化に富んだ地形も見られますが、大宮台地のほぼ中央部に位置した起伏の少ない平坦な地形で、海拔はおおむね 17 m です。自然環境は、荒川や綾瀬川、原市沼川などの水辺環境や美しい自然景観が、また、周辺部にはナラ、クヌギなどの武蔵野の面影を残す雑木林が残っています。都市化の進行により農地や緑地が減少していますが、郊外では土地改良事業などにより基盤整備された田園が残っています。



【上尾市の位置】

東経 139 度 35 分 37 秒  
 北緯 35 度 58 分 38 秒  
 海拔 15.4m  
 市域 東西 10.48km、南北 9.32km  
 面積 45.51 k m<sup>2</sup>

隣接自治体 さいたま市（北区・西区・見沼区）、桶川市、川越市、蓮田市、北足立郡伊奈町、比企郡川島町



上尾市庁舎

【市章】



上尾の「ア」の頭文字を鋭く描いて発展の象徴とし、円形は円満・団結を表現したものです。

(昭和 41 年 (1966 年) 7 月制定)

【イメージマーク】



愛称:アッピー

AGEOの頭文字Aをモチーフとし、両手で大きな「マル」を描いて、市民相互の調和と触れ合いの輪がより大きく広がっていく願いを込めています。

(平成 10 年 (1998 年) 10 月決定)



### 1-3 上尾市の気候

夏は暑く湿潤で、冬は快晴が続き、降水量は比較的少なく、全体として、穏やかで住みやすい気候です。

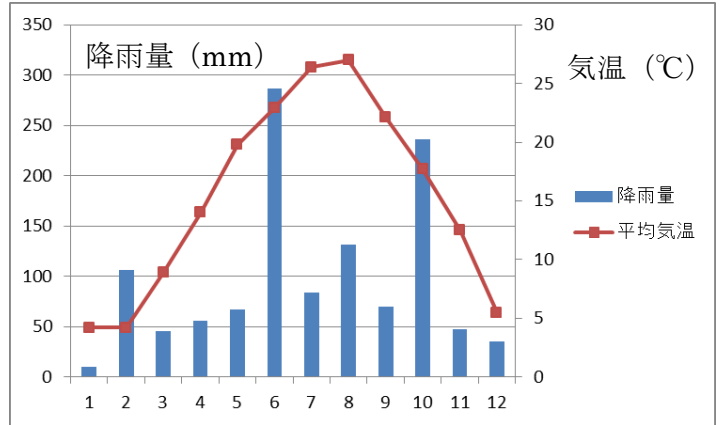
月別平均気温・降水量（平成 26 年）

#### 【気象概況】

（資料：上尾市消防本部）

#### 平成 26 年

年平均気温 15.4 °C  
 最高気温 37.9 °C  
 最低気温 -4.0 °C  
 年間降水量 1,176.0 mm



| 月      | 1    | 2     | 3    | 4    | 5    | 6     | 7    | 8     | 9    | 10    | 11   | 12   |
|--------|------|-------|------|------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|
| 平均気温°C | 4.2  | 4.2   | 8.9  | 14.0 | 19.8 | 22.9  | 26.4 | 27.0  | 22.1 | 17.7  | 12.5 | 5.5  |
| 降水量 mm | 10.0 | 106.0 | 46.0 | 56.0 | 67.0 | 286.5 | 84.0 | 131.5 | 69.5 | 236.5 | 47.5 | 35.5 |

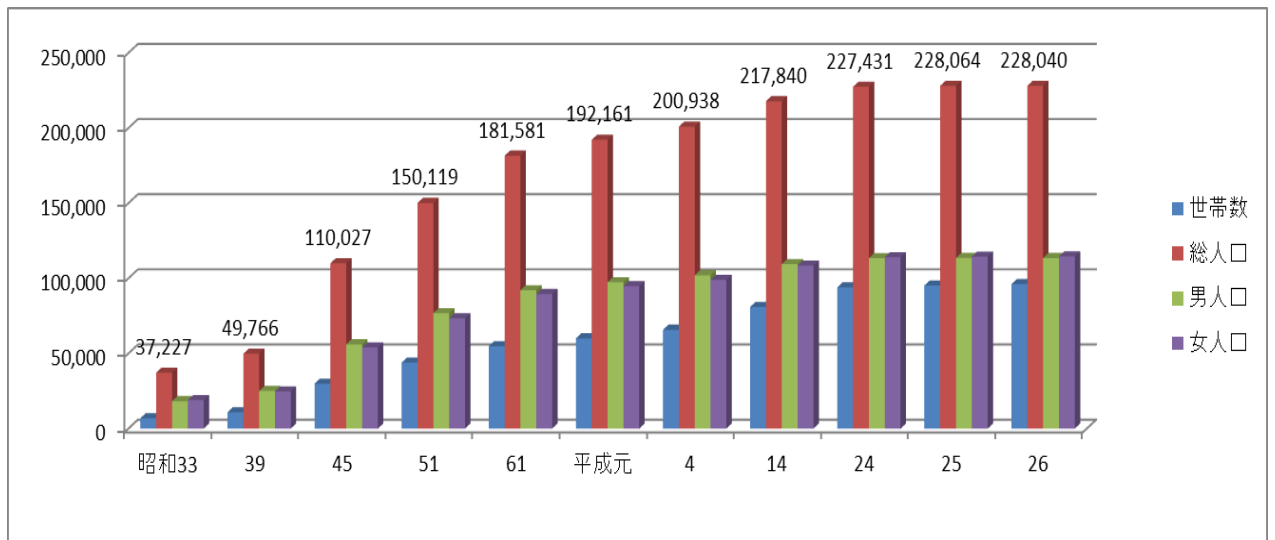
### 1-4 上尾市の人口・世帯数

人口は、昭和 33 年の市制施行時に比べると、昭和 45 年には約 3.0 倍、昭和 51 年には約 4.0 倍、平成 26 年には約 6.1 倍となっています。

(資料：市民課)

【平成 26 年（2014 年）10 月 1 日現在（外国籍含む）】

|          |  |
|----------|--|
| 人口       | 228,040 人  |
| 男性       | 113,496 人  |
| 女性       | 114,544 人  |
| 世帯数      | 96,095 世帯  |
| 1 世帯平均人数 | 2.37 人   |
| 年間増加人数   | -24 人（対前年比）  |
| 人口密度     | 5,010.8 人/km <sup>2</sup> （対総面積 45.51km <sup>2</sup> ） |



|     | 昭和 33<br>(1958) | 39<br>(1964) | 45<br>(1970) | 51<br>(1976) | 61<br>(1986) | 平成元<br>(1989) | 4<br>(1992) | 14<br>(2002) | 24<br>(2012) | 25<br>(2013) | 26<br>(2014) |
|-----|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 人口  | 37,227          | 49,766       | 110,027      | 150,119      | 181,581      | 192,161       | 200,938     | 217,840      | 227,431      | 228,064      | 228,040      |
| 男   | 18,267          | 25,049       | 56,069       | 76,778       | 92,067       | 97,376        | 102,002     | 109,423      | 113,450      | 113,630      | 113,496      |
| 女   | 18,960          | 24,717       | 53,958       | 73,341       | 89,514       | 94,785        | 98,936      | 108,417      | 113,981      | 114,434      | 114,544      |
| 世帯数 | 6,884           | 10,860       | 29,900       | 43,879       | 54,764       | 60,027        | 65,756      | 80,885       | 93,933       | 95,173       | 96,095       |

※平成元年から外国人を含む。（各年 10 月 1 日現在）

### 1-5 上尾市の土地利用

平成 22 年（2010 年）の都市計画基礎調査（※）では、本市の総面積のうち、自然的土地利用（農地・山林など）は約 1,338ha であり、市の総面積 4,555ha の 29.3%を占めています。なかでも農地は、約 863 ha（18.9%）と、自然的土地利用の 64.4%を占めています。

一方、都市的土地利用（宅地・公益施設用地・公共空地・その他の空地など）は 3,216 ha であり、市の総面積の 70.6%を占めています。中でも宅地（住宅用地、商業用地、工業用地）が約 1,911 ha（41.9%）と最も広がっています。

また、総面積のうち、市街化区域は、2,521 ha（55.3%）、市街化調整区域は 2,034ha（44.7%）となっています。

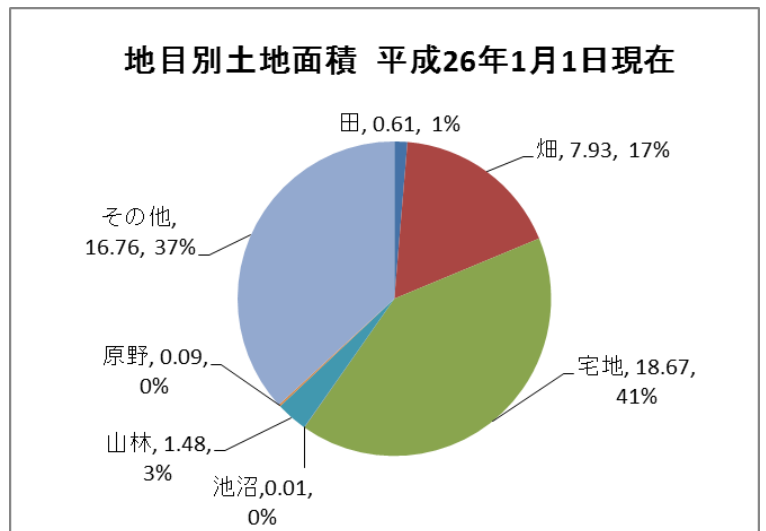
※「都市計画基礎調査」は 5 年ごとに実施されており、平成 22 年度調査が最新となります。

（資料：都市計画課）

#### 【参考】

#### 【平成 26 年度固定資産税概要調書】

|     | (単位：k m <sup>2</sup> ) |
|-----|------------------------|
| 総面積 | 45.55                  |
| 田   | 0.61                   |
| 畑   | 7.93                   |
| 宅地  | 18.67                  |
| 池沼  | 0.01                   |
| 山林  | 1.48                   |
| 原野  | 0.09                   |
| その他 | 16.76                  |



（資料：資産税課）

### 1-6 上尾市の交通

本市を通過する鉄道は、JR 高崎線と宇都宮線があり、高崎線には上尾駅と北上尾駅があります。昭和 57 年（1982 年）には東北・上越新幹線が開業し、市内原市地区を通過するようになり、昭和 58 年（1983 年）には新幹線と並行して埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）が開業し、伊奈町から原市地区を通過して JR 大宮駅に接続しています。

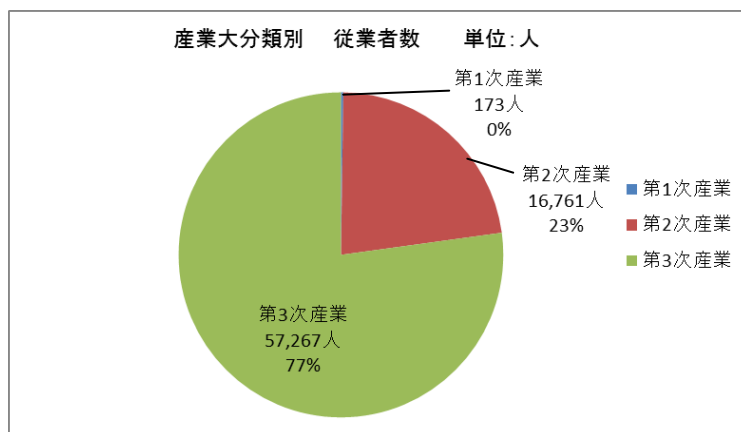
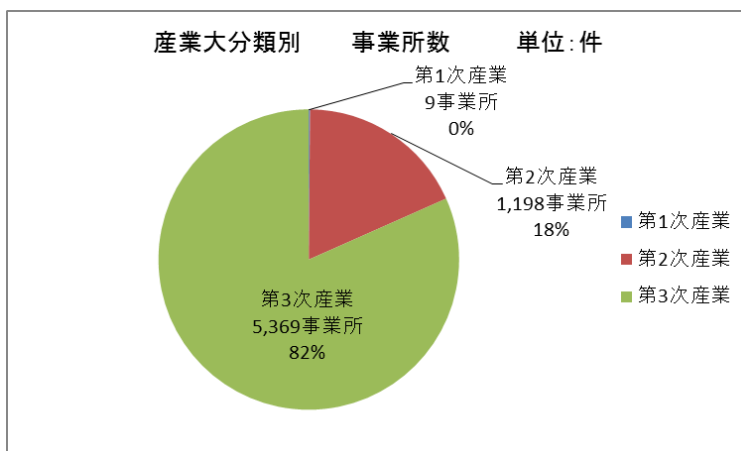
道路は、JR 高崎線と並行して国道 17 号が縦貫し、東大宮バイパス線（国道 16 号）が原市地区を通過しています。さらに、本市西側地域に都市計画道路として上尾バイパス線（国道 17 号）が予定されています。（上尾バイパス線は、平成 22 年（2010 年）3 月 27 日、さいたま市・宮前インターチェンジから上尾環状線までの区間について暫定開通しました。）

### 1-7 上尾市の産業

（資料：平成 26 年（2014 年）11 月 30 日現在、経済センサスー活動調査）

※「事業所・企業統計調査」は平成 18 年（2006 年）の調査を最後とし、平成 21 年（2009 年）から「経済センサス」に統合されました。

| 【産業大分類別 事業所数、従業者数】 |         |          | 【従業者数の多い業種】   |          |
|--------------------|---------|----------|---------------|----------|
| 全産業                | 6,576 件 | 74,201 人 | 1 卸売・小売業      | 18,325 人 |
| 第 1 次産業            | 9 件     | 173 人    | 2 製造業         | 12,478 人 |
| 第 2 次産業            | 1,198 件 | 16,761 人 | 3 医療・福祉       | 10,225 人 |
| 第 3 次産業            | 5,369 件 | 57,267 人 | 4 宿泊業・飲食サービス業 | 6,141 人  |
|                    |         |          | 5 教育・学習支援業    | 4,713 人  |



## 第2章 環境をめぐる動向

### 2-1 世界の動向・できごと

|         |      |      |   |
|---------|------|------|---|
| 平成 26 年 |      |      | パレスチナ人民連帯の国際年、国際小島嶼開発途上国年、国際家族農業年、世界結晶年                           |
|         | 4 月  | 11 日 | 二国間クレジット制度に係る日・カンボジア二国間文書の署名@プノンペン(カンボジア)                         |
|         | 4 月  | 28 日 | 第 16 回日中韓三ヵ国環境大臣会合(TEMM)@大邱(韓国)                                   |
|         | 5 月  | 19 日 | 持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム(APFED)@パタヤ(タイ)                             |
|         | 6 月  | 26 日 | 国連環境計画(UNEP)第 1 回国連環境総会(UNEA)@ナイロビ(ケニア)                           |
|         | 8 月  | 19 日 | 第 1 回日本・ベトナム環境政策対話@ハノイ(ベトナム)                                      |
|         | 9 月  | 23 日 | 国連気候サミット@ニューヨーク(アメリカ)   |
|         | 10 月 | 4 日  | SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ(IPS)第 5 回定例会合@ピョンチャン(韓国)               |
|         | 10 月 | 6 日  | 生物多様性条約第 12 回締約国会議(COP12)@ピョンチャン(韓国)                              |
|         | 11 月 | 19 日 | 第 8 回アジア EST 地域フォーラム@コロンボ(スリランカ)                                  |
|         | 12 月 | 1 日  | 国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議(COP20)及び京都議定書第 10 回締約国会合(COP/MOP10)@リマ(ペルー) |
| 平成 27 年 |      |      | 光および光技術の国際年、国際土壌年   |
|         | 1 月  | 17 日 | 国際再生可能エネルギー機関(IRENA)第 5 回総会@アブダビ(アラブ首長国連邦)                        |
|         | 2 月  | 24 日 | 気候変動に関する政府間パネル(IOC)第 42 回総会@ナイロビ(ケニア)                             |

### 平成 26 年

- ・日本国内で燃料電池車が世界で初めて市販される
- ・IUCN がニホンウナギを絶滅危惧種に指定
- ・IPCC が第 5 次報告書 第 2・3 作業部会報告書を発表
- ・IUCN が太平洋クロマグロを絶滅危惧種に指定

### 2-2 国内のできごと

|         |      |      |  |
|---------|------|------|--|
| 平成 26 年 | 4 月  | 18 日 | 放鳥したトキから、3 年連続となるヒナが誕生                                 |
|         | 5 月  | 1 日  | 水俣病犠牲者慰霊式  |
|         | 5 月  | 22 日 | 公益社団法人日本動物園水族館協会との「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」締結              |
|         | 8 月  | 5 日  | 「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」公表          |
|         | 8 月  | 24 日 | 車座ふるさとトーク  |
|         | 9 月  | 26 日 | 第 11 回トキ放鳥(佐渡島で 18 羽のトキを放鳥)                            |
|         | 10 月 | 25 日 | 第 26 回「星空の街・あおぞらの街」全国大会                                |
|         | 10 月 | 29 日 | 第 9 回 3R 推進全国大会  |
|         | 11 月 | 15 日 | 第 34 回全国豊かな海づくり大会                                      |
|         | 12 月 | 10 日 | 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律に係る関係省令」等の公布 |

|         |     |      |  |
|---------|-----|------|--|
| 平成 27 年 | 1 月 | 30 日 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく情報処理センターの指定                                 |
|         | 2 月 | 3 日  | 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定                                 |
|         | 2 月 | 25 日 | 福島県並びに大熊町及び双葉町から中間貯蔵施設への搬入受入れを容認する旨を国に伝達                                 |
|         | 2 月 | 27 日 | 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間取りまとめを踏まえた「環境省における当面の施策の方向性」発表 |
|         | 3 月 | 27 日 | 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令」公布   |

## 2-3 上尾市のできごと

|         |      |      |                                |
|---------|------|------|--------------------------------|
| 平成 26 年 | 5 月  | 31 日 | 第 14 回上尾市環境推進大会 記念講演・根本正之さん    |
|         | 7 月  | 12 日 | 原市沼周辺の観察会                      |
|         | 10 月 | 4 日  | 荒川太郎右衛門地区再生イベント                |
|         | 10 月 | 26 日 | 平方地区環境フェスティバル                  |
|         | 11 月 | 8 日  | 第 41 回あげお産業祭(8~9 日)            |
|         | 11 月 | 22 日 | 第 32 回上尾消費生活展(環境パネル展)(22~23 日) |
|         | 12 月 | 14 日 | サクラソウトラスト地の草刈りとワシ・タカ観察会        |
| 平成 27 年 | 1 月  | 24 日 | 鴨川の冬鳥観察会                       |

### 第3章 上尾市の環境推進体制

#### 3-1 上尾市環境政策推進会議

市では、上尾市環境基本条例第22条（※）の規定に基づき、平成10年（1998年）9月に、助役（当時）を会長とし、副会長1名、委員12名で構成する「上尾市環境政策推進会議」を設置しました。平成19年度（2007年度）は副市長が会長に、平成20年（2008年）8月からは市長が会長となりました。

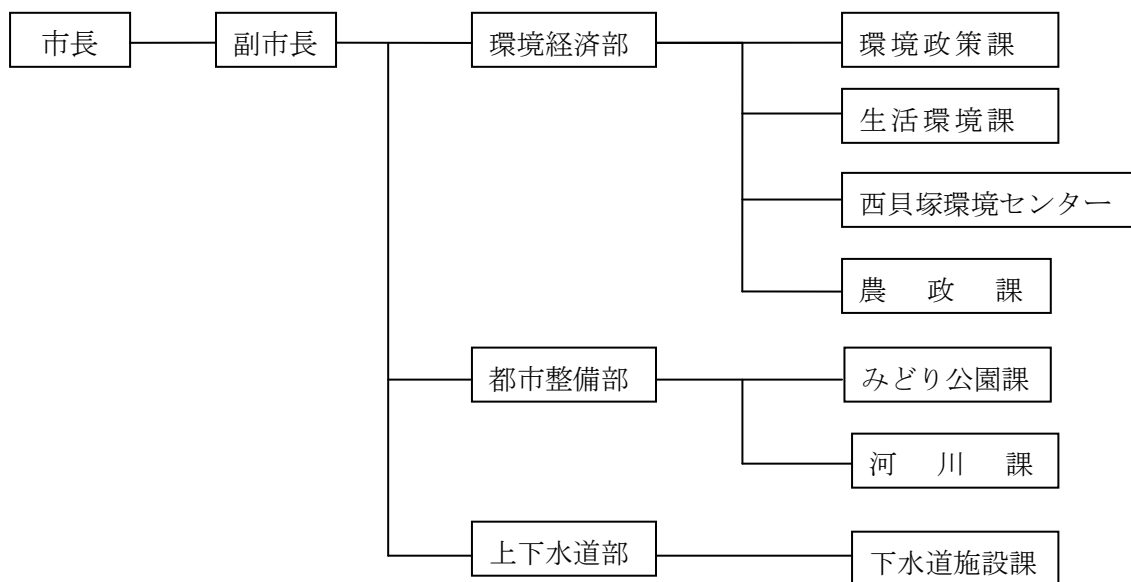
この会議の所掌事務は、上尾市環境基本計画に基づく環境の保全及び創造を目的とする事業の推進及び調整に関する事、環境に影響を及ぼす事業についての上尾市環境基本計画との整合に係る調整に関する事、上尾市環境基本計画の進行管理に関する事、その他環境の保全及び創造に関する施策に関する事などです。

※上尾市環境基本条例 第22条

市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

（担当：環境政策課）

#### 3-2 上尾市の環境行政機構



### 3-3 所掌事務

#### **環境経済部**

##### **環境政策課**

- (1) 環境政策の企画に関すること。
- (2) 環境マネジメントに関すること。
- (3) 地球温暖化防止対策に関すること。
- (4) 廃棄物処理施設に関すること。
- (5) 廃棄物の減量化に関すること。
- (6) 上尾市斎場に関すること。
- (7) 瓦葺ふれあい広場に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。

##### **生活環境課**

- (1) 生活環境に関すること。
- (2) 環境美化に関すること。
- (3) し尿処理に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関すること。
- (5) 狂犬病予防に関すること。
- (6) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に規定する事務に関する  
こと。
- (7) ペット霊園に関すること。
- (8) 化製場に関すること。
- (9) 専用水道、簡易専用水道等に関すること。
- (10) 生活排水対策に関すること。
- (11) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の防止対策に関すること。
- (12) 土砂の堆積に関すること。

##### **農政課**

- (1) 農政に関すること。
- (2) 経営指導に関すること。
- (3) 土地改良等に関すること。

##### **西貝塚環境センター**

- (1) 廃棄物に関すること。
- (2) 廃棄物の処理手数料等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業に関すること。
- (4) 一般廃棄物の最終処分に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設の管理運営に関すること。
- (6) 業務用諸資材の維持管理に関すること。
- (7) 職員の労務管理に関すること。
- (8) センター周辺の地域整備に関すること。
- (9) 健康プラザに関すること。
- (10) その他センターの管理運営に関すること。



## **都市整備部**

### **みどり公園課**

- (1) 公園緑地の総合的な整備及び計画に関すること。
- (2) 都市公園その他の公園の管理に関すること。
- (3) 緑地帯の管理に関すること。
- (4) 緑化推進に関すること。
- (5) 自然保護に関すること。
- (6) 生産緑地に関すること。
- (7) 上尾市自然学習館に関すること。
- (8) 上尾市バーベキュー場に関すること。

### **河川課**

- (1) 準用河川、都市下水路及び水路の管理に関すること。
- (2) 準用河川、都市下水路及び水路の調査、計画及び工事に関すること。

## **上下水道部**

### **下水道施設課**

- (1) 下水道施設の計画及び設計に関すること。
- (2) 下水道施設の工事に関すること。
- (3) 下水道施設の管理に関すること。
- (4) 下水道施設管理図の調製に関すること。

### 3-4 上尾市環境審議会

本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するために、上尾市環境審議会条例に基づき、平成6年（1994年）8月1日に上尾市環境審議会が設置されました。

（担当：環境政策課）

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 平成26年度 第1回上尾市環境審議会       |  |
| 実施日 平成27年2月23日（月）10時30分～ |  |
| 場所 上尾市役所 庁議室（行政棟3階）      |  |
| 内容                       | あげお環境白書の発行について<br>第二次上尾市環境基本計画の中間見直しについて |

上尾市環境審議会委員（第10期：任期 平成25年5月24日～平成27年5月23日）

| 区分       | 所属等            | 第10期                      |                |                |
|----------|----------------|---------------------------|----------------|----------------|
|          |                | 平成25年5月24日～<br>平成27年5月23日 |                |                |
|          |                | 平成25年<br>5月24日～           | 平成26年<br>1月6日～ | 平成26年<br>4月1日～ |
| 市議       | 上尾市議会          | 清水 義憲                     | 浦和 三郎          |                |
|          | 上尾市議会          | 野本 順一                     |                |                |
|          | 上尾市議会          | 前島 るり                     | 嶋田一孝           |                |
| 学識経験者    | 立正大学教授         | 河野 忠◎                     |                |                |
|          | NPO法人 環境サポート埼玉 | 鈴木 敏資                     |                |                |
|          | 環境省環境カウンセラー    | 浅羽 理恵                     |                |                |
| 関係団体の代表者 | 上尾市区長会連合会      | 尾上 道雄                     | 濱野 秀彦          |                |
|          | 上尾商工会議所        | 小谷野 茂                     |                |                |
|          | 上尾市農業協同組合      | 神田 隆雄                     |                |                |
|          | (財)埼玉県生態系保護協会  | 小川 早枝子○                   |                |                |
|          | 女性フォーラムあげお     | 松本 弘子                     |                |                |
|          | 上尾市消費者団体連絡会    | 秋山かほる                     | 福島いせみ          |                |
|          | 上尾市PTA連合会      | 池田 直隆                     |                |                |
| 行政       | 上尾警察署          | 佐藤 忍                      | 市川 浩之          |                |
|          | 埼玉県中央環境管理事務所   | 川邊 正明                     | 土屋 雅子          |                |

◎会長 ○副会長 （任期開始日は、福島委員が4月17日、濱野委員は、4月19日）

### 3-5 上尾市環境推進協議会

上尾市環境基本条例第 26 条（※）の規定に基づき、会員が相互に緊密な連携を図りながら、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる循環型社会の構築を目指すことを目的として、上尾市環境推進協議会が設置されました。

※上尾市環境基本条例第 26 条

市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

（担当：環境政策課）

#### 【上尾市環境推進協議会の取組】

#### 《平成 26 年度》（2014 年度）

| 事業名<br>(実施回数)                | 内 容   |
|------------------------------|---|
| 役員会<br>(7 回)                 | 上尾市環境推進協議会の運営について具体的な検討。<br>4 月 23 日 (水)、5 月 22 日 (木)、6 月 24 日 (火)、9 月 22 日 (月)、<br>12 月 17 日 (水)、2 月 4 日 (水)、3 月 26 日 (水)  |
| 総会<br>(1 回)                  | 平成 26 年 5 月 16 日 (金)<br>上尾市役所 7 階大会議室<br>平成 25 年度事業報告及び平成 26 年度の事業計画について審議。   |
| 第 12 回<br>上尾市環境推進大会<br>(1 回) | 平成 26 年 5 月 31 日 (土) 13:00～<br>上尾市文化センター 中ホール<br><br>1. 第 13 回あげお環境賞授賞式と活動報告<br>【受賞者】・上平小学校の皆さん<br>・浅間台区リサイクル実行委員会の皆さん<br>・渡邊義夫さん<br>・藤波区リサイクル実行委員会の皆さん<br>・上尾中学校の皆さん<br><br>2. ごみ散乱防止等の環境美化啓発ポスター優秀作品表彰式<br><br>3. 記念講演<br><br>講師 根本正之さん 東京大学大学院特任研究員 農学博士<br>テーマ 日本らしい自然を取り戻そう～おもてなしは秋の七草で～ |
| 環境パネル展<br>(1 回)              | くらしフェスタ第 32 回 上尾消費生活展<br>会員の環境保全及び創造の取組を、パネル展示で紹介。<br>・11 月 22 日 (土)～11 月 23 日 (日) 上尾市コミュニティーセンター   |

| 事業名<br>(実施回数)   | 事業内容   |
|-----------------|--|
| 環境問題学習会<br>(2回) | <p>■第1回■<br/>平成26年8月19日(火) 18:15～<br/>上尾市プラザ22会議室<br/>講師 梅沢 夏実さん(埼玉県環境科学国際センター 大気環境担当部長)<br/>テーマ 「埼玉県の大気環境の現状」<br/>参加42人</p> <p>■第2回■<br/>平成27年2月26日(木) 18:10～<br/>上尾市プラザ22会議室<br/>講師 滝田 欽輝 さん (埼玉県資源循環推進課 主幹)<br/>テーマ 「廃棄物処理と資源循環の現状」<br/>参加49人</p> |
| 自然観察会<br>(3回)   | <p>■原市沼周辺の観察会<br/>平成26年7月12日(土) 7:50～<br/>参加20人</p> <p>■サクラソウトラスト地の草刈りとワシ・タカ観察会<br/>平成26年12月14日(日) 9:30～<br/>参加60人(埼玉大学参加)</p> <p>■鴨川の冬鳥観察会<br/>平成27年1月24日(土) 9:30～<br/>参加29人</p>  |

### 3-6 上尾市環境美化推進員

上尾市環境美化推進員は、上尾市環境美化推進員設置要綱（平成13年3月30日市長決裁）により、健康で清潔な住み良い街づくりの推進に資するため、事務区長の推薦に基づき市長が委嘱しています。

平成27年（2015年）3月現在、定数214人で、任期は2年となっています。

環境美化推進員は、地域住民のリーダーとして、環境美化活動の推進、ごみ集積場の適正管理の啓発、一般廃棄物の減量化及びリサイクルの推進、不法投棄防止、空き地の環境保全、衛生害虫駆除の推進、環境衛生行政に係る情報の伝達など、さまざまな活動を行っています。

（担当：生活環境課）

#### チャレンジ25キャンペーンが推進する6つのチャレンジと25のアクション

チャレンジ1 エコな生活スタイルを選択しよう

- 夏28℃、冬20℃ ○スイッチオフ ○自転車を利用 ○節水 ○省エネナビ
- シャワーを短く ○エコドライブ ○マイバッグ、マイボトル ○エコクッキング

チャレンジ2 省エネ製品を選択しよう

- 省エネタイプ冷蔵庫 ○家庭用燃料電池 ○省エネタイプエアコン
- エコ照明に ○省エネタイプテレビ ○エコカーに

チャレンジ3 自然を利用したエネルギーを選択しよう

- 太陽光発電 ○太陽熱温水器

チャレンジ4 ビル・住宅のエコ化を選択しよう

- エコガラス・断熱材を利用 ○コージェネレーション設備 ○太陽光発電

チャレンジ5 CO2削減につながる取組を応援しよう

- カーボンオフセット商品 ○地産地消を ○カーボンフットプリント

チャレンジ6 地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう

- カーシェアリング ○環境イベントに参加 ○パーク&ライド

→チャレンジ25キャンペーン <http://www.challenge25.go.jp>

## 第4章 第二次上尾市環境基本計画

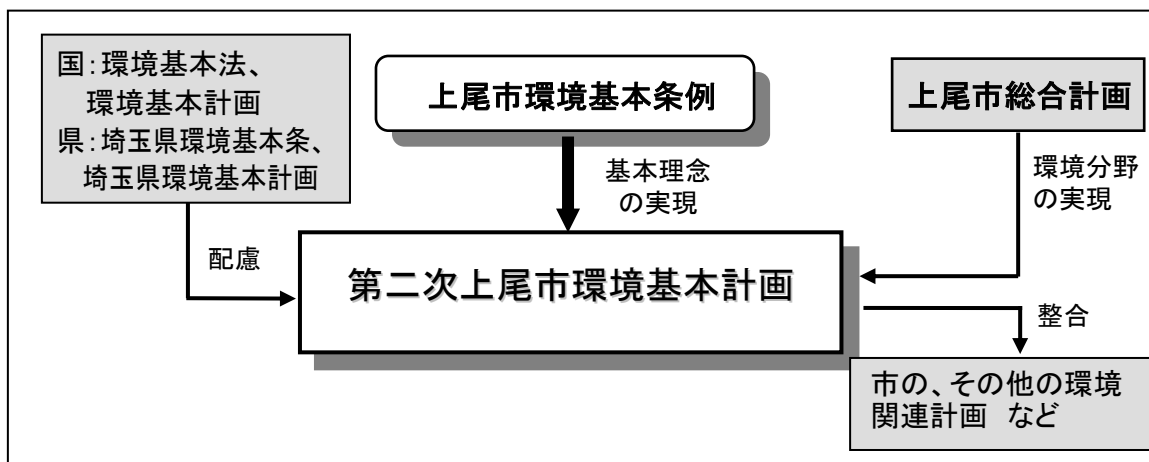
### 4-1 計画策定の趣旨と位置付け

市では、平成9年（1997年）9月に「上尾市環境基本条例」を制定し、平成10年（1998年）3月に市の環境の保全と創造の基本的方向を示す「上尾市環境基本計画」を策定しました。今回、策定から12年が経過し社会環境が変化したこと、また、国や県の計画が見直されていることを受け、平成22年（2010年）3月、「第二次上尾市環境基本計画」を策定しました。

本計画は、21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向を示すとともに、市民・事業者の環境保全のための取組の指針を明示するものです。

本計画は、上尾市環境基本条例の基本理念と上尾市総合計画に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容について整合を図ります。



#### ◆上尾市環境基本条例【計画策定の根拠 ※一部抜粋】

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## 4-2 望ましい環境像

望ましい環境像とは、10年後、20年後、上尾市の環境の状況がどのようになっているかを描く、長期的な視点でとらえた目標となるものです。

### 望ましい環境像

## 自然と人が共生する エコタウン・あげお

今日の社会や経済の変化の状況を考えながら、環境への負荷を最低限に抑え、美しい地球と安全で快適な周辺環境を将来へ引き継いでいくことが、いま実践しなければならない大切なことです。

先人から受け継いできた、誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承し、自然と共生できる都市を目指すことが望まれます。

このような思いを込めて、上尾市の望ましい環境像を「自然と人が共生するエコタウン・あげお」と設定しました。

「エコタウン」には、下記のような意味が込められています。

「エコ」とは、エコロジー（Ecology）の略称です。もともとは、環境と生物との相互関係を調べる学問（生態学）を意味していましたが、近年、環境問題が注目されるにつれ、自然環境・生物・人間・社会など、様々な関係性を含めた意味を持つようになりました。昨今では、「環境配慮」＝「エコ」という認識が定着しつつあります。

第一次上尾市環境基本計画において「望ましい環境像」として掲げていた「人と地球にやさしい サイクルタウン・あげお」の「サイクル」には、「循環型社会の構築」や「自転車利用の促進による地球温暖化の防止」といった思いが込められていましたが、「エコ」は、これらの考え方も包括する言葉として捉えることができます。

本市では、環境に配慮したまち（エコタウン）づくりを目指していきます。

#### 4-3 基本目標と項目別方針

望ましい環境像の実現に向けて、テーマ毎に設定されたものが「基本目標」、基本目標を達成するために環境の項目毎の方向性を示したものが「項目別方針」です。

3つの基本目標と6つの項目別方針を、次のように設定しました。

### 基本目標 1

## やすらぎのあるまちに

本市は、大宮台地の上に平地林や斜面林などが点在し、谷地や河川周辺の湿地や池沼など、周辺地域と比較しても豊かな自然環境が残されていましたが、昨今、宅地化が進む中で急速に失われつつあります。森林や湿地、農地などは、空気浄化や水源涵養の機能を有するほか、野生生物の生息空間など多様な役割を担っており、これらの価値を改めて見直し、保全・活用することが必要です。また、本来の自然環境に加え、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりやすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。このような自然環境や緑を保全・創出し、それらとふれあう機会を増やしていくことで、やすらぎのあるまちを目指します。

### 項目別方針 1-1

#### 育てるまち

緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域を保護し、市全体の自然の豊かさと生物多様性の維持・向上をめざします。また、自然とふれあい、その大切さを実感することを目標とします。

### 項目別方針 1-2

#### 水辺や緑が身近にあるまち

市街地における緑や水辺の総量を増やし、暮らしの中でその豊かさを実感できることを目標とします。

また、農地の環境保全にもたらす影響を適切に評価し、遊休農地などを有効に活用することで、その価値を高めていくことを目標とします。

### 環境指標

| 対象     | 指標の項目            | 現状値<br>(計画策定時)               | 中間目標値<br>(平成27年度) | 目標値<br>(平成32年度)   |
|--------|------------------|------------------------------|-------------------|-------------------|
| 1 総合   | 田・畑・山林・原野が占める面積  | 24.2%<br>1,104ha<br>(平成19年)  | 22%               | 20%               |
| 1-1 自然 | 市で確認された希少種(注)の種数 | 植物:68種<br>動物:89種<br>(平成元年)※  | 植物:68種<br>動物:89種  | 植物:68種<br>動物:89種  |
| 1-2 緑  | 一人当たり都市公園面積      | 3.9m <sup>2</sup><br>(平成21年) | 6.7m <sup>2</sup> | 9.9m <sup>2</sup> |

※上尾市自然環境調査(平成元年～平成3年)で確認された動植物のうち、環境省レッドデータブック(平成18・19年)および埼玉県レッドデータブック(2005植物編、2008動物編)で「絶滅危惧」「準絶滅危惧」「情報不足」「絶滅のおそれのある地域個体群」「地帯別危惧」とされた種を「現状値」として設定した。



## 基本目標 2

### 清らかで安全なまちに

自動車公害や河川などの水質汚濁のほか、市街地や住宅地における近隣騒音や悪臭などの都市型・生活型公害は、都市化が進む中で顕在化している課題です。なかでも、自動車騒音など幹線道路周辺の生活環境については、本市のみならず、広域での対応が必要な重要な問題となっています。これらの公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない清らかなまちを目指すとともに、ごみなどが散乱していない清潔で美しいまちなみの形成を目指します。

#### 項目別方針2-1

##### 公害のないまち

大気・水質・騒音に係る環境基準を達成し、市民が健康に生活できるような環境を目標とします。

また、悪臭や地盤沈下、土壌汚染・地下水汚染のほか、ダイオキシン類や、まだ規制されていない化学物質などについても情報収集に努め、公害発生の防止と、市民の健康が将来にわたって保障されることを目標とします。

#### 項目別方針2-2

##### 美しいまち

市内全域が清潔なまちなみを保つことを目標とします。

また、周辺環境と調和した美しいまちなみの形成を目標とします。

#### 環境指標

| 対象     | 指標の項目               | 現状値<br>(計画策定時)  | 中間目標値<br>(平成27年度)                                  | 目標値<br>(平成32年度)                                    |
|--------|---------------------|---|--|--|
| 2 総合   | 公害苦情件数              | 102 件<br>(平成 20 年)  | 90 件   | 80 件   |
| 2-1 公害 | 大気環境基準達成状況          | 光化学オキシダント未達成<br>(平成 20 年)                                       | 光化学オキシダントの改善                                       | 全項目達成  |
|        | 河川水質の BOD 環境基準達成状況※ | 達成率 52.9%<br><17 地点中<br>9 地点><br>(平成 20 年)                      | 達成率 65%  | 達成率 76%  |
| 2-2 美化 | クリーン上尾運動のごみ回収量      | 不燃ごみ<br>21,800 k g<br>可燃ごみ<br>194.6 m <sup>3</sup><br>(平成 20 年) | 不燃ごみ<br>20,710 k g<br>可燃ごみ<br>184.8 m <sup>3</sup> | 不燃ごみ<br>19,620 k g<br>可燃ごみ<br>175.1 m <sup>3</sup> |

※環境基準：芝川 10mg/l、鴨川 5mg/l、その他河川は環境基準が設定されていないが、5mg/l を目安とした。

### 基本目標 3

## 次世代を思いやるために

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、普段の私たちのライフスタイルを見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たち一人ひとりが、自らの生活の場としての地域を地球規模の視野で捉えることのできる、いわば「地球市民」としての感覚を身に付け、環境に配慮した生活や経済活動を実践することが求められています。

このような観点において、美しい地球と環境の恵みを将来に継承することを目指し、省資源や省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーの導入の検討など、地球環境問題の解決のための取組や、循環型社会及び低炭素社会の構築を進めていきます。

#### 項目別方針3-1

##### 資源を大切に するまち

限りあるエネルギーや資源を節約し、大切に利用するとともに、3Rや水資源の有効活用、また、再生可能エネルギーの導入などを検討・推進し、資源が循環するまちの実現を目標とします。

また、地球環境問題に対しても、市や地域でできることを考え、地球環境の保全に努めます。

#### 項目別方針3-2

##### 環境のために 行動するまち

市民一人ひとりが地球環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践することを目指します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げることを目指します。

#### 環境指標

| 対象     | 指標の項目                 | 現状値<br>(計画策定時)                           | 中間目標値<br>(平成27年度)                   | 目標値<br>(平成32年度) |
|--------|-----------------------|--|-------------------------------------|-----------------|
| 3 総合   | 市域全体からの温室効果ガス排出量      | 835,144t-CO <sub>2</sub><br>(平成12年)<br>※ | 具体的な数値等は「(仮)上尾市地球温暖化対策地域推進計画」で設定する。 |                 |
| 3-1 資源 | 一人一日当たりのごみの排出量        | 902.05g<br>(平成20年度)                      | 882g                                | 879g            |
| 3-2 人  | 上尾市環境推進協議会による環境啓発活動回数 | 3回<br>(平成21年度)                           | 5回                                  | 7回              |

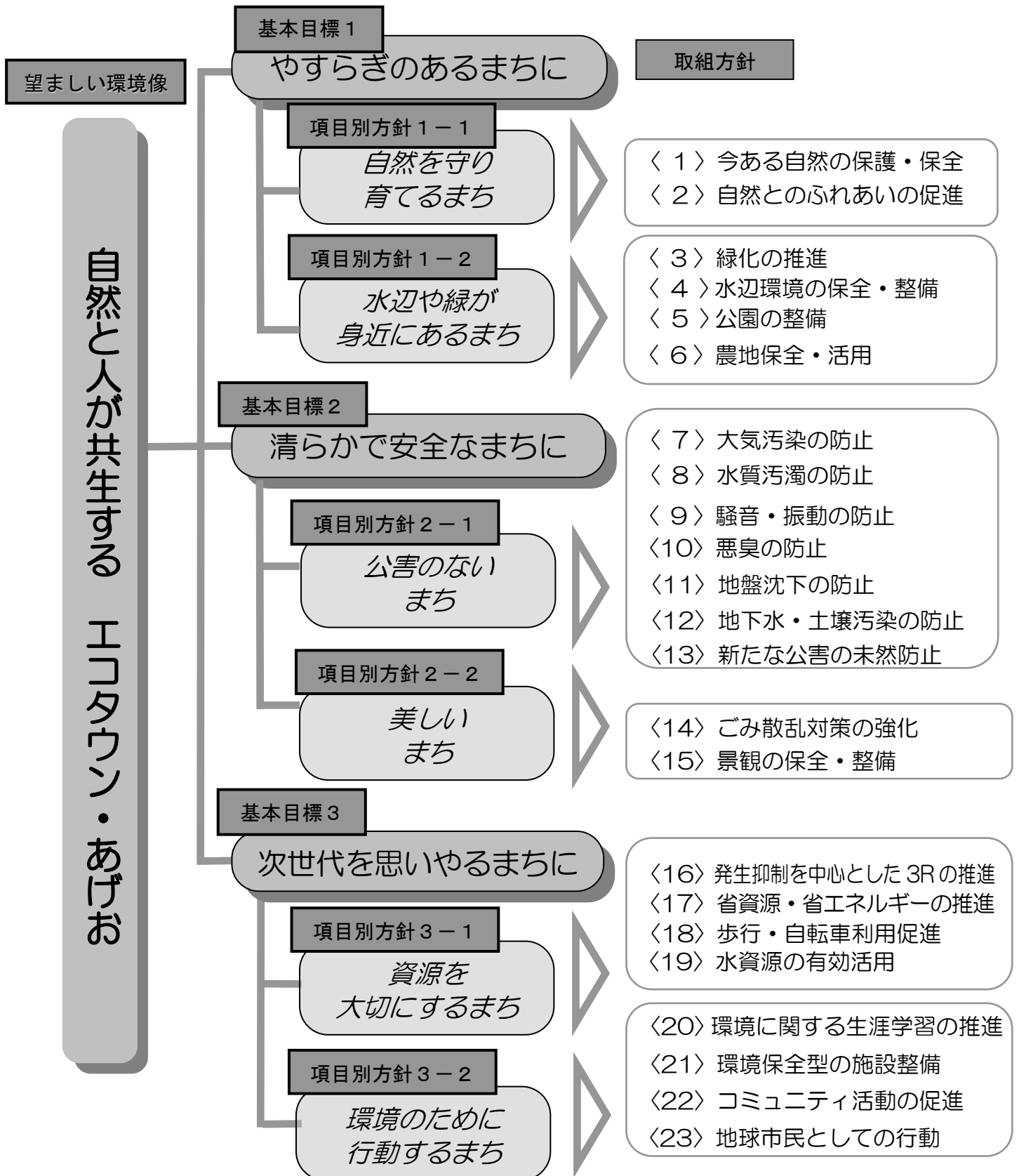
※平成12年の市域全体からの温室効果ガス排出量については、環境自治体白書2005年版より引用。

**上尾市環境基本条例**（平成9年9月30日 条例第25号）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
  - 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

4-4 施策体系



## 第5章 望ましい環境像の実現に向けて

### 5-1 やすらぎのあるまちに

#### 5-1-1 自然を守り育てるまち

##### 取組方針<1>今ある自然の保護・保全

「今ある自然の保護・保全」については、緑地保全の一環として緑の公有地化事業を進めています。「藤波・中分ふるさとの緑の景観地」および「原市ふるさとの緑の景観地」は、市と県が共同して買収を進めており、今後も「上尾市みどりの基金」を活用して事業を継続していきます。

|          | 藤波・中分<br>ふるさとの緑の景観地 |                     | 原市ふるさとの緑の景観地        |                     |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|          | 市買収分 m <sup>2</sup> | 県買収分 m <sup>2</sup> | 市買収分 m <sup>2</sup> | 県買収分 m <sup>2</sup> |
| 平成26年度まで | 19,958              | 14,901              | 15,923              | 18,459              |

また、保存樹林の中から特に良好なものを特別緑地に指定し、「ふれあいの森」（平成26年度（2014年度）末現在9か所）として市民に開放し、維持管理を行なっています。

「自然とのふれあいの促進」に関しては、自然学習館において自然観察会や体験学習等の事業を行なっています。また、自然学習館に併設している上尾天文台では、40cm 反射望遠鏡（1台）・15cm クーデ式望遠鏡（1台）・12.8cm 屈折望遠鏡（3台）を備え、天体観望会などの事業を行なっています。  
（担当：みどり公園課）

環境保全団体の育成・支援については、市民団体・事業者・市の協働組織である上尾市環境推進協議会の活動を推進するほか、自発的な環境保全活動を行なっている市内の民間団体に補助金を交付しました。  
（担当：環境政策課）



藤波・中分  
ふるさとの緑の景観地



原市ふるさとの緑の景観地

### 取組方針<2>自然とのふれあいの促進

上尾市自然学習館では、「自然学習教室」を定期的を開催しています。

|          |      |
|----------|------|
| 平成 26 年度 | 20 回 |
|----------|------|

また、自然学習館周辺で自然観察会を行っています。

(担当：みどり公園課)

なお、上尾市環境推進協議会の事業として、観察会を開催しています。

|          | 原市沼周辺の観察会 | サクラソウトラスト地の<br>草刈りとワシ・タカ観察会 | 鴨川の冬鳥観察会 |
|----------|-----------|-----------------------------|----------|
| 平成 26 年度 | 20 人      | 60 人                        | 29 人     |

(担当：環境政策課)

## 5-1-2 水辺や緑が身近にあるまち

### 取組方針<3>緑化の推進

「上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例」（昭和 48 年制定）に基づき、保存樹林および保存樹木を指定しています。

|           | 保存樹林  | 保存樹木 |
|-----------|-------|------|
| 平成 26 年度末 | 14 か所 | 98 本 |

(担当：みどり公園課)

### 取組方針<4>水辺環境の保全・整備

河川への親水性向上と水質改善対策として、従来のコンクリートブロックに代えて環境に配慮した緑化ブロックを採用し、河川本来の自然浄化作用を向上させ水質浄化を図ってきました。具体的には、平方スポーツ広場に面する上尾中堀川について多自然型ブロック工法による改修を行い（901.5m）、また、浅間川の上流についても、同様の改修を行いました（681m）。

さらに、雨水の流出抑制と有効利用を図るため、平成 21 年度（2009 年度）から雨水貯留施設設置補助事業を開始しました。設置実績は、平成 26 年度は 11 基です。

(担当：河川課)

### 取組方針<5>公園の整備

上尾市内の公園は、県営の上尾運動公園、市制施行 20 周年記念事業として昭和 53 年（1978 年）5 月にオープンした上尾丸山公園（その後、天体観測施設を備えた自然学習館やバーベキュー場等を整備）など、都市緑地を含めた公園の数と総面積、市の面積（4,555ha）に対する公園面積の割合、市民一人あたりの公園面積は下記のとおりです。

|           | 公園の数   | 総面積 ha   | 市面積に対する公園面積の割合 | 市民一人あたりの公園面積       |
|-----------|--------|----------|----------------|--------------------|
| 平成 26 年度末 | 124 か所 | 88.00 ha | 1.93%          | 3.86m <sup>2</sup> |

（担当：みどり公園課）

### 取組方針<6>農地保全・利用

本市においては、急激な都市膨張に伴い、市内全域にわたり土地利用のスプロール化（無秩序な開発）が顕著となっています。本市の農業は、後継者不足による農業労働力の高齢化の進行をはじめ、経営環境の悪化が指摘されています。

市では、自然農法の導入を奨励しており、減農薬・減化学肥料による栽培農産物の認証件数は、平成 26 年度は 20 件です。

（担当：農政課）

## 5-2 清らかで安全なまちに

### 5-2-1 公害のないまち（担当：生活環境課）

#### 取組方針<7>大気汚染の防止

##### (1) 大気汚染の概要

大気汚染物質の発生源は、火山噴火などによる自然発生的なもののほか、固定発生源（工場・事業所など）及び移動発生源（自動車等）があります。

大気汚染物質は、ばい煙（硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、ばいじん、有害物質 5 種★）、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、自動車排出ガス、特定物質（28 物質）、有害大気汚染物質（248 物質）が大気汚染防止法で定められています。

現在、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）の 5 項目について環境基準が定められています。

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、健康に慢性的影響を及ぼすことから長期的評価が行われ、光化学オキシダントについては、急性的影響を及ぼすことから短期的評価が行われています。

##### ★大気汚染防止法が定める有害物質 5 種

カドミウム及びその化合物／塩素及び塩化水素／フッ素・フッ化水素及びフッ化珪素／鉛及びその化合物／窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

##### (2) 環境基準と評価方法

環境基準とは、環境基本法第 16 条に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで達成維持することが望ましいとされる、政府が定める環境行政上の基準であり、市は、これを目標として対策を進めています。

なお、環境基準は行政上の目標として定めているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なります。



## 大気汚染に係る環境基準

### 1 大気汚染に係る環境基準

| 物質                       | 環境上の条件(設定年月日等)   | 測定方法  |
|--------------------------|--|---|
| 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(昭和 48 年 5 月 16 日告示)                             | 溶液電率法又は紫外線蛍光法   |
| 一酸化炭素 (CO)               | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(昭和 48 年 5 月 8 日告示)                        | 非分散型赤外分析法を用いる方法   |
| 浮遊粒子状物質 (SPM)            | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(昭和 48 年 5 月 8 日告示) | 濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法 |
| 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和 53 年 7 月 11 日告示)                              | ザルツマン試薬を用いる吸光法又はオゾンを用いる化学発光法  |
| 光化学オキシダント (Ox)           | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(昭和 48 年 5 月 8 日告示)   | 中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法                         |

### 備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 $\mu$ m 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

## 2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

| 物質         | 環境上の条件（設定年月日等）  | 測定方法  |
|------------|---|---|
| ベンゼン       | 1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（平成 9 年 2 月 4 日告示） | キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認められる方法。 |
| トリクロロエチレン  | 1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（平成 9 年 2 月 4 日告示）   |   |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること（平成 9 年 2 月 4 日告示）    |   |
| ジクロロメタン    | 1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること（平成 13 年 4 月 20 日告示） |   |

### 備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

## 3 ダイオキシン類に係る環境基準

| 物質      | 環境上の条件（設定年月日等）   | 測定方法   |
|---------|--|--|
| ダイオキシン類 | 1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。（平成 11 年 12 月 27 日告示） | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。 |

### 備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

#### 4 微小粒子状物質に係る環境基準

| 物質      | 環境上の条件（設定年月日等）   | 測定方法  |
|---------|--|---|
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。<br>(平成 21 年 9 月 9 日告示) | 微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法 |

#### 備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が  $2.5 \mu\text{m}$  の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

#### 5 大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高 1 時間値  $0.06\text{ppm}$  に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、 $0.20\text{ppmC}$  から  $0.31\text{ppmC}$  の範囲にある。（昭和 51 年 8 月 13 日通知）

#### 【大気汚染の評価方法】

|                  |   |
|------------------|---|
| 短期的評価            | 測定を行った日の 1 時間値の 1 日平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。特に、光化学オキシダントについては、環境基準の設定が 1 時間値のみであることから、昼間(午前 5 時～午後 8 時)の 1 時間値が 1 度でも環境基準値を超えた場合、環境基準未達成と評価されている。 |
| 長期的評価<br>(2%除外値) | 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にある測定値を除外した後の最高値 (1 日平均値の年間 2% 除外値) を環境基準と比較する評価方法。1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、環境基準未達成とする。               |
| 長期的評価<br>(98%値)  | 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98% 目にあたる値 (1 日平均値の年間 98% 値) を環境基準と比較する評価方法。  |

### (3) 測定結果

大気汚染の現状を把握するため、埼玉県では大気汚染常時監視システムにより常時監視を行なっています。常時監視局は、本市においては、浅間台大公園（浅間台三丁目）に設置されており、測定項目は、二酸化硫黄、浮遊粒子物質、窒素酸化物、光化学オキシダント及び風向、風速です。

なお、埼玉県大気汚染常時監視システムの測定結果は、インターネットにより、どなたでも最新の情報（および過去のデータ）を閲覧することができます。

#### 【環境基準適合状況】

|            | 物質名                                     |               |   |  |               |                                |
|------------|---|---------------|---|--|---------------|--------------------------------|
|            | 二酸化硫黄<br>(SO <sub>2</sub> )             |               | 二酸化窒素<br>(NO <sub>2</sub> )             | 浮遊粒子状物質<br>(SPM)   |               | 光化学オキシダント<br>(O <sub>x</sub> ) |
| 環境基準       | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下 |               | 1時間値の1日平均値0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下 |               | 1時間値が0.06ppm以下                 |
| 年度<br>(平成) | 短期                                      | 長期<br>(2%除外値) | 長期<br>(98%値)                            | 短期   | 長期<br>(2%除外値) | 短期                             |
| 22         | ○                                       | ○             | ○                                       | ○  | ○             | ×                              |
| 23         | ○                                       | ○             | ○                                       | ○  | ○             | ×                              |
| 24         | ○                                       | ○             | ○                                       | ○  | ×             | ×                              |
| 25         | ○                                       | ○             | ○                                       | ○  | ○             | ×                              |
| 26         | ○                                       | ○             | ○                                       | ○  | ○             | ×                              |

#### 備考

光化学スモッグの主要原因物質である光化学オキシダントは、1時間値が毎年0.06ppm以上になる日があり、環境基準を達成できていません。

#### (4) 光化学スモッグ（光化学オキシダント）、酸性雨

自動車の排出ガスや工場のばい煙などに含まれ大気中に排出された窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や炭化水素（HC）等の一次汚染物質が、上空で太陽の紫外線の影響を受けて化学反応を起こし大量のオゾン（O<sub>3</sub>）を生成すると、このオゾンはさらにオキシダント（強酸化性物質）と称される二次汚染物質を生成します。これを光化学オキシダントといい、光化学スモッグの原因となります。光化学オキシダントが高濃度になると、ヒトへの影響としては、目やのどの痛み、息苦しさ等の症状があらわれることが挙げられます。

光化学スモッグは、我が国では昭和 48 年（1973 年）から 50 年（1975 年）にかけて多発しました。その後、沈静化傾向を示しています。

大気中に存在する亜硫酸ガス（SO<sub>2</sub>などの硫黄酸化物）が水や酸素と反応すると、硫酸や硝酸、塩酸などを生成します。これが強酸性の雨（酸性雨）となって地上に落下すると、ヒトの健康をはじめ、さまざまなものに害を与えます。

埼玉県は、「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、光化学スモッグの主な指標である光化学オキシダントを測定し、発令基準に達した場合、注意報等を発令しています。

本市では県から注意報等の発令を受けた場合、「上尾市大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、防災無線や上尾市 Web サイト等により市民にお知らせしています。

#### 【県南中部地区の光化学スモッグ注意報等の発令状況】

|          | 予報 | 注意報 | 警報 | 重大緊急報 | 健康被害届出人数<br>(上尾市) |
|----------|----|-----|----|-------|-------------------|
| 平成 22 年度 | 10 | 16  | 0  | 0     | 0 (0)             |
| 平成 23 年度 | 9  | 9   | 0  | 0     | 0 (0)             |
| 平成 24 年度 | 2  | 4   | 0  | 0     | 0 (0)             |
| 平成 25 年度 | 11 | 11  | 0  | 0     | 0 (0)             |
| 平成 26 年度 | 8  | 9   | 0  | 0     | 0 (0)             |

#### 光化学スモッグ注意報などが発令されたら …

- ・屋外での激しい運動は避けましょう
- ・目などに刺激を感じたら、すぐ屋内に入りましょう
- ・乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害を受けやすいので、特に注意しましょう

(5) 大気関係の届け出状況

ばい煙や粉じんを多量に発生する工場・事業場については、施設ごとに大気汚染防止法（昭和 43 年制定）及び埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年 7 月 17 日制定、条例第 57 号）により、届け出が義務付けられています。

特定施設等の届け出状況（大気関係）

| 根拠（法）       | 届出施設    | 延べ件数<br>平成 27 年 3 月 31 日<br>現在 |     |
|-------------|---------|--------------------------------|-----|
|             |         | 工場・<br>事業所数                    | 施設数 |
| 大気汚染防止法     | ばい煙発生施設 | 77                             | 193 |
|             | 粉じん発生施設 | 1                              | 1   |
| 埼玉県生活環境保全条例 | ばい煙発生施設 | 22                             | 22  |
|             | 粉じん発生施設 | 4                              | 6   |

(6) 大気汚染に関する苦情件数

かつて平成 15 年度（2003 年度）には 60 件を超える苦情がありましたが、平成 16 年度（2004 年度）以降は減少傾向にあります。

| 年度       | 大気に関する苦情件数 | 野焼きに関する苦情件数（※） |
|----------|------------|----------------|
| 平成 15 年度 | 63         |                |
| 平成 16 年度 | 14         |                |
| 平成 17 年度 | 13         |                |
| 平成 18 年度 | 11         |                |
| 平成 19 年度 | 2          |                |
| 平成 20 年度 | 3          | 42             |
| 平成 21 年度 | 4          | 30             |
| 平成 22 年度 | 2          | 21             |
| 平成 23 年度 | 3          | 25             |
| 平成 24 年度 | 3          | 20             |
| 平成 25 年度 | 4          | 29             |
| 平成 26 年度 | 4          | 33             |

※「野焼きに関する苦情件数」は、平成 20 年度（2008 年度）から集計を開始しました。

## (7) 大気汚染に関する改善対策

### ① 自転車利用の促進

北上尾駅東口にある「原新町自転車駐車場」は、上尾市シルバー人材センターへの業務委託により運営しています。また、上尾駅周辺にある駐輪場「サイクルポート東」・同「南」・同「西」は、上尾都市開発（株）が運営しています。なお、ニューシャトル沼南駅・原市駅には、市営の無料自転車駐車場が設置されています。

(担当：交通防犯課)

### ② 低公害車の導入、自動車の使用自粛

市では、平成 27 年 3 月現在、公用車の一部に低公害車 17 台を導入しています。内訳は、総務課 13 台、西貝塚環境センター 2 台、消防本部 2 台です。

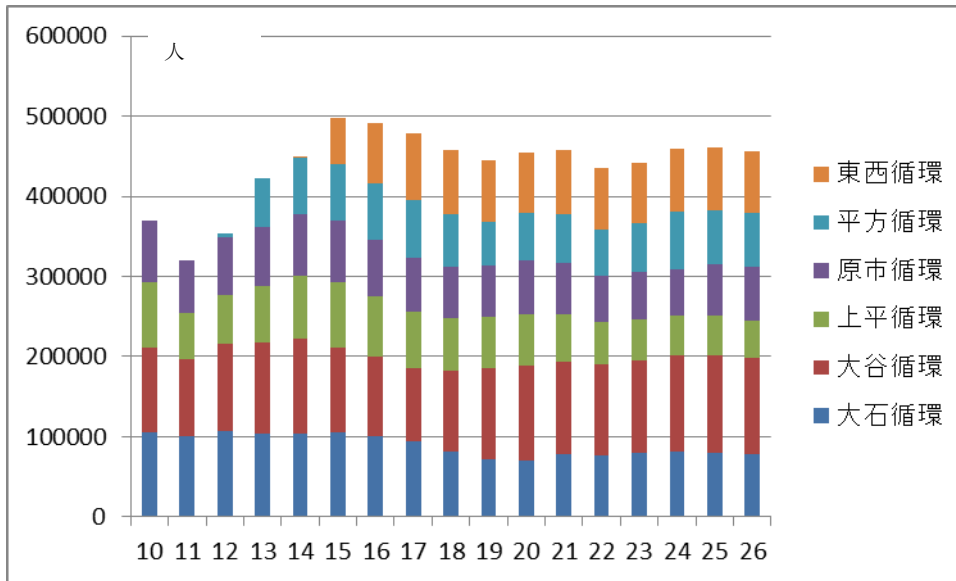
(担当：総務課)

市内循環バス「ぐるっとくん」（平成 10 年（1998 年）12 月から運行）は、圧縮天然ガス（CNG）を燃料とする車両（中型バス 1 台、小型バス 3 台）と、低公害ディーゼルエンジンの車両（6 台）を併用しています。

(担当：交通防犯課)

さらに、市役所では、毎週水曜日を「ノーカーデー」として、職員の自家用車通勤の自粛と、公用車の使用の自粛について呼びかけを実施しています。

(担当：環境政策課)



【市内循環バスぐるっとくん 乗客数】

(単位:人)

| 年度<br>(平成) | 総数      | 大石循環    | 大谷循環    | 上平循環   | 原市循環   | 平方循環   | 東西循環   |
|------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 10         | 80,288  | 25,613  | 24,533  | 14,574 | 15,568 | —      | —      |
| 11         | 320,310 | 100,646 | 96,485  | 56,512 | 66,667 | —      | —      |
| 12         | 352,890 | 107,251 | 108,659 | 61,000 | 71,197 | 4,783  | —      |
| 13         | 422,286 | 103,799 | 112,998 | 70,414 | 74,825 | 60,250 | —      |
| 14         | 449,335 | 104,450 | 117,859 | 78,520 | 76,552 | 70,384 | 1,570  |
| 15         | 497,807 | 105,787 | 104,770 | 82,762 | 76,000 | 70,056 | 58,432 |
| 16         | 491,178 | 99,798  | 100,394 | 75,327 | 70,134 | 70,914 | 74,611 |
| 17         | 478,416 | 93,797  | 91,830  | 70,083 | 66,695 | 72,532 | 83,479 |
| 18         | 457,179 | 82,152  | 100,374 | 64,829 | 64,938 | 65,275 | 79,611 |
| 19         | 444,583 | 70,996  | 114,290 | 63,569 | 64,050 | 55,795 | 75,883 |
| 20         | 454,591 | 69,420  | 118,524 | 65,168 | 67,547 | 58,734 | 751,98 |
| 21         | 457,271 | 77,727  | 115,106 | 59,206 | 64,895 | 60,844 | 79,493 |
| 22         | 435,463 | 77,329  | 113,410 | 52,356 | 57,876 | 57,368 | 77,124 |
| 23         | 442,175 | 79,188  | 116,415 | 50,793 | 58,517 | 62,065 | 75,197 |
| 24         | 459,630 | 81,508  | 119,992 | 49,908 | 57,169 | 72,904 | 78,149 |
| 25         | 461,606 | 80,298  | 121,712 | 49,557 | 63,797 | 67,584 | 78,658 |
| 26         | 456,655 | 78,157  | 120,422 | 46,923 | 67,032 | 65,963 | 78,158 |



## 取組方針<8>水質汚濁の防止

### (1) 水質汚濁の概要

河川等の公共水域の水質汚濁は、工場・事業場の排水や、家庭からの生活排水が主な原因です。かつては、工場・事業場の排水（目安は COD 値）が主な水質汚濁の原因となっていました。水質汚濁防止法（昭和 45 年制定）による規制や、工場・事業場への立入検査の実施により、着実に改善されています。また、家庭からの排水（目安は BOD 値）についても、下水道整備や合併処理浄化槽の普及、生活排水対策の実施により改善されています。

**COD**……**Chemical Oxygen Demand** の略称。化学的酸素要求量。水中の物質を酸化するために必要とする酸素の量のこと。単位は **mg/l**。排水基準と、海域と湖沼の環境基準に用いられる。有機物が多く水質が悪化すると COD は高くなる。

**BOD**……**Biochemical Oxygen Demand** の略称。生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと。単位は **mg/l** で表示され、数値が大きいほど水質の汚れは著しい。

### (2) 特定施設等の届出状況

水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月制定）及び埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年 7 月 17 日制定、条例第 57 号）により、特定施設等を設置している工場、事業場には、届出が義務付けられています。

下表は、市内における特定施設等のある工場、事業場の延べ数です。

なお、本市は工場、事業場への立入調査を実施し、排水調査及び浄化対策等について指導しています。 (担当：生活環境課)

#### 【特定施設等の届出状況（水質関係）】

| 根拠                                  | 届出施設        | 平成 26 年度<br>(2014 年度) |
|-------------------------------------|-------------|-----------------------|
| 水質汚濁防止法<br>(昭和 45 年 12 月制定)         | 工場・事業場数     | 226                   |
|                                     | (うち、立入調査対象) | 72                    |
| 埼玉県生活環境保全条例<br>(平成 13 年 7 月 17 日制定) | 工場・事業所数     | 21                    |
|                                     | (うち、立入調査対象) | 21                    |

### (3) 水質にかかる環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水質について維持することが望ましい基準として定められている行政上の目標であり、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）に区分されています。健康項目については、現在 27 項目について環境基準が定められています。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号一部改正

平成 26 年 11 月 17 日環境省告示第 126 号一部改正

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                              | 基準値                 |                |                         |                         |                     |
|----------|---------------------------------------|---------------------|----------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|
|          |                                       | 水素イオン<br>濃度<br>(pH) | 溶存酸素量<br>(DO)  | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>量<br>(SS)       | 大腸菌群数               |
| AA       | 水道 1 級・自然環境<br>保全及びA以下の欄に<br>掲げるもの    | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 7.5mg/L<br>以上  | 1mg/L<br>以下             | 25mg/L<br>以下            | 50MPN/100mL<br>以下   |
| A        | 水道 2 級・水産 1 級・<br>水浴及びB以下の欄に<br>掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 7.5mg/<br>L 以上 | 2mg/L<br>以下             | 25mg/L<br>以下            | 1000MPN/100mL<br>以下 |
| B        | 水道 3 級・水産 2 級<br>及び C 以下の欄に<br>掲げるもの  | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 5mg/L<br>以上    | 3mg/L<br>以下             | 25mg/L<br>以下            | 5000MPN/100mL<br>以下 |
| C        | 水産 3 級・工業用水 1<br>級及びD以下の欄に<br>掲げるもの   | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 5mg/L<br>以上    | 5mg/L<br>以下             | 50mg/L<br>以下            | —                   |
| D        | 工業用水 2 級・農業<br>用水及び E の欄に<br>掲げるもの    | 6.0 以上<br>8.5 以下    | 2mg/L<br>以上    | 8mg/L<br>以下             | 100mg/L<br>以下           | —                   |
| E        | 工業用水 3 級・環境<br>保全                     | 6.0 以上<br>8.5 以下    | 2mg/L<br>以上    | 10mg/L<br>以下            | ごみ等の浮遊<br>が認められな<br>いこと | —                   |

ある水域に生活環境項目の環境基準を適用させる場合、知事又は政府は、その水域に当てはめる類型を指定します。（環境基本法第 16 条第 2 項）。

河川の場合、AA、A、B、C、D、E の 6 つの類型があり、それぞれに定められた基準値が適用されます。

上尾市では、上流部分を除く鴨川と、綾瀬川が、類型Cの指定を受けています。

人の健康の保護に関する環境基準（河川）

| No. | 項目               | 基準値           |
|-----|------------------|---------------|
| 1   | カドミウム            | 0.003mg/L 以下  |
| 2   | 全シアン             | 検出されないこと      |
| 3   | 鉛                | 0.01mg/L 以下   |
| 4   | 六価クロム            | 0.05mg/L 以下   |
| 5   | 砒素               | 0.01mg/L 以下   |
| 6   | 総水銀              | 0.0005mg/L 以下 |
| 7   | アルキル水銀           | 検出されないこと      |
| 8   | P C B            | 検出されないこと      |
| 9   | ジクロロメタン          | 0.02mg/L 以下   |
| 10  | 四塩化炭素            | 0.002mg/L 以下  |
| 11  | 1,2—ジクロロエタン      | 0.004mg/L 以下  |
| 12  | 1,1—ジクロロエチレン     | 0.1mg/L 以下    |
| 13  | シス— 1,2—ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下   |
| 14  | 1,1,1—トリクロロエタン   | 1mg/L 以下      |
| 15  | 1,1,2—トリクロロエタン   | 0.006mg/L 以下  |
| 16  | トリクロロエチレン        | 0.01mg/L 以下   |
| 17  | テトラクロロエチレン       | 0.01mg/L 以下   |
| 18  | 1,3—ジクロロプロペン     | 0.002mg/L 以下  |
| 19  | チウラム             | 0.006mg/L 以下  |
| 20  | シマジン             | 0.003mg/L 以下  |
| 21  | チオベンカルブ          | 0.02mg/L 以下   |
| 22  | ベンゼン             | 0.01mg/L 以下   |
| 23  | セレン              | 0.01mg/L 以下   |
| 24  | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    | 10mg/L 以下     |
| 25  | ふっ素              | 0.8mg/L 以下    |
| 26  | ほう素              | 1m g / L 以下   |
| 27  | 1,4—ジオキサン        | 0.05mg/L 以下   |

※1 「No.」は、本環境白書の編集に際し、便宜上、付したものです。また、各項目の「測定方法」は割愛しました。

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 (3、4 略)

#### (4) 測定項目

公共用水域の水質については、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月制定）の規定に基づき、昭和46年度（1971年度）以来、水質汚濁に係る環境基準が定められている項目（以下「環境基準項目」という。）について測定しています。

また、人の健康の保護に関連する物質ではありますが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質を「要監視項目」に設定しています。

#### A 環境基準項目（生活環境項目と健康項目）

##### a) (8項目) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 平成25年3月27日環境省告示第30号改正

##### b) (27項目) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 平成25年3月27日環境省告示第30号改正

#### B 要監視項目（6項目）

平成5年3月8日環水管第21号 平成21年11月30日環水大発第091130004号  
環水大土発第091130005号最終改正

#### (別記2)

#### 要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域及び地下水における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、通知された。

さらに、平成21年11月30日付け環水大発第091130004号及び環水大土発第091130005号により環境省水・大気環境局長通知。

#### 公共用水域

| 項目                 | 指針値         |
|--------------------|-------------|
| クロロホルム             | 0.06mg/l以下  |
| トランス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l以下  |
| 1, 2-ジクロロプロパン      | 0.06mg/l以下  |
| p-ジクロロベンゼン         | 0.2mg/l以下   |
| イソキサチオン            | 0.008mg/l以下 |
| ダイアジノン             | 0.005mg/l以下 |
| フェニトロチオン (MEP)     | 0.003mg/l以下 |
| イソプロチオラン           | 0.04mg/l以下  |
| オキシ銅 (有機銅)         | 0.04mg/l以下  |
| クロロタロニル (TPN)      | 0.05mg/l以下  |
| プロピザミド             | 0.008mg/l以下 |

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| E P N           | 0.006mg/l以下  |
| ジクロロボス (DDVP)   | 0.008mg/l以下  |
| フェノブカルブ (BPMC)  | 0.03mg/l以下   |
| イプロベンホス (IBP)   | 0.008mg/l以下  |
| クロロニトロフェン (CNP) | —            |
| トルエン            | 0.6mg/l以下    |
| キシレン            | 0.4mg/l以下    |
| フタル酸ジエチルヘキシル    | 0.06mg/l以下   |
| ニッケル            | —            |
| モリブデン           | 0.07mg/l以下   |
| アンチモン           | 0.02mg/l以下   |
| 塩化ビニルモノマー       | 0.002mg/l以下  |
| エピクロロヒドリン       | 0.0004mg/l以下 |
| 全マンガン           | 0.2mg/l以下    |
| ウラン             | 0.002mg/l以下  |

有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された。

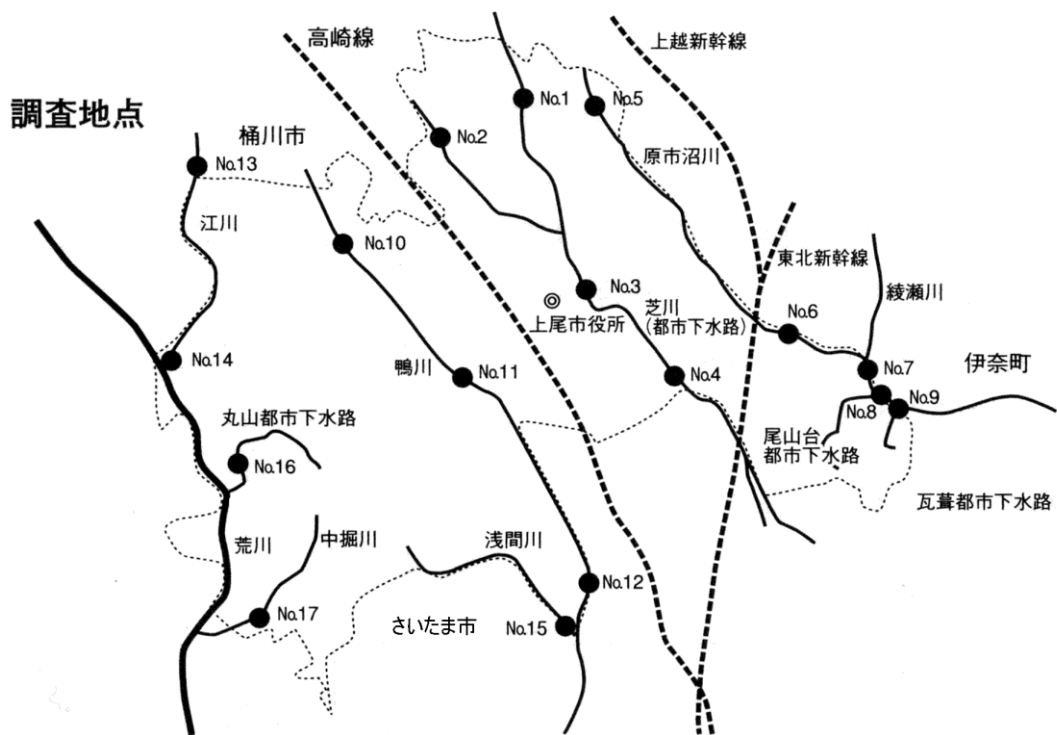
#### 要監視項目の水域類型及び指針値

| 項目     | 水域     | 類型   | 指針値          |
|--------|--------|------|--------------|
| クロロホルム | 河川及び湖沼 | 生物A  | 0.7mg/l 以下   |
|        |        | 生物特A | 0.006mg/l 以下 |
|        |        | 生物B  | 3mg/l 以下     |
|        |        | 生物特B | 3mg/l 以下     |
|        | 海域     | 生物A  | 0.8mg/l 以下   |
|        |        | 生物特A | 0.8mg/l 以下   |
| フェノール  | 河川及び湖沼 | 生物A  | 0.05mg/l 以下  |
|        |        | 生物特A | 0.01mg/l 以下  |
|        |        | 生物B  | 0.08mg/l 以下  |
|        |        | 生物特B | 0.01mg/l 以下  |
|        | 海域     | 生物A  | 2mg/l 以下     |
|        |        | 生物特A | 0.2mg/l 以下   |

|          |        |      |             |
|----------|--------|------|-------------|
| ホルムアルデヒド | 河川及び湖沼 | 生物A  | 1mg/l 以下    |
|          |        | 生物特A | 1mg/l 以下    |
|          |        | 生物B  | 1mg/l 以下    |
|          |        | 生物特B | 1mg/l 以下    |
|          | 海域     | 生物A  | 0.3mg/l 以下  |
|          |        | 生物特A | 0.03mg/l 以下 |

(5) 上尾市内の河川と水質調査地点

| 番号 | 河川名等      | 調査地点                | 河川<br>類型 |
|----|-----------|---------------------|----------|
| ①  | 芝川（都市下水路） | 菅谷字西中通 433 番地先（上流①） |          |
| ②  | 芝川（都市下水路） | 上郷橋（上流②）            |          |
| ③  | 芝川（都市下水路） | 道三橋（中流）             |          |
| ④  | 芝川（都市下水路） | 日の出橋（下流）            |          |
| ⑤  | 原市沼川      | 上平橋                 |          |
| ⑥  | 原市沼川      | 境橋                  |          |
| ⑦  | 綾瀬川       | 立合橋                 | C        |
| ⑧  | 尾山台都市下水路  | 瓦葺 2868 番地先         |          |
| ⑨  | 瓦葺都市下水路   | 国道 16 号脇            |          |
| ⑩  | 鴨川（都市下水路） | 鴨川中央公園脇（上流）         |          |
| ⑪  | 鴨川        | 富士見橋（中流）            | C        |
| ⑫  | 鴨川        | 山の下歩道橋（下流）          | C        |
| ⑬  | 江川        | 滝ノ宮橋                |          |
| ⑭  | 江川        | 宮下樋管                |          |
| ⑮  | 浅間川       | 戸崎橋より下流、鴨川合流手前      |          |
| ⑯  | 丸山都市下水路   | 八塚樋管                |          |
| ⑰  | 上尾中堀川     | 貝殻樋管                |          |



(6) 測定結果

各河川の水質調査の結果、生活環境項目及び健康項目にかかる環境基準達成状況は、以下のとおりです。

① 生活環境項目の環境基準達成状況

平成 26 年度 達成率 83.3% (前年度 83.3%)

| 番号 | 河川名 | 調査地点   | 河川<br>類型 | 年度<br>平成 (西暦) | 生活環境項目適合状況 |     |       |     |
|----|-----|--------|----------|---------------|------------|-----|-------|-----|
|    |     |        |          |               | pH         | D o | B O D | S S |
| ⑦  | 綾瀬川 | 立合橋    | C        | 26 (2014)     | ○          | ×   | ○     | ○   |
| ⑪  | 鴨川  | 富士見橋   | C        | 26 (2014)     | ○          | ○   | ○     | ○   |
| ⑫  |     | 山の下歩道橋 | C        | 26 (2014)     | ○          | ×   | ○     | ○   |

② 健康項目の環境基準の達成状況

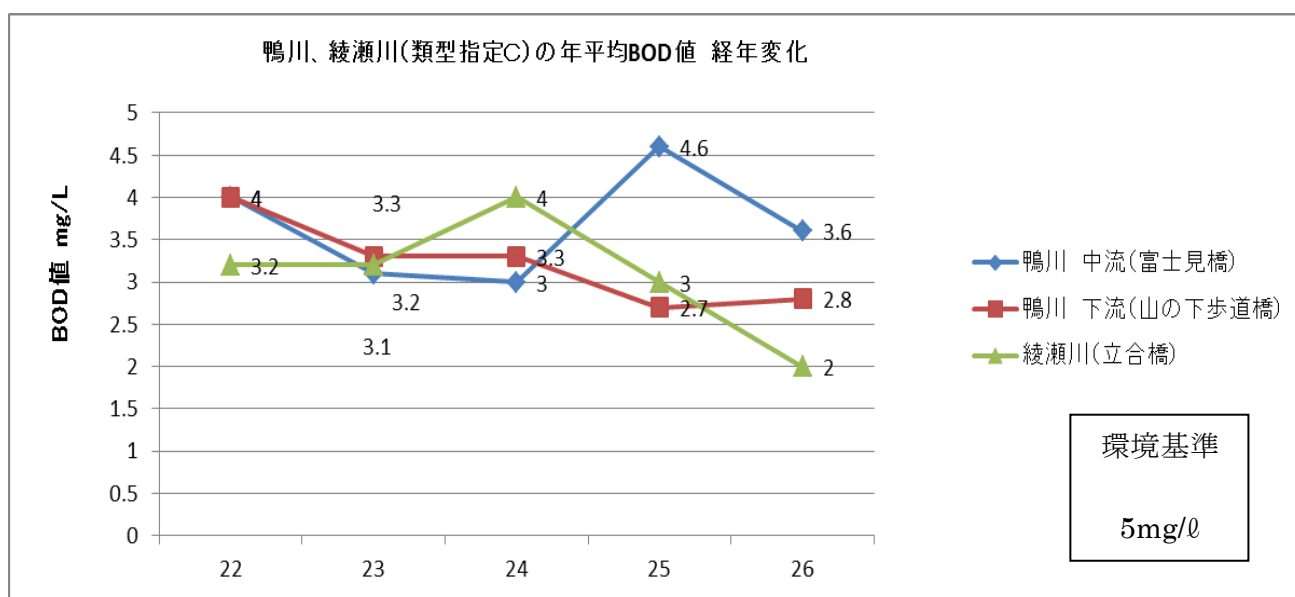
平成 26 年度 達成率 100 % (前年度 100%)

| 番号 | 河川名  | 調査地点           | 河川<br>類型 | 適合割合                  | 不適合<br>項目<br>と量 |
|----|------|----------------|----------|-----------------------|-----------------|
|    |      |                |          | 平成 26 年度<br>(2014 年度) |                 |
| ⑤  | 原市沼川 | 上平橋            |          | 100% (6 項目/6 項目)      | —               |
| ⑥  |      | 境橋             |          | 100% (6 項目/6 項目)      | —               |
| ⑦  | 綾瀬川  | 立合橋            | C        | 100% (6 項目/6 項目)      | —               |
| ⑪  | 鴨川   | 富士見橋<br>(中流)   | C        | 100% (6 項目/6 項目)      | —               |
| ⑫  |      | 山の下歩道橋<br>(下流) | C        | 100% (6 項目/6 項目)      | —               |
| ⑬  | 江川   | 滝ノ宮橋           |          | 100% (6 項目/6 項目)      | —               |
| ⑭  |      | 宮下樋管           |          | 100% (6 項目/6 項目)      | —               |

③ 河川・都市下水路ごとの年平均 BOD 値の経年変化

市内河川 (類型指定 C) の年平均 BOD 値 経年変化

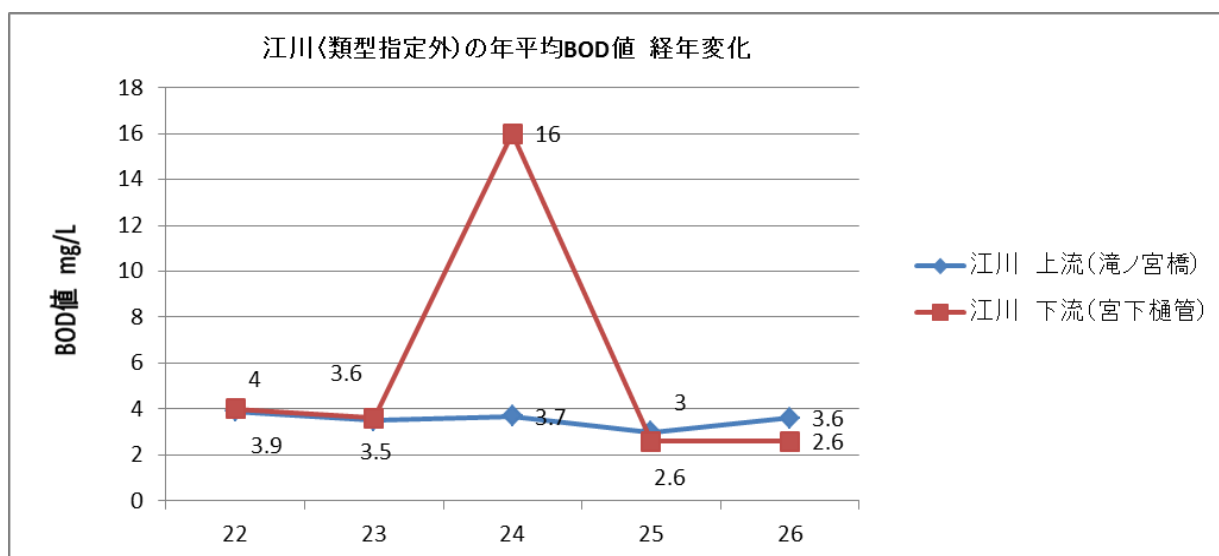
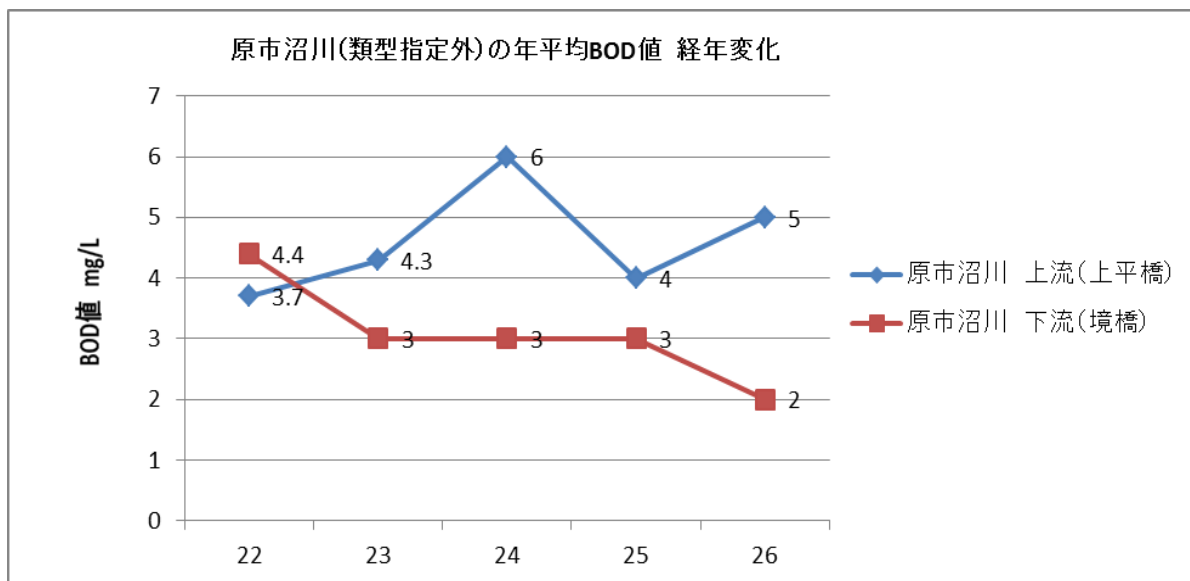
| ↓調査地点          | 調査年度 (平成) → | 22  | 23  | 24  | 25  | 26  |
|----------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 鴨川 中流 (富士見橋)   |             | 4.0 | 3.1 | 3.0 | 4.6 | 3.6 |
| 鴨川 下流 (山の下歩道橋) |             | 4.0 | 3.3 | 3.3 | 2.7 | 2.8 |
| 綾瀬川 (立合橋)      |             | 3.2 | 3.2 | 4.0 | 3.0 | 2.0 |





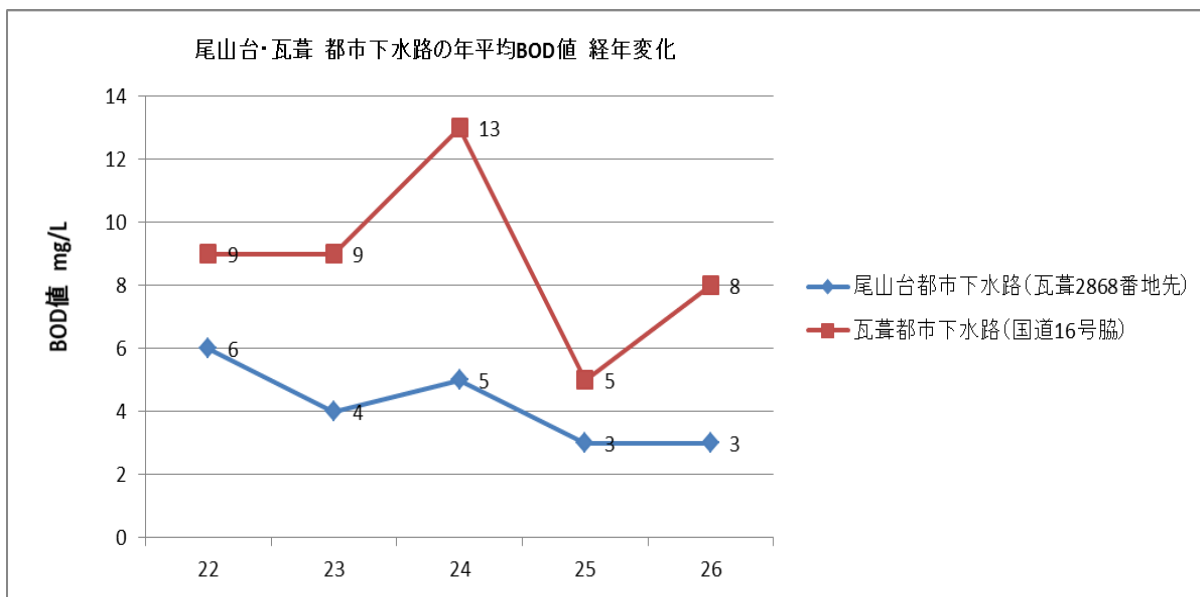
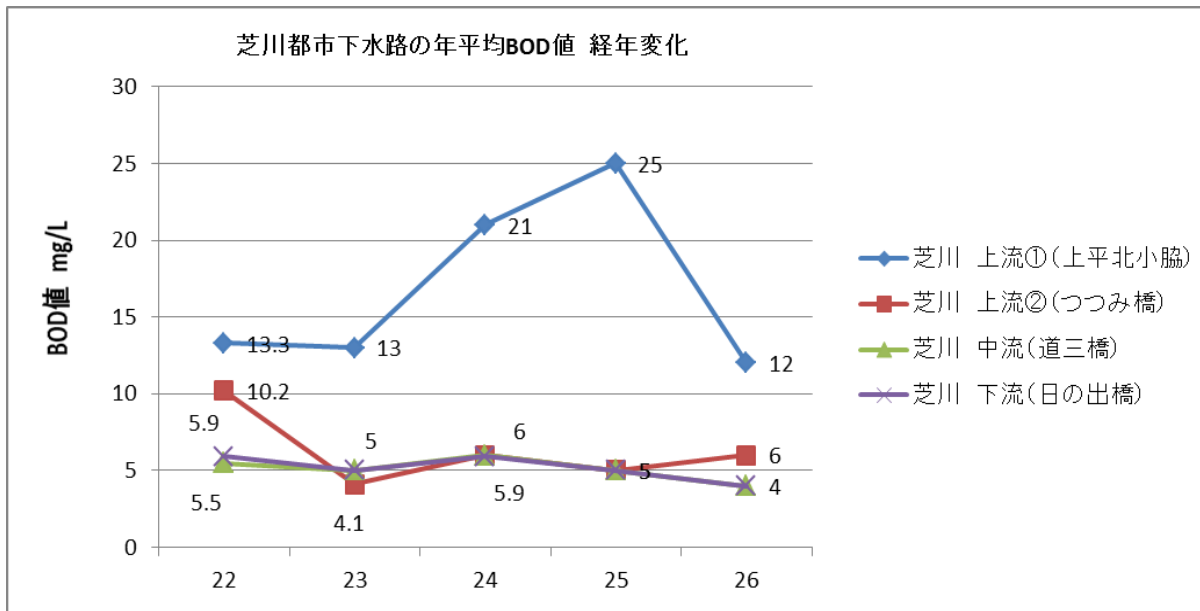
市内河川(類型指定外)の年平均BOD値 経年変化 BOD値 mg/l

| ↓調査地点        | 調査年度(平成)→ | 22  | 23  | 24   | 25  | 26  |
|--------------|-----------|-----|-----|------|-----|-----|
| 原市沼川 上流(上平橋) |           | 3.7 | 4.3 | 6.0  | 4.0 | 5.0 |
| 原市沼川 下流(境橋)  |           | 4.4 | 3.0 | 3.0  | 3.0 | 2.0 |
| 江川 上流(滝ノ宮橋)  |           | 3.9 | 3.5 | 3.7  | 3.0 | 3.6 |
| 江川 下流(宮下樋管)  |           | 4.0 | 3.6 | 16.0 | 2.6 | 2.6 |



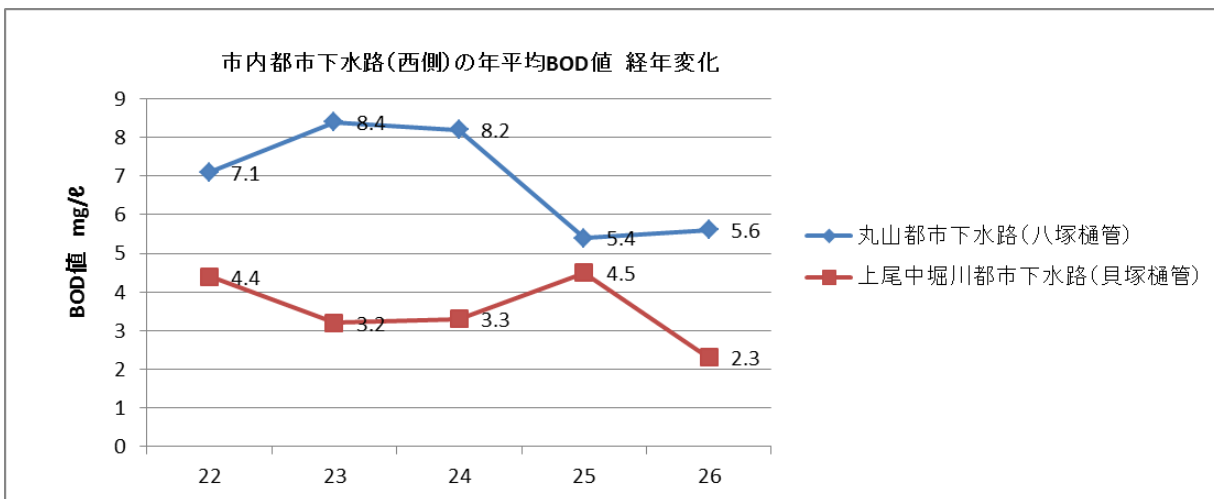
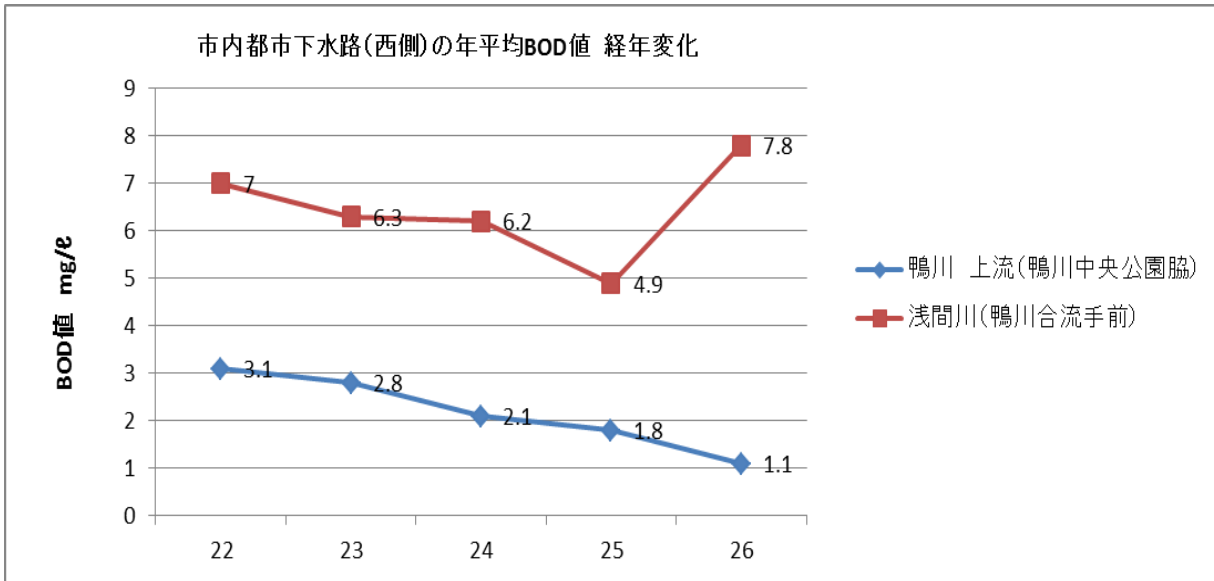
市内都市下水路（東側）の年平均BOD値 経年変化 BOD値 mg/l

| 調査地点                | 調査年度(平成) → | 22   | 23  | 24  | 25 | 26 |
|---------------------|------------|------|-----|-----|----|----|
| 芝川 上流①(上平北小脇)       |            | 13.3 | 13  | 21  | 25 | 12 |
| 芝川 上流②(つつみ橋)        |            | 10.2 | 4.1 | 6   | 5  | 6  |
| 芝川 中流(道三橋)          |            | 5.5  | 5   | 6   | 5  | 4  |
| 芝川 下流(日の出橋)         |            | 5.9  | 5   | 5.9 | 5  | 4  |
| 尾山台都市下水路(瓦葺2868番地先) |            | 6    | 4   | 5   | 3  | 3  |
| 瓦葺都市下水路(国道16号脇)     |            | 9    | 9   | 13  | 5  | 8  |



市内都市下水路（西側）の年平均BOD値 経年変化 BOD値 mg/l

| ↓調査地点            | 調査年度(年度) → | 22  | 23  | 24  | 25  | 26  |
|------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 鴨川 上流(鴨川中央公園脇)   |            | 3.1 | 2.8 | 2.1 | 1.8 | 1.1 |
| 浅間川(鴨川合流手前)      |            | 7.0 | 6.3 | 6.2 | 4.9 | 7.8 |
| 丸山都市下水路(八塚樋管)    |            | 7.1 | 8.4 | 8.2 | 5.4 | 5.6 |
| 上尾中堀川都市下水路(貝塚樋管) |            | 4.4 | 3.2 | 3.3 | 4.5 | 2.3 |



(7) 水質汚濁に関する苦情件数

| 調査年度(平成) →   | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|--------------|----|----|----|----|----|
| 水質汚濁に関する苦情件数 | 12 | 3  | 6  | 2  | 5  |

(資料：生活環境課)

(8) 水質汚濁に関する改善対策

① 健康項目

健康項目については、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場に対する排水規制の強化等により、環境基準をほぼ達成しています。

今後とも、公共用水域等の水質の監視を継続し、その結果を踏まえ、環境基準の達成・維持に向け、水質の保全を図ります。

② 生活環境項目

生活環境項目については、水質汚濁防止法に基づく排水規制や、下水道等の排水処理施設を整備してきましたが、有機汚濁（BOD 又は COD）や、それと密接に関わる全窒素及び全燐による水質汚濁の改善には、引き続き努力が必要です。

(9) 下水道の整備（担当：下水道施設課）

下水道は、生活雑排水（台所や風呂、トイレからの排水）による河川等の公共用水域の汚染や、降雨時の浸水や悪臭を防止します。

市では、区画整理事業等の都市基盤整備の進捗に合わせ下水道の整備を進めており、下水道普及率は、平成 26 年度までに 79.1%となっています。

【下水道整備状況】

| 年度<br>(平成)<br>(西暦) | 行政区域内<br>人口 (人) | 下水道整備<br>区域内人口 (人) | 下水道<br>普及率 (%) | 水洗化<br>人口 (人) | 水洗化率 (%) |
|--------------------|-----------------|--------------------|----------------|---------------|----------|
| 22<br>(2010)       | 227,214         | 170,411            | 75.0           | 163,221       | 95.8     |
| 23<br>(2011)       | 227,217         | 173,139            | 76.2           | 166,403       | 96.1     |
| 24<br>(2012)       | 227,526         | 175,423            | 77.1           | 168,439       | 96.0     |
| 25<br>(2013)       | 228,176         | 178,081            | 78.0           | 171,344       | 96.2     |
| 26<br>(2014)       | 227,995         | 180,286            | 79.1           | 173,611       | 96.3     |

(資料：下水道施設課)

(10) 合併処理浄化槽の推進 (担当：生活環境課)

①小型合併処理浄化槽設置整備補助事業

下水道整備区域外に浄化槽を設置する際には、「浄化槽法」に基づき、合併処理浄化槽の設置が義務づけられました。単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）を設置している人は、合併処理浄化槽への転換に努めなければなりません。

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を一緒に処理することができ、処理後の水質は公共下水道終末処理施設の排水基準（BOD20mg/l以下）と同じであることから、河川の水質保全に有効な排水処理施設とされています。

本市は、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人に設置費用の一部を補助しています。

②補助対象となる家庭用小型合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽で、BOD除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を持っているもの。

③補助対象者

浄化槽整備区域において、現に居住用建物に設置してある単独処理浄化槽または、くみ取り便所の便槽から小型合併処理浄化槽へ入れ替えをする人。ただし、建築確認申請の必要な新築・増改築は対象外となります。

④補助額

設置等に必要経費（5人槽上限：332,000円、7人槽上限：414,000円、10人槽上限：548,000円）及び既存浄化槽等撤去費（60,000円）

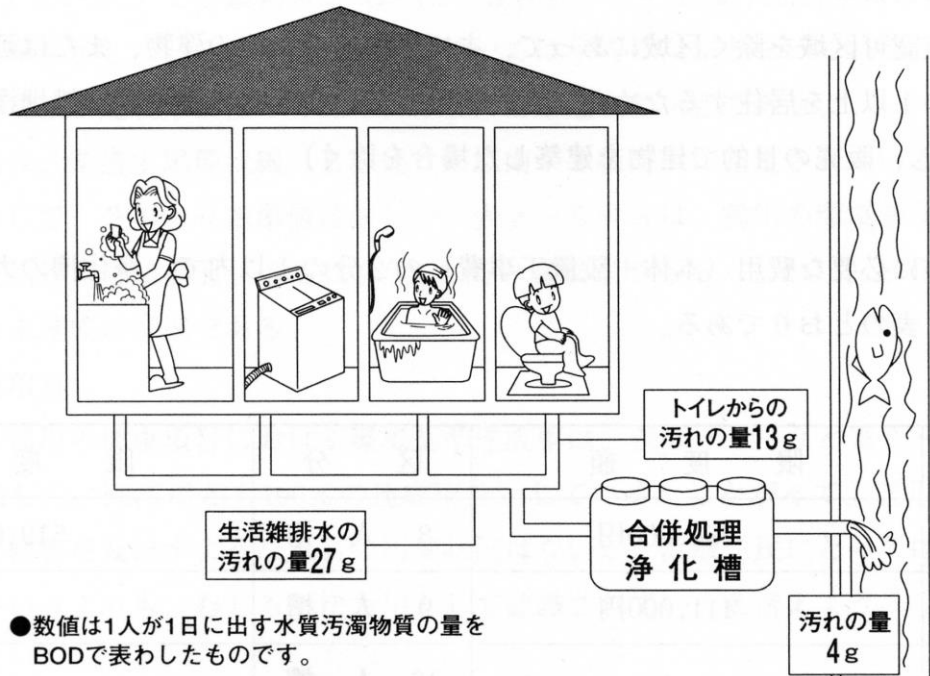
④ 小型合併処理浄化槽の補助実績（単位：件）

|      | 22<br>(2010) | 23<br>(2011) | 24<br>(2012) | 25<br>(2013) | 26<br>(2014) |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 5人槽  | 25           | 4            | 4            | 6            | 0            |
| 7人槽  | 11           | 2            | 4            | 3            | 1            |
| 10人槽 | 1            | 0            | 0            | 0            | 0            |

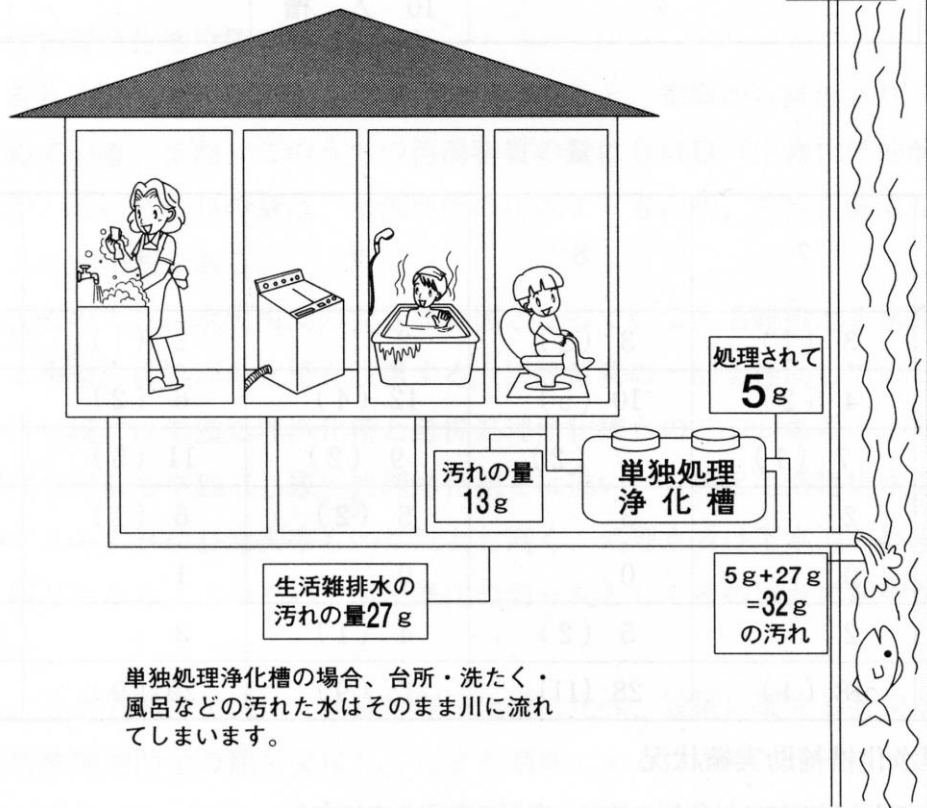
(11) その他の水質保全対策 (担当：河川課、環境政策課)

市では、河川の水質保全対策として国や県が所管する事業に参加し、市民の皆さんや周辺の自治体と情報を共有しながら水質の保全についての対策を進めています。

| 事業名              | 所管              |
|------------------|-----------------|
| 綾瀬川清流ルネッサンス連絡会   | 国土交通省 江戸川河川事務所  |
| 芝川・新芝川水環境改善連絡会   | 埼玉県 さいたま県土整備事務所 |
| 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 | 国土交通省 荒川上流河川事務所 |



●数値は1人が1日に出す水質汚濁物質の量をBODで表わしたものです。



単独処理浄化槽の場合、台所・洗たく・風呂などの汚れた水はそのまま川に流れてしまいます。

【合併処理浄化槽と単独処理浄化槽】

## 取組方針<9>騒音・振動の防止

### (1) 騒音・振動の概要

騒音・振動の主な発生原因としては、道路交通、鉄道等の交通機関、工場、事業場によるもの、建設・解体作業によるもののほか、エアコン室外機、湯沸かし器、自動車のアイドリングなどによるものや、飲食店営業に係るものなどがあります。

騒音規制法および振動規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容範囲を定め（騒音規制法）、また、道路交通振動に係る要請の措置を定めています（振動規制法）。

工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設で政令及び県施行規則で定める施設を「特定施設」及び「指定施設」といいます。市内において工場又は事業場に特定施設等を設置しようとする者は、設置工事の開始30日前までに、市長に届け出る必要があります。

このような騒音・振動については、騒音規制法および振動規制法により、一定の基準が設けられています。本市は、埼玉県からの事務権限移譲により、規制基準を設定し、それに基づく区域を指定しています。

近隣騒音のうち、飲食店営業に係る深夜における騒音、拡声器を使用する放送に係る騒音や自動車のアイドリングについては県条例により規制されますが、一般家庭におけるピアノなど楽器による音やペットの鳴き声などの“生活騒音”は、規制になりません。住民一人ひとりの近隣への気配りや、生活マナーの向上が求められています。

(担当：生活環境課)



### ①騒音とは

騒音とは、安眠休養を妨害する音、頭痛やイライラなど生理的障害を起こす音、仕事や勉強の能率を低下させる音等の総称です。

日常生活で「静かだ」と感じるのは 45dB（デシベル）以下、望ましい音のレベルは 40～60dB であるといわれています。

#### 【感覚的な騒音レベル（例）】

| dB    | 感覚                                 |
|-------|------------------------------------|
| 20dB  | ささやき、木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音（前方 1m）     |
| 30dB  | ささやき声、郊外の深夜                        |
| 40dB  | 図書館内、市内の深夜、静かな住宅街の昼、こおろぎの声         |
| 50dB  | 静かな事務所、エアコンの室外機                    |
| 60dB  | 普通の会話、チャイム、静かな乗用車の中                |
| 70dB  | 騒々しい事務所の中、騒々しい街頭、掃除機               |
| 80dB  | 電車や地下鉄の車内、ピアノ（正面 1m）、会話が聞き取れない     |
| 90dB  | イヌの鳴き声、建設工事現場、大声による独唱、カラオケ（店内客席中央） |
| 100dB | 電車が通る時のガードの下、自動車のクラクション            |
| 110dB | 自動車のクラクション（前方 2m）、リベット打ち           |
| 120dB | 飛行機のプロペラエンジンの近く、近くの雷鳴              |
| 140dB | ジェットエンジンの近く                        |

### ②振動とは

公害問題とされる振動とは、工場の操業・建設工事・交通機関等による、人為的に発生する振動のことをいいます。

#### 【感覚的な振動レベル（例）】

| dB          | 感覚                        |
|-------------|---------------------------|
| 55dB 未満     | 無感                        |
| 55dB～65dB   | 微震 静止している人だけに感じる          |
| 65dB～75dB   | 軽震 一般の人が感じ、戸や障子がわずかに動く    |
| 75dB～85dB   | 弱震 家屋が動揺し、電灯、器中の水面の動揺が分かる |
| 85dB～95dB   | 中震 家屋の動揺が激しく、すわりの悪い器物が倒れる |
| 95dB～105dB  | 強震 家屋の壁に亀裂が生じ、墓石、石灯ろうが倒れる |
| 105dB～110dB | 烈震 木造家屋の 30%以下が倒壊する       |
| 110dB 超     | 激震 木造家屋の 30%以上が倒壊する       |

(2) 騒音にかかる環境基準

環境基準は、騒音については定められていますが、振動については定められていません。

【騒音に係る環境基準（一般）】

| 地域の種類 |              | 昼              | 夜間             |
|-------|--------------|----------------|----------------|
|       |              | 6:00AM~10:00PM | 10:00PM~6:00AM |
| A地域   | 第1種低層住居専用地域  | 55dB以下         | 45dB以下         |
|       | 第2種低層住居専用地域  |                |                |
|       | 第1種中高層住居専用地域 |                |                |
|       | 第2種中高層住居専用地域 |                |                |
| B地域   | 第1種住居地域      |                |                |
|       | 第2種住居地域      |                |                |
|       | 準住居地域        |                |                |
|       | 用途地域の指定の無い地域 |                |                |
| C地域   | 近隣商業地域       | 60dB以下         | 50dB以下         |
|       | 商業地域         |                |                |
|       | 準工業地域        |                |                |
|       | 工業地域         |                |                |

※ 工業専用地域については適用しません。

○振動規制法第3条の規制に関する基準に基づく区域の指定

(平成14年4月1日 上尾市告示第78号)

平成14年上尾市告示第77号(振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定並びに同法第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定)により指定した地域のうち次に掲げる地域又は区域

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに同号の規定による用途地域以外の地域

(2) 前号の規定する地域以外の地域であって、次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル以内の区域

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- エ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(3) 騒音にかかる規制基準

【工場・事業場等の騒音規制基準】

| 工場・事業場等の騒音規制基準<br>単位：dB（デシベル） |              | 朝                 | 昼                 | 夕方                 | 夜間                 |
|-------------------------------|--------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
|                               |              | 6:00AM<br>～8:00AM | 8:00AM<br>～7:00PM | 7:00PM<br>～10:00PM | 10:00PM<br>～6:00AM |
| 1種                            | 第1種低層住居専用地域  | 45                | 50                | 45                 | 45                 |
|                               | 第2種低層住居専用地域  |                   |                   |                    |                    |
|                               | 第1種中高層住居専用地域 |                   |                   |                    |                    |
|                               | 第2種中高層住居専用地域 |                   |                   |                    |                    |
| 2種                            | 第1種住居地域      | 50                | 55                | 50                 | 45                 |
|                               | 第2種住居地域      |                   |                   |                    |                    |
|                               | 準住居地域        |                   |                   |                    |                    |
|                               | 用途地域の指定の無い地域 |                   |                   |                    |                    |
|                               | 都市計画区域外      |                   |                   |                    |                    |
| 3種                            | 近隣商業地域       | 60                | 65                | 60                 | 50                 |
|                               | 商業地域         |                   |                   |                    |                    |
|                               | 準工業地域        |                   |                   |                    |                    |
| 4種                            | 工業地域         | 65                | 70                | 65                 | 60                 |
|                               | 工業専用地域（一部地域） |                   |                   |                    |                    |

【工場・事業場等の振動規制基準】

| 工場・事業場等の振動規制基準<br>単位：dB（デシベル） |                           | 昼                 | 夜間                |
|-------------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------|
|                               |                           | 8:00AM<br>～7:00PM | 7:00PM<br>～8:00AM |
| 1<br>種                        | 第1種低層住居専用地域               | 60                | 55                |
|                               | 第2種低層住居専用地域               |                   |                   |
|                               | 第1種中高層住居専用地域              |                   |                   |
|                               | 第2種中高層住居専用地域              |                   |                   |
|                               | 第1種住居地域                   |                   |                   |
|                               | 第2種住居地域                   |                   |                   |
|                               | 準住居地域                     |                   |                   |
|                               | 用途地域の指定の無い地域              |                   |                   |
|                               | 都市計画区域外（一部地域）<br>※上尾市該当無し |                   |                   |
| 2<br>種                        | 近隣商業地域                    | 65                | 60                |
|                               | 商業地域                      |                   |                   |
|                               | 準工業地域                     |                   |                   |
|                               | 工業地域                      |                   |                   |

- ※1 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値です。
- ※2 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。
- ※3 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50mの区域内は、騒音の1種区域を除き、当該値から5dB減じた値とします。

騒音規制法・振動規制法

【特定施設（日本標準商品分類を参考に分類しています。）】

| 騒音  | 振動  |
|---|---|
| <p>1 金属加工機械 ※</p> <p>イ 圧延機械(定格出力合計が 22.5kW 以上)</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシーン<br/>(ロール式、定格出力が 3.75kW 以上)</p> <p>ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>ホ 機械プレス<br/>(呼び加圧能力 294 キロニュートン以上)</p> <p>ヘ せん断機(定格出力 3.75kW 以上)</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ ブラスト(タンブラスト以外のもので<br/>密閉式を除く。)</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機(といしを用いるものに限る。)</p> | <p>1 金属加工機械 ※</p> <p>イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ せん断機(定格出力 1kW 以上)</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤフォーミングマシン<br/>(定格出力 37.5kW 以上)</p> |
| <p>2 空気圧縮機及び送風機(定格出力 7.5kW 以上)</p>  | <p>2 圧縮機(定格出力 7.5kW 以上)</p>   |
| <p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力 7.5kW 以上)</p>   | <p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力 7.5kW 以上)</p>   |
| <p>4 織機(原動機を用いるものに限る。)</p>  | <p>4 織機(原動機を用いるものに限る。)</p>  |
| <p>5 建設用資材製造機械 ※</p> <p>イ コンクリートプラント<br/>(気ほうコンクリートプラントを除く、<br/>混練容量 0.45 m<sup>3</sup>以上)</p> <p>ロ アスファルトプラント<br/>(混練重量 200kg 以上)</p>  | <p>5 コンクリートブロックマシン<br/>(定格出力の合計 2.95kW 以上)、<br/>コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(定格出力の合計 10kW 以上)</p>   |
| <p>6 穀物用製粉機<br/>(ロール式、定格出力 7.5kW 以上)</p>  |   |

| 騒 音   | 振 動  |
|---|--|
| 7 木材加工機械<br>イ ドラムバーカー<br>ロ チッパー（定格出力 2.25kW 以上）<br>ハ 碎木機<br>ニ 帯のご盤（製材用：定格出力 15kW 以上、木工用：定格出力 2.25kW 以上）<br>ホ 丸のご盤（製材用：定格出力 15kW 以上、木工用：定格出力 2.25kW 以上）<br>ヘ かな盤（定格出力 2.25kw 以上） | 6 木材加工機械<br>イ ドラムバーカー<br>ロ チッパー（定格出力 2.2kW 以上）           |
| 8 抄紙機   |  |
| 9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）   | 7 印刷機械（定格出力 2.2kW 以上）                                    |
| 10 合成樹脂用射出成形機   | 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので、定格出力 30kW 以上のものに限る。） |
|   | 9 合成樹脂用射出成形機   |
| 11 鋳型造型機<br>※（ジョルト式のものに限る。）   | 10 鋳型造型機<br>※（ジョルト式のものに限る。）                              |

※印の施設をもつ工場・事業場は、公害防止主任者等（施設によっては公害防止管理者等）を選任する必要があります。

埼玉県生活環境保全条例に基づく  
指定騒音・振動施設、指定騒音作業一覧

【指定騒音・振動施設】

|               | 施設の種類                                   |
|---------------|---|
| 騒音に係る<br>指定施設 | 木材加工機械<br>帯のご盤<br>丸のご盤<br>かんな盤          |
|               | 合成樹脂用の粉砕機                               |
|               | ペレタイザー                                  |
|               | コルゲートマシン                                |
|               | シェイクアウトマシン                              |
|               | ダイカスト機<br>冷却塔（原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。） |
| 振動に係る<br>指定施設 | シェイクアウトマシン                              |
|               | オシレイティングコンベア                            |

【指定騒音作業】

別表第三（埼玉県生活環境保全条例第49条関係）

|        | 作業の種類                                |
|--------|--------------------------------------|
| 指定騒音作業 | 業として金属板（厚さ0.5mm以上のものに限る。）のつち打加工を行う作業 |
|        | 業としてハンドグラインダーを使用する作業                 |
|        | 業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業             |

(4) 自動車騒音・振動の防止

市内の道路は、国道 17 号が市中央部を南北に、国道 16 号が瓦葺地区を東西に走っています。また、県道は 12 線を数えます。

本市では、毎年、国道 17 号、主要地方道さいたま・栗橋線、主要地方道さいたま・菖蒲線において、自動車騒音と振動の測定を行なっています。

騒音については、騒音規制法により、道路の規模や地域によって、(2) で示した「騒音に係る環境基準（一般）」のほか、「道路に面する地域の環境基準」があり（(5) を参照）、さらに、生活環境を保全し、市民の健康の保護に資することを目的に「要請限度」が定められています（(6) を参照）。

なお、次に該当する地域は、一般地域の環境基準によらず、次の表があてはまります。

(5) 道路に面する地域の環境基準

【道路に面する地域の環境基準】

| 地域の区分                      | 昼                  | 夜間                 |
|----------------------------|--------------------|--------------------|
|                            | 6:00AM～<br>10:00PM | 10:00PM～<br>6:00AM |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60dB 以下            | 55dB 以下            |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65dB 以下            | 60dB 以下            |
| C地域のうち車線を有する道路に面する地域       |                    |                    |

※ 車線とは……  
一縦列の自動車を安全かつ円滑に走行するために設けられる帯状の車道部分のこと。（道路構造令第2条）



本市が測定している3地点（国道17号沿い、主要地方道さいたま・栗橋線、主要地方道さいたま・菖蒲線）については、前ページの表によらず、次の表が適用されます。

【幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）】

| 地域の区分   | 昼                  | 夜間                 |
|---------|--------------------|--------------------|
|         | 6:00AM～<br>10:00PM | 10:00PM～<br>6:00AM |
| 屋外      | 70dB 以下            | 65dB 以下            |
| 窓を閉めた屋内 | 45dB 以下            | 40dB 以下            |

- ※1 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいいます。
- 2 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときです。

(6) 要請限度

要請限度とは、自治体による騒音の測定の結果、所定の値を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められた場合、埼玉県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を行うよう要請することができる騒音の値のことをいい、環境基準とは異なります。

要請限度は、騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令により規定されています。

本市が測定している 3 地点（国道 17 号沿い、主要地方道さいたま・栗橋線、主要地方道さいたま・菖蒲線）において、騒音に係る要請限度は次の表の「3」に該当します。

【自動車交通騒音に係る要請限度（騒音規制法第 17 条第 1 項）】

| 区域の区分 |   | 昼                  | 夜間                 |
|-------|---|--------------------|--------------------|
|       |   | 6:00AM～<br>10:00PM | 10:00PM～<br>6:00AM |
| 1     | a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域                       | 65dB 以下            | 55dB 以下            |
| 2     | a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域                         | 70dB 以下            | 65dB 以下            |
| 3     | b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75dB 以下            | 70dB 以下            |

備考 a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として埼玉県知事が定めた区域をいいます。

a 区域 専ら住居の用に供される区域

b 区域 主として住居の用に供される区域

c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

振動については、振動規制法によって要請限度が定められています。

本市が測定している3地点（国道17号沿い、主要地方道さいたま・栗橋線、主要地方道さいたま・菖蒲線）において、振動に係る要請限度は次の表の「第1種区域」に該当します。

【道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第16条第1項）】

| 区域の区分 |                            | 昼                 | 夜間                |
|-------|----------------------------|-------------------|-------------------|
|       |                            | 8:00AM～<br>7:00PM | 7:00PM～<br>8:00AM |
| 第1種区域 | 道路交通振動の1種区域は騒音規制法による1、2種区域 | 65dB以下            | 60dB以下            |
| 第2種区域 | 道路交通振動の2種区域は騒音規制法による3、4種区域 | 70dB以下            | 65dB以下            |

(7) 自動車交通騒音・振動の測定結果 (資料：生活環境課)

① 国道17号

|      |   |
|------|---|
| 測定地点 | 上尾市上町二丁目14番19号(上尾市役所別館前)                                |
| 測定月日 | 平成 <b>26</b> 年11月18日(火)10:00AM～19日(水)10:00AM<br>(2014年) |
| 用途地域 | 準住居地域   |

(単位：dB)

|       | 騒音                   |                    |                    |                    | 振動                 |                    |
|-------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|       | 要請限度 (Leq)           |                    | 環境基準 (Leq)         |                    | 要請限度 (L10)         |                    |
| 区域の区分 | 幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外) |                    |                    |                    | 第1種区域              |                    |
| 時間の区分 | 昼間<br>(6:00～22:00)   | 夜間<br>(22:00～6:00) | 昼間<br>(6:00～22:00) | 夜間<br>(22:00～6:00) | 昼間<br>(8:00～19:00) | 夜間<br>(19:00～8:00) |
|       | <b>75</b>            | <b>70</b>          | <b>70</b>          | <b>65</b>          | <b>65</b>          | <b>60</b>          |
| 測定結果  | <b>70</b>            | <b>69</b>          | <b>70</b>          | <b>69</b>          | <b>56</b>          | <b>57</b>          |
| 比較    | ○                    | ○                  | ○                  | ×                  | ○                  | ○                  |

夜間における道路端の騒音が環境基準を超過しているが、要請限度は超過していない。夜間に関しては大型車の通行量が多く、かつ速度が高いためと思われる。例年、夜間における騒音は環境基準を超過している。

② 主要地方道さいたま・栗橋線

|      |  |
|------|--|
| 測定地点 | 上尾市大字原市 3420 番地 4 (原市ポンプ場)   |
| 測定月日 | 平成 <b>26</b> 年 11 月 27 日 (木) 10:00AM～ 28 日 (金) 10:00AM<br>(2014 年) |
| 用途地域 | 準住居地域  |

(単位：dB)

|       | 騒 音                   |                    |                    |                    | 振 動                |                    |
|-------|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|       | 要請限度 (Leq)            |                    | 環境基準 (Leq)         |                    | 要請限度 (L10)         |                    |
| 区域の区分 | 幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋外) |                    |                    |                    | 第 1 種区域            |                    |
| 時間の区分 | 昼間<br>(6:00～22:00)    | 夜間<br>(22:00～6:00) | 昼間<br>(6:00～22:00) | 夜間<br>(22:00～6:00) | 昼間<br>(8:00～19:00) | 夜間<br>(19:00～8:00) |
|       | <b>75</b>             | <b>70</b>          | <b>70</b>          | <b>65</b>          | <b>65</b>          | <b>60</b>          |
| 測定結果  | <b>72</b>             | <b>71</b>          | <b>72</b>          | <b>71</b>          | <b>55</b>          | <b>55</b>          |
| 比 較   | ○                     | ×                  | ×                  | ×                  | ○                  | ○                  |

昼夜ともに騒音が環境基準を超過しているが、要請限度は昼間は超過していない。夜間に関しては大型車の通行量が多く、かつ速度が高いためと思われるが、測定場所近辺の横断歩道手前側に滑り止め舗装が施工された影響も考えられる。例年、夜間における騒音は環境基準を超過していたが、昼間の騒音に関しても昨年度から引き続き超過している。

③ 主要地方道さいたま・菖蒲線

|      |   |
|------|---|
| 測定地点 | 上尾市大字原市 4169 番地 3 (原市集会所脇)  |
| 測定月日 | 平成 <b>26</b> 年 12 月 3 日 (水) 10:00AM ~ 4 日 (木) 10:00AM<br>(2014 年) |
| 用途地域 | 第 2 種住居地域   |

(単位 : dB)

|       | 騒 音                             |                                 |                                 |                                 | 振 動                             |                                 |
|-------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|       | 要請限度 (Leq)                      |                                 | 環境基準 (Leq)                      |                                 | 要請限度 (L10)                      |                                 |
| 区域の区分 | 幹線交通を担う道路に接近する空間 (屋外)           |                                 |                                 |                                 | 第 1 種区域                         |                                 |
| 時間の区分 | 昼間<br>(6:00~22:00)<br><b>75</b> | 夜間<br>(22:00~6:00)<br><b>70</b> | 昼間<br>(6:00~22:00)<br><b>70</b> | 夜間<br>(22:00~6:00)<br><b>65</b> | 昼間<br>(8:00~19:00)<br><b>65</b> | 夜間<br>(19:00~8:00)<br><b>60</b> |
| 測定結果  | <b>67</b>                       | <b>64</b>                       | <b>67</b>                       | <b>64</b>                       | <b>46</b>                       | <b>41</b>                       |
| 比 較   | ○                               | ○                               | ○                               | ○                               | ○                               | ○                               |

平成 26 年度は、騒音・振動の環境基準を満たしていました。

(8) 深夜営業等の騒音規制

① 飲食店等における騒音規制

近隣騒音は、生活環境の変化などによって多種多様となり、社会問題となっています。商業宣伝を目的とした拡声機騒音、換気扇や空調機による騒音のほか、深夜営業の飲食店におけるカラオケ等の騒音があります。原因としては、カラオケ機器の普及や店舗が木造構造で防音設備が不完全であること、営業時間が深夜・早朝まで及ぶこと、住宅地に多く乱立していること等があげられます。

また、カラオケ以外にも「客の話し声」や「ドアの開閉音」、「自動車の発着音」等も問題となっています。

「埼玉県生活環境保全条例」による深夜(※)営業騒音の規制対象営業と規制基準は、下表のとおりです。

※ 深夜とは、「午後 10 時から翌日午前 6 時まで」をいう。

【深夜営業騒音の規制対象営業（県内全域）】

|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 1 | 飲食店営業                              |
| 2 | 喫茶店営業                              |
| 3 | ボーリング場営業                           |
| 4 | バッティングセンター営業                       |
| 5 | ゴルフ練習場営業                           |
| 6 | 小売店営業（店舗面積が 500 m <sup>2</sup> 以上） |
| 7 | 公衆浴場営業（保養を目的とするもの）                 |

【深夜営業騒音の規制基準】

（単位：デシベル）

| 規制区域           | 時間区分              |
|----------------|-------------------|
|                | 10:00PM～翌日 6:00AM |
| 第 1 種低層住居専用地域  | 45                |
| 第 2 種低層住居専用地域  |                   |
| 第 1 種中高層住居専用地域 |                   |
| 第 2 種中高層住居専用地域 |                   |
| 第 1 種住居地域      |                   |
| 第 2 種住居地域      |                   |
| 準住居地域          |                   |
| 用途地域の指定の無い地域   |                   |
| 都市計画区域外        |                   |
| 近隣商業地域         |                   |
| 商業地域           |                   |
| 準工業地域          |                   |
| 工業地域           |                   |
| 工業専用地域         |                   |

② 深夜営業での使用禁止対象機器

さらに深夜営業騒音の規制対象営業を行っていて、音響機器の使用禁止とされている区域内で、深夜（午後 11 時から翌日午前 6 時まで）営業を行う場合、次に掲げる音響機器を使用することは、県条例で禁止されています。（埼玉県生活環境保全条例第 66 条）

ただし、音響機器から発生する音が外部に漏れない場合は除かれます。

使用禁止となる音響機器

| 深夜営業で使用禁止となる機器（県内全域） |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1                    | カラオケ装置             |
| 2                    | ステレオセットその他の音声機器    |
| 3                    | 拡声装置               |
| 4                    | 録音・再生装置            |
| 5                    | 有線ラジオ放送装置（受信装置に限る） |
| 6                    | 楽器                 |

【深夜規制対象営業で深夜音響機器の使用禁止となる区域（県内全域）】

| 規制区域           |
|----------------|
| 第 1 種低層住居専用地域  |
| 第 2 種低層住居専用地域  |
| 第 1 種中高層住居専用地域 |
| 第 2 種中高層住居専用地域 |
| 第 1 種住居地域      |
| 第 2 種住居地域      |
| 準住居地域          |
| 近隣商業地域         |
| 準工業地域          |
| 用途地域の指定の無い地域   |
| 都市計画区域外        |



(9) 深夜営業騒音に関する事前指導件数

本市では保健所で行う営業許可に際し、許可申請時において保健所と連携をとり、カラオケ機器等を使用する飲食店に対し、条例内容の説明と防音等にかかる事前指導をしています。

【深夜営業騒音に関する事前指導件数】

| 年度<br>平成<br>(西暦) | 22<br>(2010) | 23<br>(2011) | 24<br>(2012) | 25<br>(2013) | 26<br>(2014) |
|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 件数               | 8            | 19           | 8            | 11           | 18           |

(資料：生活環境課)

(10) 騒音に関する苦情件数

| 年度<br>平成<br>(西暦) | 22<br>(2010) | 23<br>(2011) | 24<br>(2012) | 25<br>(2013) | 26<br>(2014) |
|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 件数               | 30           | 29           | 31           | 19           | 24           |

(資料：生活環境課)

(11) 振動に関する苦情件数

| 年度<br>平成<br>(西暦) | 22<br>(2010) | 23<br>(2011) | 24<br>(2012) | 25<br>(2013) | 26<br>(2014) |
|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 件数               | 3            | 7            | 6            | 14           | 7            |

(資料：生活環境課)

(12) 新幹線の騒音・振動

新幹線の騒音・振動に関しては、埼玉県（水環境課）が、基礎データを得る目的で測定を行っています。

測定方法等に関しては、環境基準（「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）及び新幹線の振動に関する指針値（「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）に準拠しています。

【新幹線の騒音・振動 測定区域】

| 新幹線名  | 測定区域 | 測定地点            | 大宮駅からの距離 | 地域類型  | 騒音環境基準  | 振動指針値 |
|-------|------|-----------------|----------|-------|---------|-------|
| 東北新幹線 | 上り側  | 原市（ニューシャトル沼南駅前） | 7.3km    | I     | 70dB 以下 |       |
| 上越新幹線 | 下り側  | 原市 2079 番地      | 7.6km    | 住居系地域 |         |       |

【新幹線の騒音・振動 測定区域】

平成 26 年度（2014 年度）

| 新幹線名  | 騒音環境基準  | 振動指針値 | 騒音レベル |      |      | 振動レベル | 測定年月日                       |
|-------|---------|-------|-------|------|------|-------|-----------------------------|
|       |         |       | 測定地点  |      |      | 測定地点  |                             |
|       |         |       | 25m   | 50m  | 100m | 25m   |                             |
| 東北新幹線 | 70dB 以下 |       | 77dB  | 73dB | —    | 53dB  | 平成 26 年 9 月 9 日<br>(2014 年) |
| 上越新幹線 |         |       | 70dB  | 67dB | 66dB | 48dB  | 平成 26 年 4 月 9 日<br>(2014 年) |

(資料：埼玉県ホームページ、平成 26 年度新幹線鉄道騒音・振動測定結果)

## 取組方針＜10＞悪臭の防止

### (1) 悪臭の概要

悪臭の発生源は、食品製造業、化学工業、印刷業等さまざまな原因が考えられます。

昭和 40 年代頃から、従来受忍してきたにおいを悪臭と感じるようになり、また、養豚場や養鶏場、牧場などの施設の近隣に住居が建てられるようになった結果、悪臭に関する苦情が増加し、悪臭が公害として強く認識されるようになりました。

埼玉県では、悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日制定、法律第 91 号）に基づき、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出について、3 種類の規制基準（物質濃度規制）を設けています。また、埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年 7 月 17 日制定、条例第 57 号）に基づき、悪臭規制対象業種も設けられています。

本市は、県からの事務権限の移譲により、住民の生活環境を保全するため、敷地境界における規制基準として、住居が集合している地域、農業振興地域、工業・工業専用地域別に特定悪臭物質の規制地域の指定及び物質濃度規制を行なっています。

不快なおいの原因となるおそれのある物質（22 種類）を特定悪臭物質として、次頁の表のとおり規制基準を設けています。

(2) 悪臭にかかる規制基準

① 敷地境界における規制基準

悪臭防止法施行規則 別表第一

(単位：ppm)

|    | 区域の区分        |        |       |       |
|----|--------------|--------|-------|-------|
|    | 特定悪臭物質       | A区域    | B区域   | C区域   |
| 1  | アンモニア        | 1      | 1     | 2     |
| 2  | メチルメルカプタン    | 0.002  | 0.002 | 0.004 |
| 3  | 硫化水素         | 0.02   | 0.02  | 0.06  |
| 4  | 硫化メチル        | 0.01   | 0.01  | 0.05  |
| 5  | 二硫化メチル       | 0.009  | 0.009 | 0.03  |
| 6  | トリメチルアミン     | 0.005  | 0.005 | 0.02  |
| 7  | アセトアルデヒド     | 0.05   | 0.05  | 0.1   |
| 8  | プロピオンアルデヒド   | 0.05   | 0.05  | 0.1   |
| 9  | ノルマルブチルアルデヒド | 0.009  | 0.009 | 0.03  |
| 10 | イソブチルアルデヒド   | 0.02   | 0.02  | 0.07  |
| 11 | ノルマルバレルアルデヒド | 0.009  | 0.009 | 0.02  |
| 12 | イソバレルアルデヒド   | 0.003  | 0.003 | 0.006 |
| 13 | イソブタノール      | 0.9    | 0.9   | 4     |
| 14 | 酢酸エチル        | 3      | 3     | 7     |
| 15 | メチルイソブチルケトン  | 1      | 1     | 3     |
| 16 | トルエン         | 10     | 10    | 30    |
| 17 | スチレン         | 0.4    | 0.4   | 0.8   |
| 18 | キシレン         | 1      | 1     | 2     |
| 19 | プロピオン酸       | 0.03   | 0.07  | 0.07  |
| 20 | ノルマル酪酸       | 0.001  | 0.002 | 0.002 |
| 21 | ノルマル吉草酸      | 0.0009 | 0.002 | 0.002 |
| 22 | イソ吉草酸        | 0.001  | 0.004 | 0.004 |

備考 区域の区分は、次のとおりとする。

- (1) A区域 B区域及びC区域を除いた市内全域
- (2) B区域 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域
- (3) C区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

② 煙突の排出口における規制基準（13物質）

次の13物質について設定され、基準は、敷地境界の基準を用いて悪臭防止法規則第3条に定める換算式により算出します。

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

③排水中の規制基準（4物質）

| 物質名       | 排水の流量 (m <sup>3</sup> /s) | 排水中の濃度 (mg/L) |       |       |
|-----------|---------------------------|---------------|-------|-------|
|           |                           | A 区域          | B 区域  | C 区域  |
| メチルメルカプタン | 0.001 以下                  | 0.03          | 0.03  | 0.06  |
|           | 0.001 を超え 0.1 以下          | 0.007         | 0.007 | 0.01  |
|           | 0.1 を超過                   | 0.002         | 0.002 | 0.003 |
| 硫化水素      | 0.001 以下                  | 0.1           | 0.1   | 0.3   |
|           | 0.001 を超え 0.1 以下          | 0.02          | 0.02  | 0.07  |
|           | 0.1 を超過                   | 0.005         | 0.005 | 0.02  |
| 硫化メチル     | 0.001 以下                  | 0.3           | 0.3   | 2     |
|           | 0.001 を超え 0.1 以下          | 0.07          | 0.07  | 0.3   |
|           | 0.1 を超過                   | 0.01          | 0.01  | 0.07  |
| 二硫化エチル    | 0.001 以下                  | 0.6           | 0.6   | 2     |
|           | 0.001 を超え 0.1 以下          | 0.1           | 0.1   | 0.4   |
|           | 0.1 を超過                   | 0.03          | 0.03  | 0.09  |

(3) 埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年制定）による悪臭規制

① 規制対象業種（13 業種）

|    |   |
|----|---|
| 1  | 塗装工事業   |
| 2  | 食料品製造業  |
| 3  | 合板製造業   |
| 4  | 家具製造業   |
| 5  | パルプ・紙・紙加工品製造業（塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。）  |
| 6  | 印刷業   |
| 7  | 化学工業  |
| 8  | プラスチック製品製造業（強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。） |
| 9  | ゴム製品製造業   |
| 10 | 電線・ケーブル製造業  |
| 11 | 金属製品製造業（塗装工程を有するものに限る。）                                   |
| 12 | 一般機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る。）                                 |
| 13 | 輸送用機械器具（塗装工程を有するものに限る。）                                   |

② 規制基準

| 許容限度<br>地域の区分           | 敷地境界線      | 気体排出口         |
|-------------------------|------------|---------------|
| 下記以外<br>の区域             | 臭気濃度<br>10 | 臭気濃度<br>300   |
| 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域 | 臭気濃度<br>20 | 臭気濃度<br>500   |
| 工業地域<br>工業専用地域          | 臭気濃度<br>30 | 臭気濃度<br>1,000 |

※臭気濃度 ある臭気を無臭の空気で希釈し、臭わなくなった時の希釈倍数のこと。  
三点比較式臭袋法により測定する。

(4) 悪臭に関する苦情件数

| 調査年度（平成）→  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|------------|----|----|----|----|----|
| 悪臭に関する苦情件数 | 38 | 40 | 38 | 58 | 38 |

(5) 悪臭に関する改善対策

本市では、悪臭防止対策として、パトロールによる監視及び事業場への立ち入り指導を行なっています。

また、埼玉県生活環境保全条例の規定に基づき、廃棄物の野外焼却（野焼き）などを行わないよう、適正な処理をお願いしています。

（担当：生活環境課）

## 取組方針< 1 1 >地盤沈下の防止

### (1) 地盤沈下の概要

地盤沈下とは、地表面が沈下する現象のことであり、環境基本法による典型7公害のひとつです。地殻変動や堆積物の収縮による自然沈下のほか、地下水の過剰揚水による地層の収縮から起こるものがあります。

地下水は雨水や河川水等が地下に浸透することによって補給されますが、補給される量以上の揚水が行われると地盤沈下の要因となります。

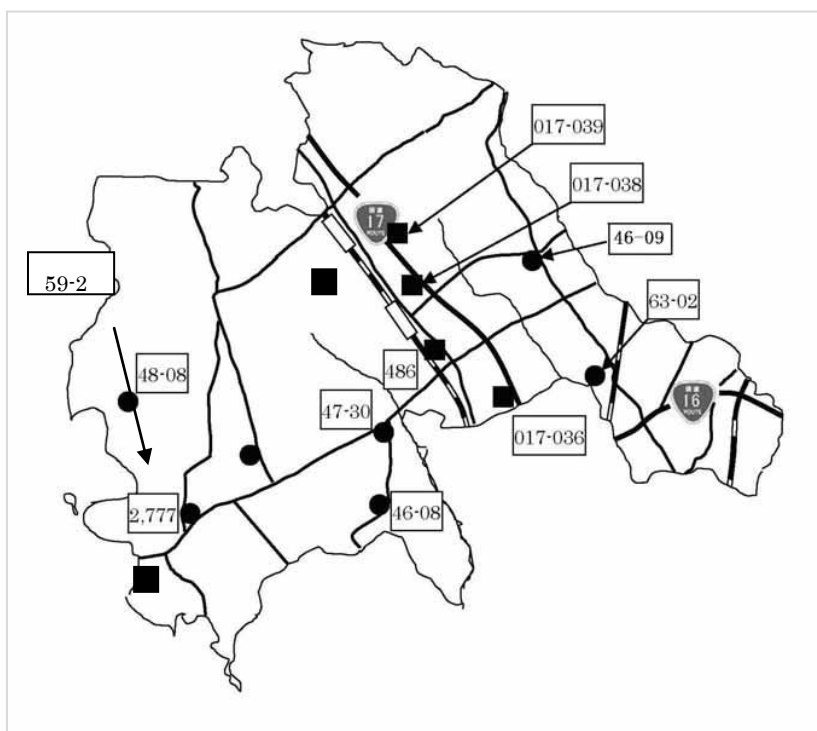
地盤沈下は、他の公害とは異なり比較的緩やかに進行するため、その現象が直接人体に感じられることは稀で、調査して初めて判明することが多く、また、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはありませんのが特徴です。

地盤沈下による直接的な被害としては、道路や地表のひび割れ、上下水道等の地下配管の破損、建物の段差の発生などがあります。間接的な被害としては、地表面と河川や排水路の水面との高低差が無くなることにより排水が著しく悪化し、少しの雨量で浸水被害が発生することなどが挙げられます。

本市における地盤沈下については、県が昭和46年度から観測を行っています。

現在、市内10か所に水準点があり、調査が行われています。

【水準基標配置図】



#### 凡 例

- 国土地理院水準基標
- 埼玉県水準基標



地盤沈下に係る調査結果は、次のとおりです。  
 近年は急激な沈下は見られなくなったものの、沈下は進行しています。

精密水準測量成果表

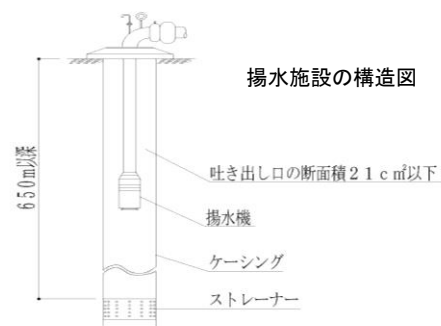
| 基標<br>番号     | 所在地<br>町(字)名 | 調査<br>開始<br>年月日 | 年度別変動量(mm)              |                         |                         |                         |                         | 過去5年<br>間の変動<br>量<br>H22.1.1<br>~<br>H27.1.1<br>(mm) | 調査開始年<br>からの変動量<br>(mm) | H27.1.1<br>の真高<br>(T.P.)<br>(m) | 備考             |
|--------------|--------------|-----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|-------------------------|---------------------------------|----------------|
|              |              |                 | H22.1.1<br>~<br>H23.1.1 | H23.1.1<br>~<br>H24.1.1 | H24.1.1<br>~<br>H25.1.1 | H25.1.1<br>~<br>H26.1.1 | H26.1.1<br>~<br>H27.1.1 |  |                         |                                 |                |
| 46-09        | 平塚           | S47.1.1         | -16                     | -26                     | -4                      | -1                      | -2.5                    | -49.9  | -223.6                  | 15.2037                         |                |
| 017-<br>036  | 日の出          | S47.1.1         | -15                     | -28                     | -4                      | -1                      | -1.2                    | -48.1  | -204.4                  | 16.3947                         |                |
| 017-<br>038  | 上町           | S47.1.1         | -16                     | -28                     | -4                      | -2                      | -3.6                    | -52.9  | -323.0                  | 16.3318                         |                |
| 486          | 愛宕           | H24.1.1         | -15                     |                         | -9                      | 0                       | -0.6                    |  | -8.9                    | 16.3590                         | H23 年度<br>移転改埋 |
| 487          | 緑丘           | H27.1.1         |                         |                         |                         |                         |                         |  |                         | 17.8011                         | H26 年度<br>より観測 |
| 仮017-<br>039 | 緑丘           | H11.1.1         | -17                     | -26                     | -4                      | -2                      | -4.0                    | -52.5  | -77.3                   | 17.9003                         | H10 年度<br>改点   |
| 63-02        | 原市           | S64.1.1         | -15                     | -29                     | -10                     | +1                      | +2.5                    | -49.9  | -30.7                   | 14.2687                         |                |
| 46-08        | 中新井          | H27.1.1         | -13                     | -28                     | -4                      |                         |                         |  |                         | 12.8517                         | H26 年度<br>再観測  |
| 47-30        | 大谷本郷         | H16.1.1         | -14                     | -28                     | -5                      | -1                      | +1.0                    | -47.9  | -57.4                   | 12.9954                         |                |

(資料：生活環境課)

(2) 揚水対策

本市は、埼玉県生活環境保全条例の地下水の採取に関する規制（工業用水、建築物用水）指定地域となっており、県（水環境課）が地下水の採取規制を行っています。このため、揚水施設の吐き出し口の断面積が6 c m<sup>2</sup>を超えるものは許可制となっており、図のとおり許可基準が定められています。

また、許可対象外の揚水についても、新設の抑制、井戸の規模縮小、上水道への転換、汲上げ量の削減等について指導しています。



【上尾市の用途別地下水揚水量の推移（揚水量の単位：m<sup>3</sup>/日）】

| 年度<br>(平成)<br>(西暦) | 水道用    |     | 建築物用 |     | 工業用   |     | 合計     |     |
|--------------------|--------|-----|------|-----|-------|-----|--------|-----|
|                    | 揚水量    | 井戸数 | 揚水量  | 井戸数 | 揚水量   | 井戸数 | 揚水量    | 井戸数 |
| 21<br>(2009)       | 13,258 | 30  | 811  | 23  | 7,346 | 64  | 21,415 | 117 |
| 22<br>(2010)       | 17,392 | 30  | 780  | 23  | 7,909 | 64  | 26,081 | 117 |
| 23<br>(2011)       | 17,063 | 30  | 730  | 25  | 7,327 | 57  | 25,120 | 112 |
| 24<br>(2012)       | 19,521 | 30  | 709  | 27  | 7,392 | 58  | 27,622 | 115 |
| 25<br>(2013)       | 19,913 | 30  | 398  | 27  | 6,847 | 56  | 27,158 | 113 |

(資料:埼玉県地盤沈下調査報告書)

(3) 地盤沈下・地下揚水に関する苦情件数

| 年度<br>平成<br>(西暦) | 21<br>(2009) | 22<br>(2010) | 23<br>(2011) | 24<br>(2012) | 25<br>(2013) |
|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 件数               | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |

(資料:埼玉県地盤沈下調査報告書)

(4) 地盤沈下に関する問い合わせ先

埼玉県中央環境管理事務所

さいたま市浦和区北浦和五丁目 6 番 5 号

埼玉県浦和合同庁舎 3 階 〒330-0074

交通：J R 京浜東北線 北浦和駅西口から徒歩 1 0 分

TEL：048-822-5199

FAX：048-822-5139

E-mail：p225199@pref.saitama.lg.jp



**取組方針< 1 2 >地下水・土壌汚染の防止**

地下水・土壌汚染については、現状の把握に努めるとともに、市民や事業者に必要な指導、意識啓発を実施しています。

(担当：生活環境課)

## 取組方針< 1 3 >新たな公害の未然防止

### (1) ダイオキシン類による汚染の概要

本市は、市内における環境中のダイオキシン類の現況を把握することを目的に、大気、河川水について調査を実施しています。

ダイオキシン類は、常温で無色の固体であり、蒸発しにくく、水には溶けにくいですが油脂類には溶けやすい性質があります。他の化学物質、酸、アルカリなどと反応せず、自然に分解されにくいですが、太陽からの紫外線で徐々に分解されることがわかっています。

主に廃棄物の焼却処理過程において発生するほか、金属精錬施設、自動車の排ガス、たばこの煙などからも発生します。また、山火事や火山活動などの自然現象などによっても発生します。

ダイオキシン類は脂肪分の多い魚、肉、乳製品、卵などに含まれやすく、人体への取り込み量の7~9割は魚、肉、乳製品、卵に由来していると言われていています。ダイオキシン類は一度体内に入ると、そのほとんどは長い間、脂肪に蓄積されます。ごくわずかな量が、分解され、体の外に排出されますが、その速度は非常に遅く、ヒトの場合、半分の量になるのに約7年かかるとされています。

平成14年(2002年)12月からは埼玉県生活環境保全条例により、事業所はもちろん、家庭用の小型焼却炉についても構造基準が厳しくなっています。

#### ① ダイオキシン類による汚染にかかる環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「法」という。)で定める環境基準は、以下のとおりです。

|         |  |
|---------|--|
| 大気      | 年平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下   |
| 河川水・地下水 | 年平均値 1 pg-TEQ/L 以下   |
| 河川底質    | 150pg-TEQ/g 以下   |
| 土壌      | 1,000pg-TEQ/g 以下<br>(ただし、環境基準を達成していても 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとしています。) |

※TEQ (Toxic Equivalent 毒性等量) = 最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを示す表示です。

② ダイオキシン類による汚染を表す単位（微量物質を表す単位）

| 【重さを測る場合の単位】 |         |                                  |
|--------------|---------|----------------------------------|
| kg           | キログラム   |                                  |
| g            | グラム     |                                  |
| mg           | ミリグラム   | 10 <sup>-3</sup> g（千分の1グラム）      |
| μg           | マイクログラム | 10 <sup>-6</sup> g（100万分の1グラム）   |
| ng           | ナノグラム   | 10 <sup>-9</sup> g（10億分の1グラム）    |
| pg           | ピコグラム   | 10 <sup>-12</sup> g（1兆分の1グラム）    |
| fg           | フェムトグラム | 10 <sup>-15</sup> g（1000兆分の1グラム） |

| 【濃度を測る場合の単位】 |      |          |
|--------------|------|----------|
| ppm          | μg/g | 100万分の1  |
| ppb          | ng/g | 10億分の1   |
| ppt          | pg/g | 1兆分の1    |
| ppq          | fg/g | 1000兆分の1 |

(2) 測定結果

① 大気調査（担当：生活環境課）

| 調査地点        | 平成26年度調査結果（pg-TEQ/m <sup>3</sup> ）<br>（2014年度） |       |       |       |       |
|-------------|--|-------|-------|-------|-------|
|             | 春季   | 夏季    | 秋期    | 冬季    | 年平均値  |
| 上平小学校       | —  | 0.018 | —     | 0.064 | 0.041 |
| 大谷本郷自治会館    | —  | 0.016 | —     | 0.040 | 0.028 |
| 大石地区（領家810） | 0.350  | 0.049 | 0.079 | 0.830 | 0.327 |
| 西貝塚公民館      | 0.021  | 0.017 | 0.043 | 0.054 | 0.034 |

平成26年度（2014年度）の大気調査は、上平小学校、大谷本郷自治会館で年2回、大石地区（領家810）、西貝塚公民館で年4回実施しました。

調査結果は、年平均値が0.028～0.327pg-TEQ/m<sup>3</sup>の範囲内であり、ダイオキシン類対策特別措置法で定める大気環境基準（年平均値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を全地点で下回っていました。

② 河川水質調査（担当：生活環境課）

【河川水質のダイオキシン類（pg-TEQ/L）調査結果】

| 年度→<br>平成<br>(西暦)<br>↓調査地点 | 22<br>(2010) | 23<br>(2011) | 24<br>(2012) | 25<br>(2013) | 26<br>(2014) |
|----------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 鴨川<br>(鴨川富士見親水公園)          | 0.021        | 0.00056      | 0.013        | 0.43         | 0.076        |
| 芝川（道三橋）                    | 0.058        | 0.074        | 0.29         | 0.51         | 0.22         |
| 原市沼川（柳津橋）                  | 0.068        | 0.10         | 0.38         | 2.3          | 0.75         |
| 江川（宮下樋管）                   | 0.053        | 0.023        | 0.13         | 0.58         | 0.18         |
| 河川水環境基準                    | 1            |              |              |              |              |

【調査項目】ダイオキシン類

- ・ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）
- ・ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）
- ・コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）

平成26年度(2014年度)は測定した4か所すべてにおいて基準値未満でした。

③ 西貝塚環境センター排ガス調査（担当：西貝塚環境センター）

西貝塚環境センターでは、900℃前後の高温燃焼と、除塵効果の高いバグフィルターの設置などにより、ダイオキシン類などの有害物質を排出しないよう努めています。

平成26年度のダイオキシン類測定結果は下表のとおりであり、すべての炉において、法で定める排出基準値（1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）及び施設的设计基準値を下回っていました。

【煙突から排出されるダイオキシン類】 (単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup> N)

|      | 平成 26 年度<br>(2014 年度) |       |        |
|------|-----------------------|-------|--------|
|      | 夏期                    | 冬期    | 平均     |
| 1 号炉 | 0.16                  | 0.15  | 0.155  |
| 2 号炉 | 0.15                  | 0.12  | 0.135  |
| 3 号炉 | 0.087                 | 0.075 | 0.081  |
| 平 均  | 0.132                 | 0.115 | 0.1235 |

- \* 法の排出基準値 1.0 以下、施設設計基準値 0.5 以下
- \* m<sup>3</sup>Nは 0°C・1 気圧の状態の 1 立方メートルを表します。

## 5-2-2 美しいまち

### 取組方針<14>ごみ散乱対策の強化

ごみの散乱や不法投棄、資源物の持ち去りを防止するために、定期的にパトロールを実施しています。また、不法投棄ごみの撤去などを市民、事業者の協力を得ながら実施しています。

(担当：西貝塚環境センター、生活環境課)

### 取組方針<15>景観の保全・整備

上尾駅東口の旧中山道や西口の上尾平方線の一部区間において、電線類の地中化を実施しています。市内の整備延長は、平成23年度で1,925mとなっており、平成25年度からは、上尾平方線の一部区間において工事を実施しています。

(担当：道路課)

屋外広告物については、平成14年度(2002年度)より許可事務を行なっています。市では、景観の保全のため、随時、捨て看板等の撤去を行なっています。

捨て看板等の撤去数

|      | 平成22年度<br>(2010年度) | 平成23年度<br>(2011年度) | 平成24年度<br>(2012年度) | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成26年度<br>(2014年度) |
|------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 貼り紙  | 1,131 枚            | 3,367 枚            | 2,860 枚            | 1,019 枚            | 1,000 枚            |
| 貼り札  | 5,256 枚            | 5,824 枚            | 4,337 枚            | 5,670 枚            | 8,909 枚            |
| 捨て看板 | 248 枚              | 197 枚              | 57 枚               | 24 枚               | 0 枚                |
| 合計   | 6,635 枚            | 9,388 枚            | 7,254 枚            | 6,713 枚            | 9,909 枚            |

(担当：道路課)



電線類地中化整備後の様子 左：上尾駅西口（上尾平方線） 右：上尾駅東口（旧中山道）



### 5-3 次世代を思いやるために

#### 5-3-1 資源を大切にすまち (担当: 西貝塚環境センター、環境政策課)

##### 取組方針<16>発生抑制を中心とした3Rの推進

###### (1) ごみ処理の現状

市内で発生したごみは、西貝塚環境センターを拠点として処理されています。

ごみの種類ごとの収集方法及び処理等の方法は、以下のとおりです。

| 分類                         | 収集方法                     | 処理等の方法   |
|----------------------------|--------------------------|--|
| ①可燃ごみ                      | ステーション回収<br>(6分別<br>9品目) | 環境センターの焼却処理施設で処理され、磁性物を取り除いた後の残さは、最終処分場での埋め立てまたはセメント原料として搬出しています。<br>なお、焼却により得られる熱エネルギーから発電を行い、環境センター工場内の電力をまかなっており、余剰電力は売電しています。<br>また、隣接する、お風呂・プール等を備えた市民交流施設「健康プラザわくわくランド」で使用する熱源を供給しています。                                |
| ②金属・陶器                     |                          | 破碎後、磁力による選別を行い、鉄・アルミを再資源化しています。  |
| ③ペットボトル                    |                          | ペットボトル結束機で結束し、全量ペットボトル再生事業者によって再資源化しています。  |
| ④飲料缶・スプレー缶                 |                          | 空き缶選別プレス機によりスチールとアルミに選別し、圧縮プレス品として再資源化しています。   |
| ⑤ガラス                       |                          | 回収されたガラスは、委託業者によって再資源化しています。   |
| ⑥紙類・布類<br>(新聞・雑誌・段ボール・ボロ布) |                          | 各集積所から収集された紙・布類は、環境センターを経由せずに直接資源物問屋に搬入し、再資源化しています。<br>環境センターに直接搬入された紙・布類は、環境センター敷地内の資源化ヤードに集積した後、資源物問屋に搬入し、再資源化しています。   |
| ⑦粗大ごみ                      | 戸別回収                     | 戸別収集または直接搬入された粗大ごみは、次のとおり処理され、資源化しています。<br>(ア) 不燃性粗大ごみ……破碎・選別後に再資源化<br>(イ) 可燃性粗大ごみ……破碎後に可燃ごみと同様に焼却処理<br>(ウ) 処理困難物(ベッドマット等)<br>……資源化ヤード内で手処理解体し、直接又は破碎処理施設を通して再資源化<br>なお、家財道具等で状態のよいものは、「リサイクル品展示室」において、抽選のうえ、希望者に無償で提供しています。 |
| ⑧牛乳パック                     | 拠点回収                     | 市の公共施設に回収ボックスを設置し、随時回収を行っています。<br>回収した牛乳パックは資源化ヤードに集積した後、資源物問屋に搬入し再資源化しています。   |
| ⑨乾電池・蛍光管                   | 拠点回収                     | 各地区の公民館等(事務区単位)や市の公共施設等に回収ボックスを設置し、定期的に回収を行っています。<br>回収された乾電池・蛍光管は資源化ヤードに集積され、全量を業者委託により再資源化しています。なお、蛍光管については環境センター工場内で破碎処理を行った上で搬出しています。  |

ステーション回収のごみ集積所は、市内に約 4,700 箇所（平成 26 年 3 月末現在）と なっています。収集は土・日曜日、年末年始を除く、平日（祝日に当たる日を含む）に 行なっています。収集業務は収集区域を分割して直営及び委託業者によって行われ、直 営によるものが 8%、委託業者によるものが 92%となっています。

(2) ごみ収集実績

「上尾市一般廃棄物ごみ処理基本計画」の後半の計画における目標「西貝塚環境センタ ーに搬入される可燃物量を平成 27 年度には、約 62,000 t 以下に抑制する」を達成する ため、ごみ排出量の削減と資源化率の向上を目標に、市民・事業所の皆様のご協力をい ただきながら様々な取組を行った結果、ごみ収集総量は、平成 15 年度（2003 年度）を ピークに減少傾向にあります。

【上尾市におけるごみ収集量（家庭系ごみ）と内訳】

(単位：t)

| 年度<br>(平成) | 収集<br>人口<br>(人) | 可燃物       | 不燃物       | 資源物                   |          |            |           | 粗大<br>ごみ | ふれ<br>あい<br>収集 | 総重量       |
|------------|-----------------|-----------|-----------|-----------------------|----------|------------|-----------|----------|----------------|-----------|
|            |                 |           | 金属・<br>陶器 | 飲料<br>缶・ス<br>プレ<br>ー缶 | ガラス      | ペット<br>ボトル | 紙類・布<br>類 |          |                |           |
| 15         | 220,195         | 54,845.50 | 1,944.09  | 496.21                | 2,107.37 | 488.80     | 2,696.75  | 132.04   | —              | 62,710.76 |
| 16         | 221,765         | 51,227.41 | 1,847.29  | 445.36                | 1,834.76 | 652.93     | 3,354.99  | 123.44   | —              | 59,486.18 |
| 17         | 222,954         | 51,276.50 | 1,825.16  | 412.86                | 1,713.43 | 644.56     | 3,099.30  | 123.69   | —              | 59,095.50 |
| 18         | 224,043         | 51,449.15 | 1,876.64  | 409.12                | 1,700.04 | 673.62     | 3,323.84  | 128.45   | —              | 59,560.86 |
| 19         | 225,263         | 48,803.51 | 1,753.87  | 398.86                | 1,615.86 | 722.25     | 3,406.31  | 120.82   | —              | 56,821.48 |
| 20         | 225,625         | 48,237.27 | 1,617.28  | 370.88                | 1,524.05 | 679.85     | 2,988.56  | 153.75   | —              | 55,571.64 |
| 21         | 226,554         | 46,947.16 | 1,614.45  | 353.86                | 1,494.67 | 657.53     | 2,239.65  | 154.91   | —              | 53,462.23 |
| 22         | 227,074         | 46,477.04 | 1,644.62  | 335.21                | 1,507.97 | 677.56     | 1,803.06  | 94.26    | 24.46          | 52,564.18 |
| 23         | 227,368         | 47,371.96 | 1,754.76  | 353.81                | 1,499.96 | 696.74     | 1,839.66  | 107.40   | 27.21          | 53,651.50 |
| 24         | 227,431         | 47,246.40 | 1,589.52  | 341.12                | 1,467.99 | 678.21     | 1,760.96  | 97.88    | 37.21          | 53,219.29 |
| 25         | 228,064         | 46,138.69 | 1,569.92  | 324.50                | 1,451.51 | 635.73     | 1,957.57  | 105.45   | 48.56          | 52,231.93 |
| 26         | 228,040         | 45,331.55 | 1,422.02  | 318.07                | 1,429.87 | 635.77     | 2,210.02  | 118.80   | 81.21          | 51,547.31 |

【上尾市におけるごみ収集量（事業系ごみ）と内訳】

（単位：t）

| 年度<br>(平成) | 可燃物       | 不燃物       |                       | 資源物   |            |           | 粗大<br>ごみ | 総重量       |
|------------|-----------|-----------|-----------------------|-------|------------|-----------|----------|-----------|
|            |           | 金属・<br>陶器 | 飲料<br>缶・ス<br>プレ<br>ー缶 | ガラス   | ペット<br>ボトル | 紙類・布<br>類 |          |           |
| 15         | 23,340.93 | 197.00    | 12.39                 | 20.90 | 7.04       | 0.00      | 0.00     | 23,578.26 |
| 16         | 24,270.64 | 153.65    | 5.31                  | 23.75 | 7.52       | 0.00      | 0.00     | 24,460.87 |
| 17         | 24,347.26 | 112.21    | 2.26                  | 18.60 | 7.25       | 0.00      | 0.00     | 24,487.58 |
| 18         | 21,798.92 | 84.39     | 1.59                  | 21.89 | 7.14       | 0.00      | 0.00     | 21,913.93 |
| 19         | 18,205.68 | 67.09     | 1.92                  | 30.28 | 7.02       | 0.00      | 0.00     | 18,311.99 |
| 20         | 16,547.41 | 54.24     | 1.47                  | 23.68 | 3.17       | 0.00      | 0.00     | 16,629.97 |
| 21         | 15,220.11 | 59.48     | 2.42                  | 19.26 | 5.51       | 0.00      | 0.00     | 15,306.78 |
| 22         | 15,250.83 | 54.46     | 0.98                  | 19.86 | 3.23       | 0.00      | 0.00     | 15,329.36 |
| 23         | 15,469.31 | 58.07     | 1.79                  | 23.60 | 1.92       | 0.00      | 0.00     | 15,554.69 |
| 24         | 15,680.55 | 51.15     | 1.83                  | 18.15 | 2.00       | 0.00      | 0.00     | 15,753.68 |
| 25         | 17,486.90 | 90.95     | 2.13                  | 49.28 | 19.56      | 0.00      | 0.00     | 17,648.82 |
| 26         | 13,999.88 | 51.88     | 1.46                  | 16.30 | 17.98      | 0.00      | 0.00     | 14,087.50 |

【上尾市におけるごみ収集量（家庭ごみ・事業ごみ）と内訳】

（単位：t）

| 年度<br>(平成) | 可燃物       | 不燃物       |                       | 資源物      |            |           | 粗大<br>ごみ | ふれ<br>あい<br>収集 | 総重量       |
|------------|-----------|-----------|-----------------------|----------|------------|-----------|----------|----------------|-----------|
|            |           | 金属・<br>陶器 | 飲料<br>缶・ス<br>プレ<br>ー缶 | ガラス      | ペット<br>ボトル | 紙類・布<br>類 |          |                |           |
| 15         | 78,186.43 | 2,141.09  | 508.60                | 2,128.27 | 495.84     | 2,696.75  | 132.04   | —              | 86,289.02 |
| 16         | 75,498.05 | 2,000.94  | 450.67                | 1,858.51 | 660.45     | 3,354.99  | 123.44   | —              | 83,947.05 |
| 17         | 75,623.76 | 1,937.37  | 415.12                | 1,732.03 | 651.81     | 3,099.30  | 123.69   | —              | 83,583.08 |
| 18         | 73,248.07 | 1,961.03  | 410.71                | 1,721.93 | 680.76     | 3,323.84  | 128.45   | —              | 81,474.79 |
| 19         | 67,009.19 | 1,820.96  | 400.78                | 1,646.14 | 729.27     | 3,406.31  | 120.82   | —              | 75,133.47 |
| 20         | 64,784.68 | 1,671.52  | 372.35                | 1,547.73 | 683.02     | 2,988.56  | 153.75   | —              | 72,210.61 |
| 21         | 62,167.27 | 1,673.93  | 356.28                | 1,513.93 | 663.04     | 2,239.65  | 154.91   | —              | 68,769.01 |
| 22         | 61,727.87 | 1,699.08  | 336.19                | 1,527.83 | 680.79     | 1,803.06  | 94.26    | 24.46          | 67,893.54 |
| 23         | 62,841.27 | 1,812.83  | 355.60                | 1,523.56 | 698.66     | 1,839.66  | 107.40   | 27.21          | 69,206.19 |
| 24         | 62,926.95 | 1,640.67  | 342.95                | 1,486.14 | 680.21     | 1,760.96  | 97.88    | 37.21          | 68,972.97 |
| 25         | 63,625.59 | 1,660.87  | 326.63                | 1,500.79 | 655.29     | 1,957.57  | 105.45   | 48.56          | 69,880.75 |
| 26         | 59,331.43 | 1,473.90  | 319.53                | 1,446.17 | 653.75     | 2,210.02  | 118.80   | 81.21          | 65,634.81 |

（資料：西貝塚環境センター）

(3) 資源化量

収集及び搬入されたごみからの資源化量は、以下のとおりです。

【資源化量（西貝塚環境センター）】

(単位：kg)

|    | 年度<br>(平成)<br>(西暦)<br>区 分 | 22<br>(2010) | 23<br>(2011) | 24<br>(2012) | 25<br>(2013) | 26<br>(2014) |
|----|---------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1  | アルミ                       | 58,290       | 64,580       | 44,150       | 49,330       | 40,300       |
| 2  | スチール                      | 1,008,710    | 1,071,360    | 951,380      | 974,770      | 815,230      |
| 3  | その他<br>の金属                | 1,670        | 2,720        | 1,510        | 2,700        | 2,580        |
| 4  | アルミ<br>プレス                | 182,240      | 177,610      | 164,400      | 166,180      | 177,950      |
| 5  | スチール<br>プレス               | 136,360      | 124,430      | 109,710      | 114,680      | 105,270      |
| 6  | ガラス                       | 1,595,920    | 1,538,390    | 1,486,040    | 1,502,630    | 1,469,230    |
| 7  | ペット<br>ボトル                | 611,190      | 609,240      | 575,880      | 564,350      | 505,650      |
| 8  | 新聞                        | 172,260      | 159,020      | 144,120      | 166,460      | 191,590      |
| 9  | 段ボール                      | 899,350      | 944,020      | 951,530      | 952,940      | 919,160      |
| 10 | 雑誌                        | 748,570      | 710,850      | 691,170      | 827,120      | 986,060      |
| 11 | 牛乳<br>パック                 | 4,800        | 4,460        | 3,930        | 3,870        | 3,410        |
| 12 | ポロ                        | 208,470      | 226,170      | 207,020      | 250,740      | 314,640      |
| 13 | 電池                        | 51,960       | 58,740       | 49,880       | 55,580       | 46,200       |
| 14 | 蛍光管                       | 23,730       | 25,840       | 23,520       | 25,770       | 24,050       |
| 15 | その他                       | 26,960       | 32,930       | 30,020       | 29,790       | 24,590       |
| 16 | 小型家電                      | —            | —            | —            | 8,220        | 39,250       |
|    | 合 計                       | 5,732,480    | 5,750,360    | 5,434,260    | 5,695,130    | 5,665,160    |

- (注) 1 ビールびん、ビールケース等は除きます。  
 2 「3 その他の金属」は、銅・ステンレス・真鍮・クローム等です。  
 3 「15 その他」は、主に タイヤ や バッテリー です。

(資料：西貝塚環境センター)

(4) ごみ排出量の削減対策 (担当：西貝塚環境センター、環境政策課)

わたしたちの日々の生活から排出される廃棄物（ごみ）が増加すると、ごみ処理経費の増加や、焼却後に出る「焼却残さ」を処分するための最終処分場の不足、焼却施設の老朽化など、財政的・人的負担が増し、一方、生態系へ与える影響が大きくなります。

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2種類に大別されます。

本市では、一般廃棄物（家庭系ごみ）は、可燃物・不燃物・資源物の3種類に分けて収集しています。

事業所から排出する事業系一般廃棄物は、自らの責任で適正に分別し、西貝塚環境センターへ自己搬入していただくか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することになります。

本市で処理できないものは、産業廃棄物、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）で規定する4品目（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）、およびパソコン等です。

それぞれ、廃棄に際しては、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者へ、家電リサイクル法4品目は家電販売店へ、パソコン等についてはメーカーへお問い合わせください。

また、平成26年1月から使用済み小型家電の回収ボックスを公共施設9か所に設置し、希少金属を多く含むデジタルカメラやゲーム機などの小型家電の回収事業を開始しました。

廃棄物を発生させないため、物は大切に使い、ごみになるものは買わないようにしましょう（Reduce リデュース）。そして、使える物はできるだけ再利用し（Reuse リユース）、資源物の循環・再資源化（Recycle リサイクル）を推進しましょう。

また、お住まいの地域の自治会・事務区等による地域リサイクル活動に、ぜひご参加ください。

(5) 生ごみ処理機購入補助 (担当：環境政策課)

本市では、生ごみの減量化・堆肥化に有効な生ごみ処理機器（コンポスター、電気式生ごみ処理機）を購入する世帯に対し、購入費用の一部を補助しています（予算の範囲内で先着順）。補助実績は、下記のとおりです。 (担当：環境政策課)

【生ごみ購入処理機器購入費補助数】 (単位：件)

| 機器名称          | 補助金額                      | 補助数 年度別 平成（西暦） |              |              |              |              |
|---------------|---------------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|               |                           | 22<br>(2010)   | 23<br>(2011) | 24<br>(2012) | 25<br>(2013) | 26<br>(2014) |
| コンポスター        | 購入金額の 1/2<br>(ただし上限 4 千円) | 32             | 45           | 41           | 23           | 25           |
| 電気式<br>生ごみ処理機 | 購入金額の 1/2<br>(ただし上限 2 万円) | 21             | 19           | 16           | 14           | 12           |

(6) 西貝塚環境センターにおける売電と余熱利用

西貝塚環境センターでは、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、工場内の電力をまかなっているほか、余剰電力は電力会社へ売電しています。

また、得られた熱エネルギーを活用して、隣接する「健康プラザわくわくランド」に温水を供給し、熱源として利用しています。

| 年度<br>平成<br>(西暦) | 年間の発電量 (kW) | 売電による収入 (円) |
|------------------|-------------|-------------|
| 22<br>(2010)     | 14,576,937  | 54,685,182  |
| 23<br>(2011)     | 14,642,193  | 58,951,856  |
| 24<br>(2012)     | 15,147,290  | 60,145,532  |
| 25<br>(2013)     | 15,242,372  | 69,063,371  |
| 26<br>(2014)     | 13,057,652  | 52,362,030  |

(資料：西貝塚環境センター)

(7) 不法投棄対策

道路上の不法投棄については、道路パトロール中に発見した物や、市民からの通報によるものについては、随時対応しています。

(担当：道路課)

河川周辺については、職員の巡回や市民からの通報により、随時対応しています。

(担当：河川課)



【西貝塚環境センター】



【健康プラザわくわくランド】

## 取組方針<17>省資源・省エネルギーの推進

### (1) 省エネ対策推進奨励金

自主的に省エネ対策活動に取り組む市民に対して、省エネ対策推進奨励金を交付しています。

| 年度       | 太陽光発電 | 太陽熱温水器 | エネ・ファーム | エコ・ウィルプラス | グリーンカーテン | 電気自動車 | 電気バイク |
|----------|-------|--------|---------|-----------|----------|-------|-------|
| 平成 26 年度 | 264 件 | 1 件    | 34 件    | 0 件       | 20 件     | 12 件  | 0 件   |

(資料：環境政策課)

### (2) エコライフDAY

地球温暖化対策の一環として、市民・事業者の皆さんの参加を得て省エネルギー・省資源など環境に配慮した生活を経験してもらい、その成果を二酸化炭素等の削減量としてまとめ、発表する取組みを夏、冬の2回実施しています。

## 取組方針<18>歩行・自転車利用推進

### (1) 自転車専用レーン等の整備

自動車の利用に伴うエネルギーの消費を抑制するために、自転車専用レーン等の整備を進め、市民の自転車利用を積極的に図っています。

(担当：道路課)



## 取組方針<19>水資源の有効活用

### (1)雨水貯留タンク補助金

雨水の流出抑制を図るために、雨水貯留タンクを設置した市民を対象として補助金の交付を行っています。

(担当：河川課)

| 年度       | 設置実績 |
|----------|------|
| 平成 26 年度 | 11 基 |

### 5-3-2 環境のために行動するまち (担当：環境政策課)

## 取組方針<20>環境に関する生涯学習の推進

### (1)上尾市環境推進大会

上尾市環境基本条例の理念に基づき、市民及び事業者が環境の保全と創造について学び、考え、実践する契機とし、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として環境推進大会を開催しています。

#### 概要

- ・あげお環境賞受賞式と、受賞者による発表
- ・ごみ散乱防止等の環境美化啓発ポスター優秀作品の表彰
- ・記念講演

#### 参加者数

平成 26 年度 432 人

## (2)環境問題学習会

市民の多くの方々が、環境問題について学び、考える機会として学習会を開催しています。

| 年度     | 開催回数 | 参加者数【2回合計】 |
|--------|------|------------|
| 平成26年度 | 2回   | 91人        |

## (3)観察会

自然保護や環境保全などについて理解を深める機会として、観察会を開催しています。

### 取組方針<2.1>環境保全型の施設整備

公民館などの公共施設を環境の学習拠点にするなど、情報交換の場として整備・充実を図っています。

(担当：環境政策課)

### 取組方針<2.2>コミュニティ活動の促進

#### (1) 民間団体補助金

環境保全活動に取り組む団体を育成し、及び先進的な環境保全活動を奨励するため、自発的に環境保全活動を行う民間団体に対し、補助金を交付しています。

(担当：環境政策課)

## 取組方針<2 3>地球市民としての行動

### (1) 上尾市地球温暖化防止実行計画（担当：環境政策課）

#### ① 計画策定の趣旨・目的

本市は、平成 9 年（1997 年）9 月に「上尾市環境基本条例」を制定し、翌平成 10 年（1998 年）10 月に「上尾市環境基本計画」（第一次）を策定しました。この環境基本計画では、市民、事業者、民間団体及び市といったあらゆる主体がそれぞれの役割に応じて、自主的、積極的に資源循環型社会の構築や環境の保全及び創造に関する取り組みを推進し、環境負荷の軽減を図ることを定めました。その中でも市は、事業者・消費者の立場から率先して環境に配慮した行動を実践することとし、用紙類の使用量、公用車に占める八都県市指定低公害車の割合、事務所の単位面積あたりの電気使用量、エネルギー供給設備などの燃料使用量、廃棄物の量（リサイクル量含む）の 5 項目について設定された数値目標の達成を目指した「上尾市役所環境に良いこと率先実行計画」を定めて、平成 11 年（1999 年）6 月 1 日から、全職場、全職員をあげて環境にやさしい職場（エコオフィス）作りに取り組んできました。

しかし、地球規模的な温暖化対策や資源循環型社会構築といった課題の取り組みをより拡大、拡充する必要性から、「上尾市役所環境に良いこと率先実行計画」に温室効果ガス排出抑制対策を包含し、平成 19 年（2007 年）3 月から「上尾市地球温暖化防止実行計画」としてスタートしました。

#### ② 計画期間

この実行計画の期間は、平成 19 年度（2007 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までの 6 年間とし、目標の達成状況等をふまえ、必要に応じて見直し等を行います。（期間を平成 27 年度まで延長して取り組みます。）

### ③ 計画の対象範囲

本市が行う「すべての事務・事業」とします。したがって、庁舎や支所等の出先機関、公用車の管理に係わるものや、市が出資その他財政支出等を行う法人等の団体の事務・事業についても含みます。

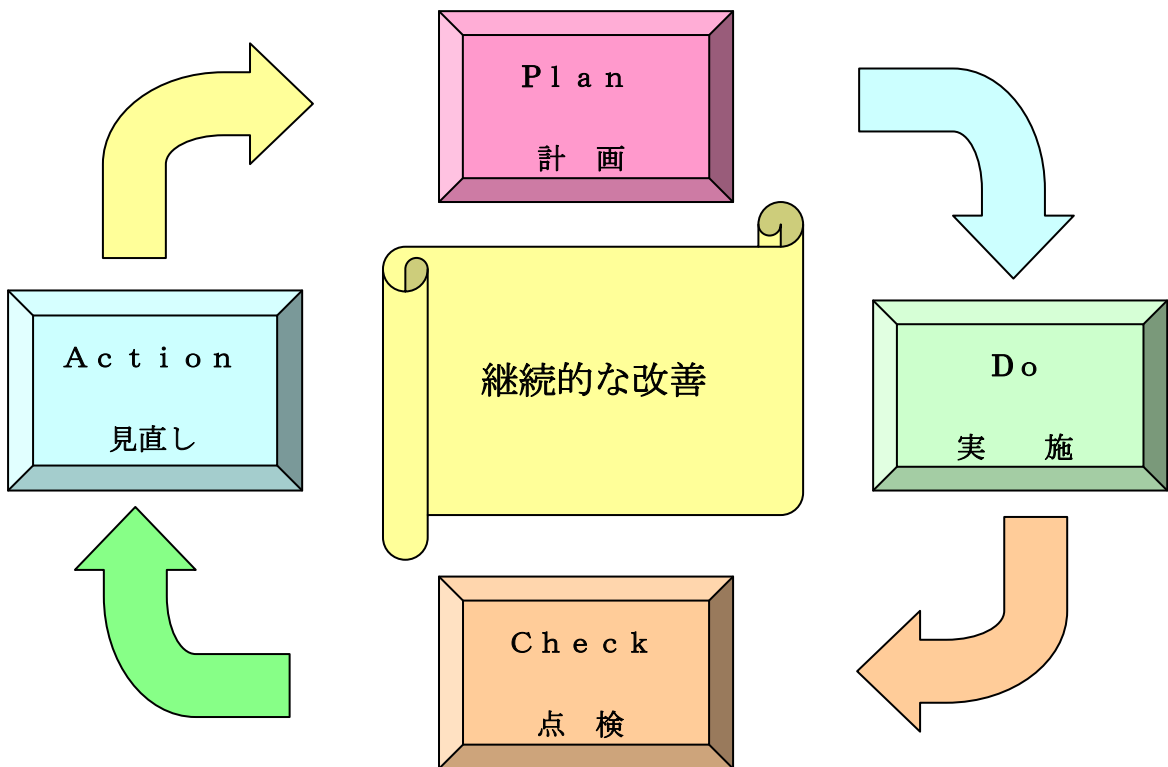
ただし、外部へ委託して行う事務・事業は対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

また、この実行計画策定以降に新設される施設、増改築される施設などについては、次期見直し時に反映させるものとしますが、それらの施設においても、この計画に基づく温室効果ガスの排出削減に向け取り組むこととします。

### ④ 計画の運用手法

地球温暖化防止対策の推進のため、実行計画で定めた削減目標を達成するためには、計画に掲げた取組を、全職員が自らの事務・事業を行う中で実践する必要があります。

運用の仕組みとして、Plan〔計画〕・Do〔実施〕・Check〔点検〕・Action〔見直し〕を繰り返すことにより、実行計画に掲げた取組項目の進行状況を把握し、目標に沿った運用になっているか常に確認するとともに、目標とのギャップがあれば、原因は何か分析・評価し、さらなる改善につなげていきます。



⑤ 対象となる温室効果ガスの種類

地球温暖化防止対策推進法に定められた温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 種類です。

このうち、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄については、市の事務・事業からの排出量の把握が困難であることから、この計画の対象外としています。

⑥ 温室効果ガスの総排出量削減に関する目標数値

市が行う事務・事業からの温室効果ガス排出削減のため、計画期間における電気使用量、燃料使用量等からの温室効果ガスの排出量を、平成 19 年度からの 6 年間に平成 16 年度比 6%削減を目指します。

【(A) 温室効果ガス総排出量の推移】 (単位：t-CO<sub>2</sub>)

|                    | 平成 16 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 総排出量               | 73,491   | 61,488   | 62,412   | 68,351   | 56,479   | 52,792   | 47,077   |
| 平成 16 年度<br>排出量増減率 | —        | -16.3%   | -15.1%   | -7.0%    | -23.1%   | -28.2%   | -36.0%   |
| 前年度増減率             | —        | —        | +1.5%    | +9.5%    | -17.4%   | -6.5%    | -10.9%   |

【(B) 廃棄物焼却量を除いた温室効果ガス排出量の推移】 (単位：t-CO<sub>2</sub>)

|                    | 平成 16 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 総排出量 (廃棄物<br>を除く)  | 14,364   | 12,137   | 12,894   | 12,012   | 12,508   | 12,555   | 12,664   |
| 平成 16 年度<br>排出量増減率 | —        | -15.5%   | -10.2%   | -16.4%   | -12.9%   | -12.6%   | -11.9%   |
| 前年度増減率             | —        | —        | +6.2%    | -6.8%    | +4.1%    | +0.4%    | +0.8%    |

市の事務・事業から排出された全体の温室効果ガス総排出量は、平成 26 年度は 47,077t でした。また、廃棄物焼却を除いた総排出量は、平成 26 年度は 12,664t でした。

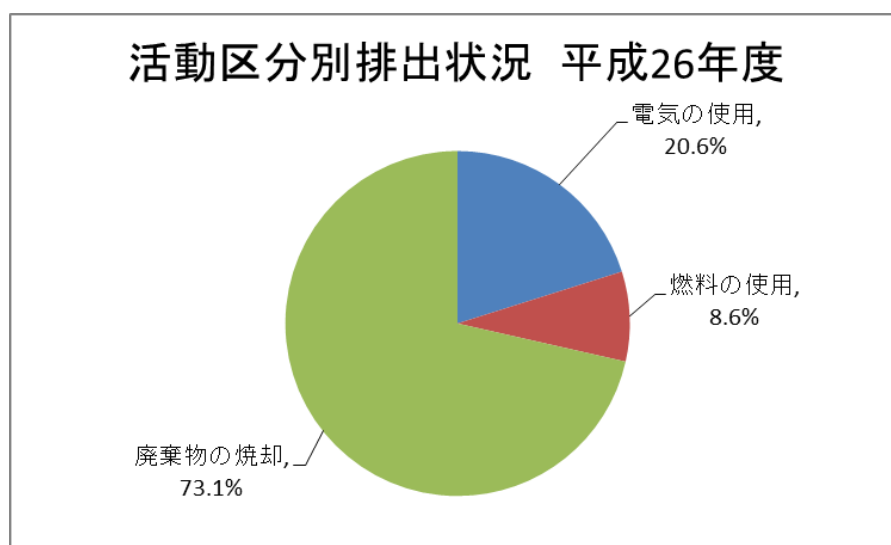
⑦ 活動区分別排出状況

活動区分別に見ると、平成 26 年度は、廃棄物の焼却が 73.1%と最も多く、次いで電気の使用 20.6%、燃料の使用（都市ガス等） 8.6%となっています。

【 活動区分別排出状況（平成 26 年度） 】

| 活動の区分  | 二酸化炭素換算値 (t-CO2) | 割合 (%) |
|--------|------------------|--------|
| 電気の使用  | 9,718            | 20.6%  |
| 燃料の使用  | 2,940            | 8.6%   |
| 廃棄物の焼却 | 34,413           | 73.1%  |
| 合 計    | 47,077           | 100.0% |

※ 端数処理のため、割合 (%) の合計数値は一致しない場合があります。



(資料：環境政策課)

## (2) エコライフ DAY

市では、地球温暖化対策の一環として、小・中学校の児童・生徒と保護者をはじめとする市民・事業者の皆さんの参加を得て、平成 26 年の 6 月（環境推進月間）と 12 月（温暖化防止月間）にエコライフ DAY を実施しました。

エコライフ DAY とは、埼玉県の事業のひとつで、「年に 1 日、みんなで地球温暖化防止にチャレンジしよう」という日のことです。県民一人ひとりのライフスタイルの変革のきっかけづくりとして、「エコライフ DAY チェックシート」（＝1 日版環境家計簿）を使い、省エネルギー・省資源など環境に配慮した生活を経験してもらい、その成果を二酸化炭素等の削減量としてまとめ、発表する取組です。

### 【平成 26 年度 エコライフ DAY 2014】

|                    | 夏                      | 冬                      |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| 実施日                | 6 月 22 日（日）            | 12 月 14 日（日）           |
| 小学生                | 18,739 人（うち家族 9,743 人） | 16,783 人（うち家族 9,903 人） |
| 中学生                | 4,730 人（うち家族 1,248 人）  | 4,479 人（うち家族 1,084 人）  |
| 一般・市職員             | 2,919 人                | 687 人                  |
| 参加者合計              | 26,388 人               | 21,949 人               |
| 削減 CO <sub>2</sub> | 20,935kg               | 23,695kg               |

（資料：環境政策課）

## (3) グリーン購入（担当：環境政策課）

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、「品質」や「価格」だけでなく、「環境」を選択の基準として、資源採取、製造、流通、使用、廃棄の各段階において環境の負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、自らも環境への負荷の低減に努める事業者から優先的に購入することです。

平成 13 年（2001 年）4 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）が制定され、地方自治体も環境物品等の推進に努めることとなりました。

市では、平成 19 年（2007 年）3 月に「上尾市グリーン購入の推進に関する基本方針」を策定し、事業者であり消費者でもある上尾市が環境負荷の低減を図るため、事務・事業を行うにあたり必要となる物品や役務等の調達について、グリーン購入を推進しています。

## 用語の定義

### ① 環境物品等

環境物品等とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。

- ア 再生資源（再生された材料及び再生しやすい材料をいう。）その他環境への負荷の低減に資する原材料又は部品であること。
- イ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること。
- ウ 使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと。
- エ 使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいこと。
- オ 廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品であること。
- カ 第三者機関の認定する環境ラベルを取得したものであること。

### ② 特定調達品目

市の事務・事業において、重点的に調達を推進すべき環境物品等のうち、別表（107,108 参照）に定める物品をいいます。

## 対象範囲

市の事務・事業において調達する物品等のうち、需用費、原材料費、備品購入費等を対象とします。



## 製品やサービスの判断基準

物品調達に当たっては、価格や品質だけでなく、製品やサービスの生産・流通・使用・廃棄に至るライフサイクルも考慮した上で、次に掲げる基準により、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して、必要な数を購入することとします。

### <製造>

- ア 環境や人の健康に有害な材料を使用していないこと。
- イ 環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。
- ウ 再生材料を使用していること。
- エ 間伐材や再使用された部品などの資源を有効活用していること。
- オ 再生しやすい材料が使用されていること。

### <使用>

- ア 環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。
- イ 資源やエネルギーの消費量が少ないこと。
- ウ 修繕や部品等の交換・詰替えが可能であること。
- エ 梱包や包装が簡易であること。
- オ 耐久性が高く長期間使用が可能なものであること。

### <廃棄>

- ア リサイクルや分別廃棄がしやすいものであること。
- イ 回収・リサイクルシステムが確立していること。
- ウ 廃棄するときに環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。

### <環境ラベル>

- 第三者機関の認定する環境ラベルを取得していること。

## グリーン購入の推進に当たっての基本的な考えかた

1. 物品等の調達に当たっては、従来から考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全と環境負荷の低減の観点を考慮することとします。
2. 物品等の選定に当たっては、できる限り特定調達品目を調達することとします。
3. グリーン購入の推進を理由として、物品等の調達量が過度に増加をもたらすことのないよう配慮することとします。
4. 調達総量をできるだけ抑制するため、物品等の合理的使用に努めるようにします。

## グリーン購入の推進方法

1. 物品等の調達に当たっては、特定調達品目（107, 108 頁参照）を選択することを原則とします。
2. 定調達品目に定められていない品目については、（3）製品やサービスの判断基準項目に従い、製品等を選択します。
3. 環境政策課の職員は、グリーン購入に関する情報について、積極的に情報交換を行い、各職場への情報提供に努めます。
4. 特定調達品目は、商品の発表状況等を勘案し、毎年度見直します。
5. 「上尾市地球温暖化防止実行計画」の推進体制を活用し、各課・所の総括推進員は所属におけるグリーン購入の調達推進に努めるとともに、購入実績を取りまとめることとします。
6. グリーン購入の実施状況については、年度ごとに、概要を取りまとめ、公表します。

グリーン購入を推進する際に参考となる資料

①財団法人日本環境協会関係ホームページ

ア エコマーク

イ グリーン購入ネットワーク (GPN)

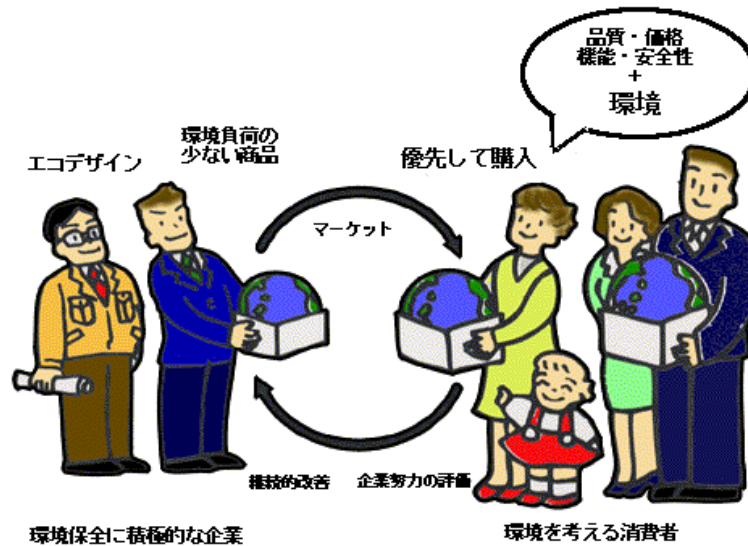
- ・GPN データベース
- ・グリーン購入情報プラザ
- ・グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

②財団法人省エネルギーセンター関連ホームページ

ア 国際エネルギースタープログラム

イ 省エネラベリング制度

ウ 省エネ性能カタログ



【特定調達品目表】

| 分 類         |             | 品 目 名                 | 判断の<br>目安・基準 |
|-------------|-------------|-----------------------|--------------|
| 紙類          | 情報用紙        | コピー用紙（色つき、カラー複写機用は除く） | ◎            |
|             |             | フォーム用紙                | ○            |
|             |             | インクジェットカラープリンター用塗工紙   | ○            |
|             |             | ジアゾ感光紙                | ○            |
|             | 衛生用紙        | トイレトペーパー              | ◎            |
|             |             | ティッシュペーパー             | ◎            |
|             | 印刷用紙        | 印刷用紙（カラー用紙を除く）        | ○            |
|             |             | 印刷用紙（カラー用紙）           | ○            |
| 文具類         | 筆記具         | シャープペンシル              | ○            |
|             |             | シャープペンシル替芯            | ○            |
|             |             | ボールペン                 | ○            |
|             |             | マーキングペン               | ○            |
|             |             | 鉛筆                    | ○            |
|             | 印章<br>スタンプ台 | スタンプ台                 | ○            |
|             |             | 朱肉                    | ○            |
|             |             | 印章セット                 | ○            |
|             |             | ゴム印                   | ○            |
|             |             | 回転ゴム印                 | ○            |
|             | 図案<br>製図用具  | 定規                    | ○            |
|             |             | トレー                   | ○            |
|             |             | 消しゴム                  | ○            |
|             |             | ステープラー                | ○            |
|             |             | ステープラー針リムーバー          | ○            |
|             |             | 連射式クリップ（本体）           | ○            |
| 事務用修正具（テープ） |             | ○                     |              |
| 事務用修正具（液体）  |             | ○                     |              |
| クラフトテープ     |             | ○                     |              |

|         |            |                           |   |
|---------|------------|---------------------------|---|
| 文具類     | 図案<br>製図用具 | 粘着テープ（布粘着）                | ○ |
|         |            | 両面粘着紙テープ                  | ○ |
|         |            | 製本テープ                     | ○ |
|         |            | ブックスタンド                   | ○ |
|         |            | パンチ（手動）                   | ○ |
|         |            | マグネット（玉）                  | ○ |
|         |            | マグネット（バー）                 | ○ |
|         |            | ペンスタンド                    | ○ |
|         |            | クリップケース                   | ○ |
|         |            | はさみ                       | ○ |
|         |            | モルトケース（紙めくり用スポンジケース）      | ○ |
|         |            | 紙めくりクリーム                  | ○ |
|         |            | 鉛筆削り（手動）                  | ○ |
|         |            | OA クリーナー（ウェットタイプ）         | ○ |
|         |            | OA クリーナー（液タイプ）            | ○ |
|         |            | レターケース                    | ○ |
|         |            | メディアケース（FD・CD・MO 用）       | ○ |
|         |            | マウスパット                    | ○ |
|         |            | OA フィルター（デスクトップ（CRT・液晶）用） | ○ |
| 丸刃式紙裁断機 | ○          |                           |   |



(4) その他の環境啓発事業

あげお市政出前講座

市民の皆さんが学習を希望するテーマについて、市の職員がおうかがいし、各担当分野の仕事の内容や持っている専門知識等を分かりやすく説明します。派遣料は無料です。ぜひご利用ください。利用申し込みは、各担当部署に直接お問い合わせください。

平成 26 年度の環境関連のテーマについては、以下のとおりです。

【平成 26 年度あげお市政出前講座（環境関連）】

| 分野     | 講座名                   | 内容  | 担当部署名          |
|--------|-----------------------|---|----------------|
| 暮らし    | 身近な温暖化対策              | 身近にできる温暖化対策の啓発、推進   | 環境政策課          |
|        | 上尾市の環境基本計画            | 上尾市の環境基本計画の概要   |                |
|        | ごみの減らし方・リサイクル         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どうしてリサイクルが大切なのか？</li> <li>・ ごみを減量しよう</li> <li>・ 資源をリサイクルしよう</li> <li>・ 3R で物を大切にしよう</li> </ul> |                |
|        | 西貝塚環境センターの仕組み（施設の見学会） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみのゆくえ（家庭から埋め立て処分まで）</li> <li>・ 中央制御室・ごみクレーン・発電機の見学</li> <li>・ ごみの出し方</li> </ul>               | 西貝塚環境センター      |
|        | あげおの農産物               | あげおの農産物を紹介  | 農政課            |
| 都市、緑、水 | 市の緑と公園                | 市の緑と公園の紹介   | みどり公園課         |
|        | 公共下水道の仕組み             | 下水道計画と現状、下水道使用料と事業費、下水道施設の維持管理  | 上下水道部<br>経営総務課 |
|        | 水道水ができるまで             | 地下水や河川水が水道水になるまで  |                |

(担当：生涯学習課)

## こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は、平成 7 年度（1995 年度）から開始された環境省の事業です。

- 幼児から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブです。
  - 子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる地球にやさしい活動に自由に取り組みます。
  - 2人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成されるグループが、お住まいの市町村の担当窓口に登録用紙を提出することで登録できます。
  - 年間を通していつでも登録でき、活動をはじめられます。
  - 登録料・年会費などの費用はかかりません。
- 活動に参加したい人は、環境政策課にお問い合わせください。

### 地球にいいこと はじめよう！

|                       | 全国    |         | 上尾市  |    |
|-----------------------|-------|---------|------|----|
|                       | クラブ数  | 人数      | クラブ数 | 人数 |
| 平成 26 年度<br>(2014 年度) | 2,199 | 105,904 | 2    | 16 |

(担当：環境政策課)

## あげお環境賞

あげお環境賞は、環境の保全と創造に関する意識の醸成及び行動の促進を図るため、個人、各種団体及び事業者において、他の模範となる優れた取組を表彰するものです。

あげお環境賞は平成 13 年（2001 年）に制定され、第 1 回授賞は平成 14 年（2002 年）です。

- ◆ 対象 市内における、次に掲げる活動です。
    - ① 河川・湖沼、緑地など身近な自然に対する保全活動
    - ③ 身近な自然の創造を行う先進的な活動
    - ④ 省資源・省エネルギーなど地球温暖化に配慮した活動
    - ⑤ ごみの減量化・リサイクルによる資源循環型社会の構築に資する活動
    - ⑥ 環境学習等の環境保全意識の高揚に資する活動
    - ⑦ その他、環境保全や、環境負荷の低減に関して有効な活動
  - ◆ 応募資格
    - 個人 市内に在住、または在勤、在学する人（推薦人が必要です。）
    - 各種団体 団体の活動範囲を市内に有する団体
    - 事業者 市内に事業所等を有する事業者
- ※ ただし、過去 5 年以内に同一事例で「あげお環境賞」を受賞していないこと。

(担当：環境政策課)



## 平成 27 年版 あげお環境白書

(平成 26 年度報告)

発行 平成 28 年 2 月

上尾市環境経済部環境政策課

〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目 1 番 1 号

電話 048-775-6925 FAX 048-775-9872

e-mail: [s251000@city.ageo.lg.jp](mailto:s251000@city.ageo.lg.jp)